米國産業協議會

ナチス獨逸の經濟的發展

大原社會問題研究所

再版序文

本書の初刊は一昨年六月、私の四回目の渡歐の際であつたが、其後の內外の情勢は、本書の重要性を益々加へた。當時、私はプラーグに開かれる第二十四回國際統計協會々議に政府委員として出席し、旁々新興獨逸の國情を視察して歸る豫定であつた。しかるに一方、チェッコ問題のために統計會議は流會となり、他方獨逸國內の情勢も逼迫を加へて客觀的研究を困難とするに至つたので、社會・經濟・勞働の新事態に關する文獻を蒐集携歸し、その利用による新獨逸の研究を本研究所の研究課題に加へ、その結果の或者は「新獨逸叢書」として世に問ふこととした。

其後、周知のやうに、獨逸はチェ・波を討ち、丁・諾を征し、白・蘭を蹂躪し、佛蘭西を降して歐大陸に覇を制し、大英帝國と雌雄を決せんとしてゐる。この赫々たる勝利は不屈なる獨逸精神と精鋭なる獨逸軍隊の力とに負ふのであるが、同時にナチス支配下における適切なる銃後體制の樹立に待つところも亦甚大である。新興獨逸の勝利の祕密の一つは獨逸產業及勞働の新體制にあるといつても過言ではない。本書の重要性の加重を指摘したのはこの見地からであつた。

獨逸の成果に對比して、我國の偉業は聊の遜色もない。日支事變以來三年、大陸における光輝ある勝利は我軍隊の忠勇と一般國民の報國の至誠に基くのであるが、これと表裏すべき銃後體制においては軍・官・民の幾多の論議と努力にも拘らず、少からぬ遺憾の點を存する現狀にある。最近、世界の情勢は益々逼迫し、わけても東亞圏の南方への擴大はさらに深刻なる危機を孕み、國內體制の一新は愈々緊急を要するに至つた。第二次近衞內閣はかかる新體制の確立をその重要使命として登場したのである。さうしてこの際、歐洲勝利國の新體制は他山の石として大に學ばるべきであらう。本書の重要性の加重は特にこの點に存するのである。しかし玆でも亦、蘇聯や英・米に關して適切に呼ばれてゐるやうに、外國崇拜・外國模倣は嚴に戒むべきで、我々は我國の歷史と現狀とに鑑み、科學者的冷靜を以て取長捨短の操作を行はねばならぬ。終りに、本書の書名は原名に復して『ナチス獨逸の經濟的發展』と改めたが、內容には變りない。再び大方の叱正を乞ふ次第である。

昭和十五年八月

高野岩三郎

譯者序

周知の如く、現在わが國の國民經濟は、政治・社會・文化の諸領域とならんで、謂ゆる戰時體制下にあるのである。しかし、この戰時體制なるものは、完成品であるといふよりは、むしろその指導原理においても、その構成計畫においても、具體的諸方策においても、いまだ確立への過程にあるものと考へられる。吾々が一方で、經濟生活に關する我國獨特の原理・方策の探求を努めるとともに、他方、諸外國における斯方面の經驗を批判的に考察して之に學ぶことを怠つてならぬ所以はここに存してゐる。かやうな視角から見て、諸外國中幾多の事情において我國將來の發展を最もよく豫示してゐるかに考へられるものに、最近の獨逸がある。だから獨逸最近の發展の客觀的研究は、單なる學問的興味のほかに、極めて重要な時局的意義を持つものといふことができよう。しかるに、最近の獨逸の事情に關しては、恰も嘗ての蘇邦においてのやうに、之を取扱つた文獻はなかなか澤山あるのであるけれども、その多くは彼國における支配的權力又はその反對者側から發表された宣傳的意味を帶びたものであつたり、さうでなくとも支配政權の思想・政策に

對する主觀的好惡から、不識裡に研究調査の客觀性を損じたものであつたりして、必ずしも事態の客觀的考察に適當した資料のみであるとは云ひがたい。その間にあつて以下に譯出した北米合衆國における『全國產業協議會』[1]の發刊にかかる『國民社會黨下における獨逸の經濟的發展』[2]（同研究叢書二三六號）は比較的公平な立場に立つて獨逸の近狀を究明した良書の一つである。原序にもいつてあるやうに、それは「國民社會主義の政治的・社會的哲學に對して何らかの批判を下し」たり「獨逸政府の掲げてゐる諸々の目標やそれらを達成するために選ばれた方法を評價し」たり「經濟的領域又は其他何らかの領域において政府の採擇した何らかの政策が實踐上又は經濟上正當であつたかどうかについて意見を表白し」たりすることを一切差控へ、ひたすら彼處における「經濟事情に關する直接の調査と信頼すべき筋の情報とを參考することによつて確認せられた諸事實の明確なる記載たらんことを期した」のである。　したがつて讀者にしてもし後に述べる二、三の注意を念頭におきつつ本書を讀まれるならば、獨逸最近の事態の推移についてだいたいにおいて正鵠をえた認識がえられるのではないかと思はれる。

原著の公刊者である『全國產業協議會』に敬意を表しつつ、ここにその簡單な説明を加へておけば、同會は一九一六年の創設にかかり、北米合衆國における雇主團體側の最も重要なる研究調査機關である。　その主なる目的としては、產業經濟の領域における不偏不黨の調査を行ひ、この目

1) Natio:al Industrial Conference Board.
2) Economic Develop nert of G rmany under National Socialism. New York. 1937.

的のため個人・研究調査機關・諸團體・政府當局と協力し、産業諸事情の基底となり且つ之に影響を及ぼしつつある既存經濟事情の基礎の上に、合衆國における工業家及工業家團體の共同審議の成立を助成し、相互福祉のため被傭者と雇主との間に、また社會公益のため産業従事者と公衆との間に、理解と友交關係を促進する」ことなどが掲げられてゐる。 協議會は二十七の雇主團體の聯合であつて、各團體はその費用を分擔し、二名の委員を送つてボールドを構成してゐる。 協議會の本體をなすものは、多數の有能な經濟學者及經濟事情通を含む約八十名の部員を持つ研究調査部であつて、すでに我國にも知られてゐる幾多の産業及經濟に關する權威ある研究報告を發表してゐる。 ここに譯出した報告書はその最近發行のものの一つである。 これらの研究はいづれも協議會の目的に應じて、事實に關する情報を提供するにあつて、自分で特定の思想・政策・施設を樹立・唱導したり、他の思想・政策・施設を批判することを目的としてゐない。 いふまでもなく、本書原著の起草にさいしても、序文にも明かなやうに、かかる立場を嚴守する旨が繰返し述べられてゐるのである。 尤も、一部では協議會の諸研究の或部分には往々雇主の立場に都合のよいやうに歪曲されたものがあるといふ批難があり、之に對して協議會側は報告書の科學性に關するかやうな論擊の謂はれなきことを反駁してゐる事實もあるので、讀者はそのことを念頭においておかるべきであらう。 なほ、飜譯にあたつて原著が英譯の仕方・計數の處理・統計の扱ひ其

他において往々正確を缺き、中には誤謬とさへ思はれる點もあることに氣がついた。相當の根據を以てなしうる限りそれらは譯者の責任において訂正されてゐるが、煩はしいので一々指摘しない。讀者はこのことも含んでゐていただきたい。

終りに尙ほ、私の個人的感想を附記しておきたい。私はこれまで歐洲に遊ぶこと合せて三回、第一回は明治三十二年より同三十六年（一八九九—一九〇三年）、第二回は明治四十二年より同四十三年（一九〇九—一九一〇年）、第三回は大正十五年九月より翌昭和二年十一月（一九二六—一九二七年）に亙るのであるが、其間常に主として滯在せるは獨逸國であつた。此の書の本文に於て數字的に說明してあるやうに、第一回の時期に於ける獨逸國は既に所謂農業國（アグラール・スタート）の姿態を脫して漸く所謂工業國（インドストリー・スタート）の域に踏み込める時代であつた。是に於て乎、農業立國か工業立國か、保護關稅か自由貿易か、の是非得失論は朝野の間に喧しかつた。ワグナーとブレンターノの火花を散せる論爭は今尙ほ私の記憶に新たなる所である。然るに第二回の時期に於て私の前に現はれたる獨逸は、もはやその可否の論議を超越して、明かにそれは商工業國の名實を備へ、正に覇を先進英吉利國と爭はんとし、"Deutschland ueber alles" の聲は國の上下に漲り「カイゼル」の意氣は全世界を吞むの慨ありとも言ひ得たのであつた。更に第三回の客となれる私が、如何に有爲轉變は世の習との諺ありとは言ひ乍ら、十數年間に於ける絕大の變動を目擊して、無限の感慨に打たれた

るは、讀者も想察に苦しまない所であらう。尤も、此の時期に同國に遊べる我國朝野の人士の口にする所、乃至我國の新聞雜誌上に於ては却て同國復興の旺盛を稱へる聲の壓倒的なるを見たのであるが、私は寧ろ之と反對に、伯林やミュンヘンの如き大都會の街路に於て頻りに乞丐類似の輩の徘徊せることや或は又兒童少年の跣足の儘繁華なる大通りを濶歩するもの少からざること(此の如きは從前には絕無の現象であつたと言へる)などを視ては、事小なるに似たるも、一方今昔變遷の甚だしきに驚くと同時に、他方獨逸復興の前途尙ほ頗る遼遠なるを覺えざるを得なかつたのである。然るに事態は更に急轉、復興の大事業は今や新興國民社會黨政權の肩上に懸り、日夜之に向つて邁進しつつあるは、讀者の熟知せらるる所である。私は三週日の後には四たび海を越えて歐洲に渡り、暫く又足を獨逸に留め、親しくその最近の實情を視察せんと欲してゐるのであるが、恰も其の時、本書に接し同國の近狀を知悉し、頗る有益なる準備的知識を得たるを喜んでゐる次第である。啻に私の如き特殊の境遇に在るものに對してのみならず、苟も思を深く我國現下の時局に致し、之に向つて何等かの貢獻を寄與せんと欲するの人士にとつては、旣に上述したやうに、獨逸最近の起伏隆替の狀勢は頗る貴重なる參考資料たること毫も疑を容れない。これ私が敢て本書を我讀書界に紹介する所以である。若し夫れ其の飜譯に至つては、所員數氏が頗る嚴正に其任に當つたので十分の責任をとるに躊躇しないのであるが、其の間素より

多少の瑕瑾なきを保し難い。切に大方の好意的注意を希ふ所である。

昭和十三年六月二十七日

大原社會問題研究所に於て

高野岩三郎

原序

本篇は產業協議會が、その國際部の事業の一部として、過ぐる六年間に獨逸の情勢に關して刊行した四回目の報告書である。すなはち『獨逸產業の合理化』と題して一九二一年に刊行した第一の研究は、產業カルテルの種々の型態の職能と法律上の地位とに特別の力點をおいてなされた獨逸の產業における企業結合運動の分析と、その外債の元利拂に應じうる獨逸の能力についての考察とに當てられた。この第一の問題は、物價の低落と破滅的競爭と反トラスト法とに煩はされてゐた米國の實業家にとつて興味あるものであつた。第二の問題は獨逸に數十億弗を貸付けてゐた米國の投資家にとつて、また世界市場において獨逸の競爭に對處せんとする米國の輸出業者にとつて、興味あるものであつた。

一九三二年には米國において失業情況が極端に重大化したのと失業保險立法の要望が益々昂つて來たのとに鑑み、協議會は獨逸の失業保險並に失業救濟制度を研究するため、一調查部員を同國に派遣した。この調查の結果は『獨逸における失業保險及失業救濟』と題する書物で公表されてゐる。

一九三三年一月に國民社會黨の執權に導いたところの獨逸における政治的革命以後において、協議會は獨逸の情勢の主要姿相の概觀を得、且つ實質上獨逸の政治的債務を免除したところのローザンヌ會議の決議の見地から獨逸外債の現狀を再檢討することの有益なるを認めた。この研究は『一九三三年初頭における獨逸の情勢』といふ表題で公刊された。

大戰以來、經濟計畫化又は集團主義が獨逸と伊太利と蘇聯とにおいて大規模に適用された。獨逸と伊太利では、民間企業は國家がその奉仕を必要とするといふ理由から、名目上存續を許されて來た。けれども國家は之に規制を加へ、國民全體の利益――この利益が何であるかは執權中の政黨によつて決定せられるのであるが――を促進するためになさねばならぬ事柄を之に申付けるのである。さらに、完全な政治的權力の行使によつて、國家は民間企業がその割當てられた任務を遂行しやすいやうな事情を創成するやうに試みる。之に反して蘇聯では民間企業は存在しない。國家が一切の生産、分配の手段を所有し且つ運用するのである。

これら諸國における集團主義の採擇は甚しく異常且つ緊迫な事情の下に行はれた。しかしてかかる事情の存在は國家による非常權力の掌握を正當化したのであつた。これら諸國の人民は經濟的窮乏と精神的憂欝の狀態に立ち至つてゐたので、自然、革命のために準備された形であつた。獨逸・伊太利における民衆に關する限りにおいては、舊制度が一掃されさへすれば、

それが共産主義によつてであらうと、國民社會主義とファシズムによつてであらうと、その方はたいして重大な問題ではなかつたのである。たいていの舊施設は時代に遲れて役に立たなくなつてゐた。若しもさうでなかつたら、それらは殘存したことであらう。なるほど、民間企業は存續してはゐる、しかしその存續してゐるのは當座の間、國家が民間企業を以て國家の計畫の實行のため進んで事に當り且つ有效なる要具であると認めたからにほかならぬ。蘇聯においては舊制度の崩壞は完全であつた。といふのは全經濟的・社會的構造は破壞され、かくて新國家は獨・伊の新支配者の當面した問題とは根本的に異る問題に面接したからであつた。

國民社會主義とファシズムとボルシェヴィズムの成立の過程を理解することは重大である。だが、獨逸の民主的共和制と伊太利の議會的王制と露西亞のツァーリズムの崩壞についての幾多の尤もらしい說明の相對的重要性に關して、何らかの見解の一致に到達することは至難の業である。他方において、新なる統治の性格について、その標榜してゐる任務について、この任務の完成のために用ゐられつつある方法について、民衆の生活程度の見地よりみて彼らの努力のもたらした成功について、私企業制度下に行はれてゐるものと異り且つそれらよりも優秀な政治的・經濟的組織の新規則・新原理に彼らの貢獻した範圍について、說述を與へることは同樣に重要であり、しかも遙かに實行容易である。これら諸事項の理解こそ、私企業制度の長所に對比し

て集團主義の長所に聰明なる評價を加へるための土臺たらねばならぬのである。

國民社會主義統治の四ヶ年の間に、獨逸政府の對內·對外政策は汎く世界の關心を喚起した。國民社會主義者によつて創設された政治制度の非常時的性格と彼らの民族主義哲學と彼らの鬪爭的國民主義と彼らのベルサイユ條約の破棄と彼らの熱病的再軍備とは國際的對立を激化し、國々の間に甚しく疑心暗鬼の狀態を釀成するに至つた。同時に獨逸における言論出版の自由の撤廢は外部者にとつてこの國の眞相を知ることを極度に困難ならしめた。之に加へて、獨逸に關して手にはいる情報の多くは、この國の事情が極度に危機に瀕し危險であることか、さうでなければ、この國の一切の問題はすでに解決ずみで、その人民は繁榮且つ幸福になつてゐることか、を示す目的を以て故意に歪曲されてゐるのである。

一方の側では、廣く主張されてゐる、國民社會主義統治の下に獨逸の人民の生活程度は非常なみじめな狀態に低下し、その結果、國內革命を囘避するために政府は對外戰爭を選ばざるをえないであらう、と。さらに、あらゆる種類の食料品と原料品の容易ならざる不足が存在してゐるといふと、外見上の經濟的復興は巨大な政府の支出によつてもたらされてゐるのだといふと、諸々の計畫を金融するための資金は短期債によつて調達され、それが破產を以て政府を脅かし、猛烈なインフレイションに導きつつあるといふこと、ボルシェヴィズムと國民社會主義との相違は

單に理論上のものであつて實踐上のものではないのだ、といふことが、主張される。之に對して他方の側では、生活程度は非常に改善されたといふこと、食料品と原料品の供給は充分であるといふこと、政府の財政の地位は健全であるといふこと、財政上若くは政治上の危機は存在しないといふこと、國民社會主義は私企業制度の牢乎たる防衛者であり、ヨーロッパにおけるボルシェヴィズムに對する主要な防塞であると言ひ張るのである。

獨逸の經濟狀況を理解することは、國際平和の維持に關心する人々にとつて、經濟計畫化と產業及勞働に對する政府の統制との研究者にとつて、獨逸の合成生產物の故に綿花・油・羊毛・ゴムの如き幾多の原料產業にとつて、獨逸の證券其他の財產形態の所有者にとつて、世界市場における競爭者にとつて、重要なのである。

一九三六年の終に、協議會は獨逸の經濟的・社會的狀況の基礎的姿相の若干につき嚴密なる事實に卽する調查をなすの目的を以て、一研究部員を獨逸に派遣した。特別にこの調查員は次の項目に關して情報を蒐集するやうに委囑された。すなはち、(一)勞働及產業の組織と政府統制の範圍及性格(二)勞働及產業の經濟的地位(三)國際取引とその生活程度との關係(四)政府の財政上の地位、そのさい特に公共土木事業と再軍備計畫の費用に留意すること。本研究は以上の調查の諸結果を含むのである。

この研究の目的は國民社會主義の政治的･社會的哲學に對する何らかの審判を表明しようとすることにあつたのではない。またその目標は獨逸政府の揭げてゐる諸々の目標やそれらを成就するために選ばれた方法を評價することでもなかつた。さらに、本研究にあつては、經濟的領域又は其他の何らかの領域において政府の採擇した何らかの政策が實踐上又は經濟上正當であつたかどうかについて意見を表白する意圖も毛頭ない。本報告はただ單に、獨逸における經濟的事情に關する直接の調査と、信賴すべき筋の情報を參考することによつて確認せられた諸事實の明確なる記載たらんことを期したのである。

けれどもこれらの事實は若干の回避しがたい肝要な結論に導く。國民社會主義の統治は峻嚴なる計畫經濟制度を確立した。政府の目標は經濟制度の運營を政府自らが一般福利と思料したところのもののためになるやう指導するにある。一切の私的利益は國民的利益の犧牲とされうる。そのさい、何が國民的利益を構成するかについては、意見の相違は許されない。この問題は國民社會黨の指導者、首相アドルフ･ヒットラアによつて黨員及商工業の代表者と協議して決定せられるのである。經濟の計畫化は勞働及產業を嚴重に統制しないでは不可能であることが見出された。かくて政府は國民的福利を增進するため民間產業の果さなければならぬ任務を決定し、且つ獨裁的政治權力の行使によつてこれらの任務を成就しうるやうな事情を創

成するやう試みつゝあるのである。

國民社會主義の自ら標榜してゐる第一の任務は再軍備である。何となれば、政府は强力な軍隊こそ繁榮且幸福なる獨逸のための第一要件だと信じてゐるから。

第二の任務は經濟的自足である。合成原料品の生産を發達させるために、農業の生産額を增大するために、特定の鑛石及金屬の低品位の國內埋藏量を開發するために、高價な努力が拂はれつゝあるのも亦、大部分は國防上の考察から出てゐるのである。そしてこの計畫の執行は賃銀・物價・資本の供給及配分・輸出入に對する完全なる政府の統制を必要とする。

國民社會主義の一切の他の經濟政策は再軍備と經濟的自足とに從屬する。そしてこのことは民衆の生産程度においては少しもこれといふほどの上昇を伴ふことのない商工業の好景氣といふ異例的な現象を說明するであらう。經濟計畫化は、獨逸が國內で生産することのできない原料品、特に特定の金屬・飼料・食料品・動物性纖維を外國から輸入するの必要を克服することができなかつた。賃銀率の昻騰しえなかつたのは、何よりもまづ生産費の增大を防止する必要から來たものであつた。何となれば賃銀率の昻騰による生産費の增大は輸出産業の競爭能力をヨリ一層阻害するであらうから。

賃銀率・勞働時間・物價・利潤・利率の公定によつて、輸入を統制し輸出を助成することによつて、工

場及設備の膨脹・原料品の供給及配分・證券の新發行を規制することによつて、十億マルクを公共土木事業と再軍備に費消することによつて、國民社會主義の統治はこの國の利用しうべき全勞働力に對して規則的な雇傭を供與することに成功した。そのさい、就業者に支拂はれる賃銀率は生活の基本的必要を充たすには足りるが、生活程度における認めうるほどの向上は之を許さぬ底のものであつた。もしも民間企業が自由に機能することを許されてゐたならば、獨逸の經濟的發展はヨリ有利なものであつたかどうかは、解答しがたい質問である。ひとたび政府が再軍備計畫と經濟的自足の遂行に發程した以上、企業の自由の犧牲は避けがたいものであつた。決定的な問題はむしろ、再軍備計畫が完成され、經濟的自足の諸〻の可能性が徹底的に利用し盡された後に、如何なる方向に獨逸が轉向するであらうかといふ點に存してゐる。産業統制のために造り出された巨大な官僚的機構は「武裝解除」されうるであらうか。或はまた、官僚は權力をその掌中に保持するために新なる「非常時」を發明するであらうか。これらの疑問に對する答へは、將來の事件の進行のみが之を與へることができる。

本研究を爲し、本報告書を作つたのは、協議會研究部員、ヴァソオ・トリヴァノヴィッチ氏である。

一九三七年六月

紐育市　會長　ヴァアヂル・ジョルダン

目次

第四章　國際收支……九六頁

統計表一覧

圖表一覽

梗　概

國民社會主義政府は産業における團體協約を信頼せず、また之を認許しない。それは同盟罷業と工場閉鎖とを禁止する。それは指導者としての資本家の掌中に、彼れの經營において滿足なる勞働條件を維持すべき全責任を委ね、且つ之に必要な權能を彼に賦與する。指導者によつて雇傭されてゐる者、すなはち彼れの從屬者は、資本家の決定を遵奉することを拒否しえない。しかし之に不服な場合には、彼らは政府の役人である勞働監理官に對して訴願をなすことができる。この勞働監理官は初審にして終審の法廷である。監理官は資本家の如何なる決定をも變更することができ、且つ彼を指導者の地位から、換言すれば、彼れ自身の企業の管理から、罷免することができる。國民社會主義の理論によれば、獨逸における唯一の雇主は獨逸國家であり、如何なる私的利益も國民全體の利益と衝突する限り、神聖たりえない。そのさい、國民の利益とは何ぞやといふ根本的な問題は政府によつて、すなはち國民社會黨によつて決定されるのである。資本家も勞働者も國家の命令が如何に自分たちの個人的利益に反することがあつても、之が遂

行を拒むことはできない。

事業活動は不景氣以前の水準を拔くに至つた。失業は實際上排除せられた。けれども經濟的囘復は普通にみられるやうな好景氣の徴候を伴はなかつた。賃銀率の上昇もなければ、商品及證劵市場における人氣も沸騰せず、さしたる配當の增加もなかつた。だがしかし、全國民所得は甚しく增大し、その結果として消費における非常な增大を見るに至つた。全體としての勞働者の地位は再雇傭・部分的雇傭の排除・殘業の再開のために改善された。賃銀率と物價とを不動の狀態に保たうとする政府の政策は完全に成功したといふわけには行かなかつた。といふのは、一つには輸入原料品と食料品との價格は統制不能であつたからであり、二つには、農業者の境遇を改善するために、國內農產物の價格の上騰を許したからである。それ故に、一九三二年に完全雇傭の狀態にあつた勞働者はその賃銀の購買力の減退を被つたけれども、以前に失業狀態又は部分的雇傭の狀態にあつた幾百萬の勞働者の生活程度は上昇するに至つた。

事業界の復興は公共土木事業及再軍備に對する政府の支出によつて招來されたのである。遊休狀態にあつた機械と失業狀態にあつた勞働者とには、その活動の機會が與へられた。生產及販賣の數量が增大した結果、間接費は低下し、利潤は上騰した。他方において利率は引下げられたが、その代りに租稅の負擔が著しく增大した。將來に關する限り、利潤の前途は餘り香ばし

くはない。多くの産業は全能力で働いて居る、從つて生産設備の更新と擴張とのために巨額が投じられなければならぬであらう。租税の負擔は今後もその重壓を續けるであらう。その上生産費は原料品價格の上騰によつて不利な影響を被るであらう、この原料品價格の昂騰は特に合成生産物の増産及低品位の國内鑛石の利用のための第二次四ケ年計畫と關聯して現はれて來よう。資本の創成と配分とは政府の統制するところである。二次的重要性をしか持たないと考へられる産業における工場及び諸設備の擴張を禁止することによつて、政府は長期資金の充分の額を、それを是非とも必要とする産業と企業とに振向けることができる。したがつて資本の缺乏のために政府が止むなく、外國からの金融上の援助を求める目的でその再軍備計畫とその外交政策を修訂するやうなことは萬々なからうと思ふ。

對外貿易及對外金融取引は完全なる政府統制下におかれた。雙務清算協定が實質上すべての重要國との間に結ばれた。この協定の結果として、獨逸は國際的分業の利益を喪失し、商品の輸出によつて外國爲替の供給と金の保有額を補充する可能性を妨げられるに至つた。輸入に對して嚴重な統制と割當とを行ふことによつて、政府は産業の活動を維持し、榮養標準の低下を防止するに足るだけの外國原料及食料品の供給を確保した。けれども食料品の輸入數量がぎりぎりの點まで切り詰められてゐるので、それ以下にくだれば榮養不良を結果することになる

であらうし、他面では原料品の輸入も、國內生產における增大なき限り、產業的活動を緩漫化することなしには之を削減しえないであらう。

外國爲替の取引を嚴重な統制下におくことによつて、且つ色々な特殊な型態のマルクを採用することによつて、政府はマルク貨の法律上の減價を回避することができ、しかも減價通貨の利益を享有することができた。マルク貨の減價は經濟問題たるよりはむしろ政治問題である。といふのは、外國爲替に對する制限は、內外資本のいづれもが危險な分量において獨逸から流出しないことを政治情勢が保證しない限り、撤廢されえない。

獨逸の對外債務は債權國の通貨の減價によつて、獨逸債券の國內歸還によつて、短期債の償却によつて、急激に減少された。貿易並に爲替の正常狀態の下においては、獨逸の對外債務は國民經濟にとつて重大問題化するものではないのである。

經濟活動と國民所得の增大した結果、一方では租稅徵收額が非常に增加し、他方で失業及社會事業費が甚しく減少するに至つた。その結果として、政府はその公債を危險な程度に增大することなくして、その公共土木事業及再軍備計畫に對する巨費を金融することができるやうになつた。再軍備計畫の費用は約二百二十億ライヒスマルクと推算されてゐる。それは略ぼ同一の割合で經常歲入と借入金とによつて支辨された。獨逸の公債は戰前の水準を超ゆること僅

かに四十億ライヒスマルク內外である。一九三二年以降の增加の多くは短期債の形で行はれてゐるけれども、この債務の整理のために政府が難關に立つやうなことは萬々なからうと思ふ。けだし政府は資本蓄積の一切の淵源に對して完全な統制を行使してゐるからである。

第一章　勞働及產業の組織

國民社會主義の哲學によれば、一九一九年より一九三三年に至る獨逸社會民主黨の支配下における勞資關係の根本的な誤謬は、人類の進步を以て勞資間の鬪爭と見るマルクス主義の考へ方に則つて勞資の間に醸成したところの對立·鬪爭であつた。之に對して國民社會主義は勞資の利害は一致すると敎へるのである。すなはち資本家·勞働者はいづれも勞働協同體の同樣に重要な成員である。彼らは獨逸人民に奉仕するものであつて、自分たちの利害を人民の全體の利害に服せしめなければならない。

國民社會主義は勞働組合運動自身には反對しないが、唯だその政治的姿相に對しては反對する。國民革命の後に、勞働組合を如何に處置すべきかの問題は、極めて重大であつた。手つ取り早く、勞働組合に解散を命じ、その財產を沒收することもできたのである。國民社會主義領袖の一人が述べてゐるやうに、

「吾々は獨逸の人民に向つて、次のやうに宣言するあらゆる權利を持つてゐた、彼らはその組

織辯のためにみづから深淵の崖緣に立つに至つたのであるから、吾々は組織に對してモラトリウムを宣せんとしてゐるのだと。」[1)]

けれども、新國家にあつては國策の諸々の目標を遂行するために、勞働の組織が必要であつた。それゆゑに、一九三三年五月二日には勞働組合は國民社會主義の細胞組織によつて引繼がれた。この細胞組織は元來社會民主黨に對する鬪爭を行ふために個々の經營内に結成されてゐたものである。ところで、かやうに國民社會主義細胞組織が勞働組合を引繼いだことは、階級運動としての勞働組合運動の終焉を劃するものであつた。勞働者の勞働組合と資本家の對抗團體とは、勞働戰線（アルバイツ・フロント）として知れてゐる單一團體に統一結成され、これが統率者としては、國民社會黨の領袖の一人でその組織部長であるロベルト・ライ博士が任命されたのであつた。

勞働戰線は經濟的利益を維持又は增進することを目的とする經濟的利益團體として組織されたのではなくて、組織勞働者と資本家とを國民社會主義の信奉者に改宗せしめることを任務とする一個の政治團體として組織されたのである。新組織の目的を說明して、ライ博士は一九三三年八月十三日に次のやうに述べてゐる。[2)]

「勞働者團體及資本家團體の組織者、すなはち利潤心理に基づく組織者は、退場しなければならぬ。かかる者は國民の不倶戴天の敵である。勞働戰線はもはや如何なる社會階級をも認む

1) ロベルト・ライ「獨逸勞働戰線の道程と目標」Robert Ley, "Weg und Ziel der Deutschen Arbeitsfront." これは一九三五年三月七日，勞働戰線の指導者が外國新聞記者代表に對してなした演說である。

2) W・マンスフエルト其他著「國民勞働の統制。國民勞働統制法並に公的行政及經營勞働統制の註釋——一切の施行規定參照——」W. Mansfeld and others, 'Die Ordnung der Nationalen Arbeit—Kommentar zu dem Gesetz zur Ordnung der Nationalen Arbeit und zu dem Gesetz zur Ordnung der Arbeit in öffentlichen Verwaltungen und Betrieben unter Berücksichtigung aller Durchführungs-Bestimmungen." 伯林。

べきではない。」

一九三三年十一月二十七日にライ博士は國勞働大臣、國經濟大臣及び經濟問題に關する首相の代表者と共同で、次の聲明を發表した。

「獨逸勞働戰線はその經濟的・社會的地位に關係なく組織せられた一切の勤勞者の團體である。この團體においては賃銀勞働者は經營所有者とならんで、その地歩を占めるのであつて、もはや特殊の經濟的又は社會的な階級利益を擁護することに役立つ集團又は結社によつて分裂されることはないであらう。獨逸勞働戰線にあつては、賃銀勞働者であれ、雇主であれ、個人の價値が決定的因素たるであらう。信頼は人と人との間においてのみ獲られうるのであつて、團體間においては獲られはしない。吾々の指導者アドルフ・ヒットラアの意志によれば、勞働戰線は吾々の日常勞働生活の物質的問題が決定さるべき場所でもなく、また、個々の勞働者の利害の自然的差異の調和さるべき場所でもない。近き將來において、勞働條件規制の方法が創定されるであらう、そしてそれは國民社會主義人生觀の命ずるところにしたがつて、指導者とその從屬者との經營内における地位を規定するであらう。勞働戰線の最高の目標は全獨逸勞働者をして國民社會主義國家と國民社會主義原理に對して忠順ならしめることである。それは特に經營並に我が社會的構成の諸機關において、勞働裁判所において、社會保險制

度において指導的役割を果すやう要望せられた人々を教育する仕事を引受ける。　それは個々の經營における指導者とその從屬者との社會的名譽心をして社會的經濟的新秩序の主要推進力たらせるやう配慮するであらう。」

勞働組合と資本家團體の排除は、これら兩團體間の協定にその基礎をおいてゐた賃銀制度の崩壞を伴ふ危險を孕んでゐた。　かやうな成行を防止するために、一九三三年五月に一つの法律が通過した（一九三三年五月十九日の勞働監理官法（ゲゼッツ・ユウバア・デイー・トロイヘンデル・デル・アルバイト））。そしてこの法律は政府の任命にかかる勞働監理官に一切の賃銀問題に關する全權を與へたのである。[3]　彼らの任務は賃銀及物價の安定を期せんとする國民社會主義制度の根本政策に準じて、賃銀率における增加をも減少をも防止することに存してゐた。　すなはち一九三三年五月十九日より一九三四年一月二十日まで、賃銀協約は舊團體（それらはいまや擬制上にのみ存在するのであるが）において定められた集團間において機能すべきものとされた。　けれどもこの擬制を恒久化することは國民社會主義思想にとつて危險であつた。　舊勞働組合と資本家團體の線に沿ふ賃銀率の調整は、時を經るにつれて、これらの團體を復興し、階級鬪爭を繼續させる危險を藏してゐた。　この理由のために、そして又、舊制度の革命的廢棄によつて生じた多くの法制上、實際上の困難の故に、國民社會主義の指導者は一九三四年一月二十日の『國民勞働統制法（ゲゼッツ・ツウル・オルドヌング・デル・ナチオナーレン・アルバイト）』の制定によつて事

3) 上揭書五—六頁。

態を明瞭ならしめようと決意した。この法律は勞資關係に關する國民社會主義の原理を、何よりもまづ『指導者原理(フユウラア・プリンチイプ)』を、法制化したものである。

國民勞働統制法

この法律の制定者は舊制度より新制度への變化が餘りに急速であり且つ餘りに過激である事實に充分氣がついてゐた。「この法律は革命のあはただしい急速度からやむなく生れたものであるから、幾多の點に廣汎な自然發展を豫想して、まづ以て國民社會主義原理を確立せんとするものである。しかもこの原理は本法の適用を受くる人民の長期の教育を待つてのみ始めて充分に實現されうるのである。」[4] 國民社會黨の指導者はまたこの法律の實施と適用が諸々の困難を惹起するであらうといふことにも氣がついてゐた。アドルフ・ヒットラアの語をかりていへば「單に權力を獲得したといふことだけによつて、吾々がその以前に一定人民大衆の支持をえることなしに、突如として、無から特定の組織改造を實行しうると信ずるのは、最大の誤謬である。民衆はそれにさきだつて何よりも先づ正しき精神を注入されなければならない。此處においてもまた、重要なるものは、いつでも機械的にたやすく創造することのできる外形よりもむしろ精神なのだ、といふ原則があてはまるのである。」[5]

4) 上揭書七頁。
5) 『我が鬪爭』Adolf Hitler, "Mein Kampf." 六七三頁。マンスフェルド其他の著の上揭書八頁に引用。

國民社會主義者の信じたところによれば、マルクス主義者の權力鬪爭の期間においては、個々の資本家とその勞働者との間の諒解と協力は不可能であつた、何となれば、勞働者は資本家を創造的な市民の一人であり、經營の指導者であるとは見ずに、階級利益の命ずるままに行動する搾取者にすぎないと見た。他方において資本家はその勞働者をその價格が需要供給の法則によつて規制される商品と考へたからである。

集團主義制度の下では個々の資本家とその勞働者とはいづれも、いかなる重要な社會政策の問題に關しても何らの決定をもなすことができなかつた。すべてこれらの決定は集團的基礎の上に勞働組合と資本家團體とによつてなされたのであつた。これらの組織は、彼ら自身を恒久化し、彼らの存在を正當化するために、個々の經營の側において集團的部面を逸脫して自己の事項を規制しようとするあらゆる企圖に反對した。他方では、その存在を何よりもまづ勞働組合に負うてゐる政府と議會とは、立法の通過によつてかかる集團化と集中化の過程を完成した。「かやうにして勞働者と資本家とのあらゆる關聯は政府又は團體の政策によつて規制せられ、社會政策の領域において個々の資本家によつて試みられたあらゆる行動は、法文又は團體協約によつて命ぜられ、官吏によつて監督されてゐたのであつた。[6]」

國民勞働統制法の目標は、指導者原理の基礎の上に個々の資本家とその勞働者との間の親密

6) W・マンスフエルト其他著上揭書一〇頁引用。

なる關係を回復するための地ならしを爲し、かくして國民社會主義執權以前において勞資關係の行動を統制してゐたところの澤山な法律・命令・規則を漸次に一掃することに存したのである。

經營指導者と信任者會議　本法の第一條及第二條は指導者原理を確立するものであつて、次のやうに書かれてゐる。

第一條　經營ニアリテハ所有者ハ經營ノ指導者(フユーラア)トシテ、使用人ト勞働者トハ從屬者(ゲフオルクシヤフト)トシテ、經營ノ諸目的ノ促進並ニ國民及國家ノ共同利益ノタメニ協力ス。

第二條　(一)經營ノ指導者ハ本法ノ規定アル限リニオイテハ、彼レノ從屬者ニ對シテ經營ニ關スル一切ノ事項ニツキ決定ヲナス。

(二)指導者ハ彼レノ從屬者ノ福利ヲ圖リ、後者ハ前者ニ對シ經營協同體ニ基ヅク忠誠ヲ致スベシ。

會社又は類似の組織にあつては、經營指導者の機能はその法律上の代表者、卽ち理事又は重役會議に歸屬する。尤もこの會議はその一員又は責任ある人物を經營指導者として任命してもよい。特定の場合には、經營所有者は彼を代表するため、經營の管理の責任を分擔せる人を任命することもできる(第三條)。支經營又は支店が本經營よりかなりの距離に存在する場合には、別箇の經營と見做される(第四條)。

常時二十人以上を使用する經營において、本法は信任者會議（フエルトラウエンス・ラート）を設置すべきことを規定してゐる。經營指導者はこの會議の議長となる（第五條）。本會議の任務は經營內における相互信頼の強化を目的とする一切の方策に關して、特に、能率增進策、一般的勞働條件及産業安全に關して、指導者に忠言を與へるにある。そのほか、本會議の任務は經營內における一切の爭議の調停を試みることにある。指導者は豫め本會議の見解を聽取することなしに、經營規則にもとづく罰金を課することはできない（第六條）。本會議の大さは被傭者の數に應じて異ること次の如し。

被傭者數	信任者數
二〇——四九	二
五〇——九九	三
一〇〇——一九九	四
二〇〇——三九九	五

會議員卽ち信任者（フエルトラウエンス・メンネル）の數は被傭者三百人を增す每に一人を加ふるも、十人を以て最大限とする（第七條）。各信任者には代理人がある。信任者の資格は本法第八條において次の如く述べられてゐる。

「何人モ滿二十五歳以上ニシテ、一ヶ年以上當該經營若クハ企業ニ所屬シ、且ツ二ヶ年以上同

一又ハ類似ノ職業又ハ營業部門ニ從事シタルニアラザレバ、信任者タルヲ得ズ。彼ハ市民權ヲ有シ、獨逸勞働戰線ニ所屬シ模範的ナル人的資質ニ於テ傑出シ、イツニテモ國民的國家ノタメニ一切ヲ擧ゲテ犧牲ニスルコト確實ナル者タラザルベカラズ。一年以上當該經營ニ所屬スルモノタラザルベカラズトノ要件ハ、本施行後ニ於ケル第一回ノ信任者ノ任命ノ場合ニハ之ヲ適用セズ。」

毎年三月、經營指導者は當該經營における國民社會主義細胞組織の責任者(オブマン)の同意をえて信任者及びその代理人の名簿を作成し、從屬者はこの名簿に對して記名投票によつて贊否の意思表示をなす。そのさい、經營指導者と國民社會黨の細胞組織の責任者とが名簿に關して見解の一致を欠ぐか、或は從屬者が名簿に贊意を表しないか、或は、其他何らかの理由で信任者會議が構成されぬ場合には、勞働監理官は信任者又は代理人の必要員數を任命することができる。信任者の任期は五月一日より四月三十日に至る一ケ年である(第九條、第十一條)。

五月一日の勞働祭において信任者會議の成員は從屬者の面前で宣誓をして、一切の自已の個人的利益を犧牲にしてひたすら當該經營と國民全體の利益のため、彼らの職務を遂行することを、そして自らの生活振りと自らの職務の遂行振りによつて經營の從業者に模範を垂れることを約束する(第十條)。信任者會議員の職務は名譽職である。彼は普通の賃銀又は俸給を支給さ

れ、さらに彼れの職務の遂行にあたつて支出した一切の臨時の費用について、經營者から辨濟を受ける(第十三條)。信任者は、彼れの解雇が全經營若しくはその一部門の閉鎖によつて必要とされるのでなければ、或はまた雇主が法定の解雇告知期間によることなしに被傭者を解雇しうる事由によつてなされたのでなければ、その雇主によつて解雇されえない。しかし信任者は人的又は事情上の不適格を理由として、勞働監理官によつて解任されうる(第十四條)。

信任者會議は經營指導者の如何なる決定をも無效と宣言することはできない。しかし彼らの意見で經營者の決定が經營の經濟的·社會的事情に相應しないと思料する事項については、信任者の過半數を以て直ちに書面によつて勞働監理官に訴願しうる。訴願中と雖も、指導者の決定は有效である(第十六條)。

類似した生產部門に屬する二個以上の經營が一人の企業の管理に屬する場合には、企業者は社會的事項に關し彼に進言をなさしめるため、個々の經營の信任者會議の成員の或者を以て構成される聯合顧問(ベイラート)會議を任命すべきである(第十七條)。

信任者會議は必要に應じて經營指導者によつて召集せられる。なほ、信任者の半數からの申請のあつた場合には、召集せられなければならぬのである(第十二條)。

經營指導者の權限　二十人以上の從業者を有するあらゆる經營においては、經營指導者は文

勞働條件を包含しなければならぬ(第二十六條―第三十一條)。

書の形において經營規則(ベトリーブス・オルドヌング)を作成公示しなければならぬ(第十六條)。そして經營規則は次の

一、正常勞働時間及休憩の始期及終期

二、勞働報酬支給の時及種類

三、請負(アッコルド)制又は出來高(ゲデインゲ)制の採用されたる經營にあつては、請負又は出來高勞働算定の基準

四、罰金の規定せられある場合には、罰金の性質、金額及徵收方法に關する規定

五、法定事由に基づかずして豫告期間なしになしうべき勞務關係解除告知の事由

六、經營規則又は勞務契約により法律規定の範圍內において、勞務關係の違法解除による賠償金の沒收の定めをなしたるときは、その賠償金額の利用方法

法律の命じてゐる以上の條項に加へて、經營規則は勞働報酬の額及其他の勞働條件、紀律に關する條項、經營における被傭の行爲、災害の防止について規定を設けることができる(第二十八條)。

勞働報酬の額が經營規則中に定められる場合には、最低賃率のみを掲ぐべきであつて、そのさい個々の被傭者の報酬がその能率に從つて定められやう留意しなければならぬ(第二十九條)。

經營指導者によつて制定せられた經營規則は從屬者に對して最低條件としての法的拘束力を持つ(第三十條)。

經營指導者の權限はすばらしく廣汎であり、その濫用の可能性は明瞭に大きい。勞働者から罷業權が奪はれてゐるから、國民社會主義國家は資本家に對する若干の統制手段を用意することの必要を認めた。そして唯一の用ゐえられる統制の方法は經濟=及社會政策の問題に對する國家關與の增大であり、さうしてこの關與は勞働監理官の任命によつて用意されたのである。

勞働管理官（トロイヘンデル・デル・アルバイト）**の職能**　勞働監理官は廣汎な經濟的地域に對して國政府によつて任命される。この區劃は國勞働大臣が國經濟大臣と國內務大臣と協議して定めるのである。勞働監理官は勞働大臣の監督下にある政府の官吏である。彼らの決定は國政府の方針とその訓令とに準據して行はれる(第十八條)。

勞働監理官の職務は產業平和を維持するにある。この職務を遂行するために、彼らは次の權限を賦與されてゐる(第十九條—第二十五條)。

一、信任者會議の設立及活動を監督し、指導者と信任者會議の間における紛議を裁定すること。
二、信任者を任命し、解任すること。
三、信任者會議よりの訴願を裁定し、指導者の決定の無效を宣し、監理官自らの規則を發すること。
四、經營指導者により申告されたる被傭者の解雇に關して決定を與へること。

五、管區內における最低勞働條件を定め、經營部門に適用さるべき賃率協約規則(タリフ・オルドヌング)を發すること。

六、經營規則の遵奉を監督すること。

七、社會的名譽裁判所の裁判權[7]の遂行に協力すること。

八、國勞働大臣並に國經濟大臣より受くる詳細なる訓令に從ひ、社會政策的發展に關し、常に國政府に報告を提出すること。

被傭者の解雇に關しては、本法の規定するところ(第二十條)に從へば、常時百人未滿を使用する資本家が十人以上を解雇せんとする場合、及び百人以上を使用する資本家が常時使用する從業者の一割又は五十一人以上を四週間內に解雇せんとする場合には、前以て文書による申告を監理官に對してなさねばならぬ。 申告に明細された員數の被傭者の解雇は、申告が監理官に提示された後四週間を經過するにあらざれば、監理官の同意なしには、行はれえない。 勞働監理官はその許可を溯及させることができる。 監理官はまた申告が提示されて後二ケ月を經過するにあらざれば、解雇しえざる旨を命令することもできる。 もし資本家が申告提出後四週間以內に申告中に發表したる解雇を履行せざるときは、該申告はなされざりしものと見做される。 監理官は資本家に對し、申告期間たる四週間の間、又は勞働監理官の定めた二ケ月の間、一週二十四時間を下らざる範圍內において勞働時間の短縮を許可することができる。 之に反して賃銀の引

7) 本書. 一四一——八頁參照。

下げは、法律の一般規定又は契約の條項に從ひ雇傭の終了する期日までは、之をなすことを得ない。

何人たりとも勞働監理官の發したる文書による訓令に服從することを反復且つ故意に拒否したるときは、罰金に、重大なる場合は禁錮又は罰金及禁錮に處せられる。刑事訴追は勞働監理官の告訴を待つて行はれうる(第二十二條)。

勞働監理官はその職務範圍の一般的又は原則的性質の問題に關して彼れの諸問に應ずるため、その管區におこる種々の產業部門からの專門家諸問會議(ザツハフエルシユテンデイーゲン・バイラート)を召集する。この會議員の四分の三は勞働戰線の提出した候補者名簿から選ばれなければならぬ。該名簿は勞働監理官の管區における略ぼ同數の經營指導者と信任者會議員を含み、職業及產業を代表するものでなければならぬ。專門家の四分の一については、勞働監理官は該地位に適當と思料する人々のうちより之を任命することができる(第二十三條)。

社會的名譽裁判所の職務　國民勞働統制法は勞働協同體の各員の社會的責任感を最も重大視する。それは經濟生活の部面に新なる倫理的觀念を移入し、協同體における彼らの地位に鑑みて彼らに歸屬するところの義務を良心的に遂行する責任をあらゆる勞働者と資本家とに負擔せしめる。特に、各個人は「常ニ自己ノ責任ヲ意識シテ、經營ヘノ奉仕ニ彼ノ全力ヲ捧ゲ、共同福

利ニ服事セザルベカラズ(第三十五條)。

社會的名譽裁判所は各勞働監理官區に設立される。裁判所は三名から構成され、一人は國の判事、一人は經營指導者、一人は信任者である。そのうち國の判事は裁判長として働くのであつて、國勞働大臣の同意をえて國司法大臣によつて任命される。裁判長は勞働戰線によつて彼に提出された候補者名簿から、陪席員として働らくところの他の二名を任命する。裁判長は該名簿に例記された名前の順序に從つて選擇しなければならぬ。但し出來うる限り、兩陪席員が被告人と同じ產業部門に屬するやう留意すべきである(第四十一條)。

社會的名譽に反する犯罪は本法に次の如く列擧せられてゐる(第三十六條)。

一、何人と雖も監督者の地位にあつてその權限を濫用し、彼れの從屬者の勞働を惡意を以て虐使し又は彼らの名譽感を毀損したる場合

二、從屬者が惡意を以て他の從屬者を煽動して經營內の產業平和を危殆ならしめた場合、特に信任者が經營內の事業活動に意識して不當に干涉し、經營協同體における協同體精神を繼續的に惡意を以て紛亂せしめたる場合

三、經營協同體の所屬者が監理官に對し反復して輕率に根據なき訴願又は提議をなし、又は監理官の文書による訓令に違反したる場合

四、信任者がその職務の遂行中に知悉するに至り且つ祕密事項として指示せられたる內密の情報、若しくは經營上又は事業上の祕密を權限なく公表したる場合

經營の成員による社會的名譽に對する犯罪の告發は、證據書類を添へ文書を以て勞働監理官に對してなされねばならぬ。監理官は事犯を審査し、被疑者を訊問し、該犯罪が社會的名譽裁判所に廻付すべきほど重大なるものなり否やを決定する。監理官が名譽裁判所に對して訴訟を提起せんとするこの請求を同裁判所に廻付する場合には、彼れの行ひたる審査の結果を示す陳述書を添付しなければならぬ(第四十三條)。

名譽裁判長は勞働監理官のこの請求を根據なきものとして却下することができる。その場合監理官は一週間以內に名譽裁判所に本案の審理を請求することができる(第四十五條)。裁判長が犯罪の犯されたることを認めた場合には、戒告・譴責又百ライヒスマルク以下の罰金の刑を課することができる。被疑者も勞働監理官もこの判決に不服なるときは、一週間以內に名譽裁判所に異議を申立てることができる。名譽裁判所は次の刑を命ずることができる(第三十八條)。

一、戒告
二、譴責

三、一萬ライヒスマルク以下の懲戒的罰金
四、經營指導者又は信任者の地位に對する資格剝奪
五、經營において保有せし地位よりの罷免

名譽裁判長は審理の公開を禁止することができる(第四十七條)。勞働監理官は審理に立會ひ動議を提出する權限を持つ。被告人は辯護士を代理人たらしめることができる(第四十八條)。

勞働監理官は名譽裁判所の如何なる判決に對しても控訴することができる。被告人は百ライヒスマルクを超ゆる罰金又は上掲第四號及第五號の刑を宣告されたるにあらざれば、控訴を提起することはできない。

控訴は伯林における國名譽裁判所に提起される。この裁判所は高級裁判所の判事二名、經營指導者一名、信任者一名、國政府代表一名より構成される。二人の判事――その一人は裁判長である――は勞働大臣の同意をえて司法大臣によつて任命される。經營指導者と信任者とは裁判長によつて任命される(第五十條)。

本法は社會的名譽に關する犯罪をば、信任者會議員による內密なる情報又は事業上の祕密の公表に關する唯一の場合を除いては、極めて包括的な言葉を以て定義してゐる。しかし本法における包括的な言葉遣ひの意圖は明瞭である。すなはちその目標とするところは、一方で

は事業管理者の側における權力の濫用と、他方では勞働者による事業活動に對する不當の干渉と産業平和の攪亂とを防止せんとするにある。社會的名譽裁判所の全思想は新奇である。それは國民社會主義國家によつて愼重に提唱されてゐる。その意圖がこれらの裁判所によつて一聯の新なる法律上の先例を作ることに存せずして、むしろ事業活動より生ずる諸問題に對する態度における根本的變化を招來することに存したことは明瞭である。

國民勞働統制法は産業關係の領域において國民社會主義の最も重要なる原理を呈示するものである。すなはち、この原理は何よりまづ所有者の權利義務と國家のそれとに關係してゐる。所有者は彼れの經營の指導者たることを許されてゐるばかりでなく、本法は彼が從屬者即ち勞働者の指導者たるべきことを要請してゐる。勞働者は指導者のいかなる決定をも變更すべき何らの自助的手段をも持たず、彼らはただ國家から、即ち彼らの地方に於ける勞働監理官から、救濟を求めうるのみである。勞働監理官は國家を代表するものであるから、彼らの決定に對しては控訴は存在しない。彼らは政府の官吏であつて國政府の訓令に從つて行動する。それ故に本法の實施が成功するかどうかは、何よりもまづ、本法の運用にたづさはる行政官の人物・能力と、本法の精神を理解する資本家及勞働者の能力・用意とによつて定まるであらう。本法通過以來、獨逸の經濟的情勢は主として再軍備計畫の要求によつて影響せられて來た。經濟的緊張は必

然的に凄じいものであり、經濟的活動にする國家の統制は峻嚴であつた。かやうな事情のもとにおいては、この新法律の原理に對して公平なテストを加へることは不能であつた。このテストが行はれるのは、經濟的・政治的一般事情が生活程度の向上と現在國家によつて課せられてゐる無數の經濟的制限の緩和を許すやうになつた時であらう。

國民勞働統制法によつて國民社會主義國家はその黨組織の建設における經驗をば經濟的領域において實踐に移さうと試みつつあるのである。國民社會黨においては最下部の地域的單位は廣汎なる獨立性を保持してゐる。統制は上からの規則や規約によつて行はれるのではなく、共通の世界觀(ヴェルト・アンシャウウング)[8]又は人生哲學によつて行はれるのである。政黨建設の原理が經濟制度に對して成功的に適用することができるものかどうかは、將來において解決さるべき問題である。この實驗の運命は究極の分析においては、この國の經濟的・政治的運命と結びつけられてゐる。革命はいまだ完成されてゐない。國家政策の進行は異れる思想を持つ多くの團體によつて影響されつつあるのであつて、究極において社會化がどの程度まで行はれるかは、現在において之を豫言することは困難である。

8) この語はアングロ・サキソン人にとつては無意味であつて飜譯できぬが、獨逸人にとつては深遠な意義を持つてゐるのである。

舊來の勞働組合と資本家團體との殘骸の上に勞働戰線を建設するには、國民社會黨內における非常な困難と思想の衝突とが伴はれた。この思想鬪爭の詳しい性質は不明であるが、しかし、それが獨逸勞働の新組織が如何なる範圍まで國家の社會＝及經濟政策と個々の事業經營のそれとに影響を及ぼし決定を與へることを許されるか、といふ點に關聯してゐたことについては、疑ひが存しない。なかんづく、經濟大臣ヒャルマア・シャハト博士の指導下にある產業の組織を勞働戰線に適合せしめる方法を發見することが特に困難であつた。シャハト博士は勞働團體又は政黨の領袖が經濟的事項に對して不當な干涉を加へることを回避するのに熱心であつた。

一九三四年十月二十四日首相アドルフ・ヒットラアによつて發せられた獨逸勞働（フエルオルドヌング・ユウバア・デイ！）戰線（ドイッチエ・アルバイツフロント）令[9]によつて、勞働戰線は國民社會黨の指導下におかれ、黨の組織部長ロベルト・ライ博士がその組合長（シュタプスライタア）に任ぜられた。彼は他の指導者及主任者を任免する權能を持つてゐる。しかし本令はこれらの指導者及主任者がまづ第一に國民社會黨員から選ばるべきことを規定してゐる。勞働戰線の財政は國民社會黨の財政部長の監督及統制下にある。

勞働戰線の任務は、經營指導者間には彼らの從屬者の正當なる要求の理解を、從屬者間には彼らの働いてゐる經營の經濟的地位の理解を、生ぜしめることによつて產業平和を確保するにある。紛議の場合には、勞働戰線は自ら紛議を調停し、以て國家機關、すなはち勞働監理官と勞働裁

9) クラウス・ゼルツネル「獨逸勞働戰線——思想と構成」Claus Selzner, Die Deutsche Arbeits ront—Idee und Gestalt. 伯林。一九三五年。二四——七頁。

判所との決定を仰ぐべき件數を減少するものと考へられてゐる。

勞働の組織 勞働戰線は伯林の本部から統理せられてゐる。本部は十四の部に分れ、それは實際上、獨逸勞働のあらゆる經濟的・社會的姿相を取扱つてゐる。その部の名稱次の如し。

一、出版部（プレッセ・アムト）
二、政治教育部（シユウルングス・アムト）
三、社會福利部（ゾチヤール・アムト）
四、宣傳部（プロパガンダ・アムト）
五、國民保險部（アムト・フユア・フオルクスゲズンドハイト）
六、職業教育及勞働指導部（アムト・フユア・アルバイツフユールング・ウンド・ベルーフスエルツイーウング）
七、法律相談部（アムト・フユア・レヒツベラートウングスシユテツレン）
八、青年部（ユーゲンド・アムト）
九、教育部（アムト・フユア・アウスビルドウングスヴエーゼン）
十、婦人部（フラウエン・アムト）
十一、住宅部（ハイムシユテツテン・アムト）
十二、事業部（ヴイルトシヤフトツ・アムト）

十三、勞働科學研究所（アルバイツヴイッセンシャフトリッヘ・インスチトウト）
十四、産業自治部（アムト・フユア・ゼルプストフエルアントヴオルトウング）
十五、「歡びによる力」部（クラフト・ドルヒ・フロイデ）
十六、夜閑利用部（アムト・フユア・フアイエルアーベンド・ゲゼスタルトウング）

たいていの部の内容はその名前を見ればわかる。けれども若干の者についてはその社會的・經濟的含蓄の故に、特別の説明を加へておく價値がある。事業部は保險施設・建築組合・銀行などの幾多の事業を營む。これらの事業はもと獨逸の勞働組合によつて創設されたもので、國民社會黨が集團主義原理に反對であるに拘らず、勞働戰線によつて引繼がれたところのものである。

職業敎育及勞働指導部は獨逸勞働者を助けて、自己に最も適當した職業を見出させることにおいて集團的な仕事を爲しつゝある。職業敎育は、あらゆる他の勞働戰線の活動のやうに、國民社會主義の原理の敎育と結びついてゐる。敎育と指導の仕事は國民の一般的經濟利益を考慮して行はれる。勞働者を人員過剩の職業及地域から、就職機會の好望且つ恒久的な職業及地域に移動させようとする企圖が試みられてゐる。

實際的社會主義における興味ある實驗は「歡による力」部によつて實行されてゐる。その部は數百萬の獨逸勞働者のために格外の低旅費で旅行のできる計畫を立て、之に金錢上の補助を與

へてゐる。この部は一九三三年十一月に組織され、その存立第一年の間に、約二百萬人の勞働者がその休暇旅行課によつて旅行に出かけたのである。一九三六年にはこの人數は六百萬人に上ぼつたといふ。此の部はその成員の專用に宛てられてゐる汽船と海岸避暑地を所有且つ經營してゐる。さらにそれにはスポーツ課があつて、この課はその成員がスポーツ設備と運動場を確保することに援助を與へ、且つ健康な戶外生活を享樂する方法を彼らに敎へる。「勞働の美」(シエーンハイト・デル・アルバイト)と呼ばれてゐる課は、その經營內に衞生的・審美的改善を採用するやう資本家を勸說することをその任務としてゐる。それは一歩を進めて、資本家に對しては「勞働の美」專門家によつて勞働者の快適のために考察された椅子と卓子を購入するやうに、製造業者にはかやうな椅子と卓子とを製造するやうに、勸說することまでもやつてゐる。旅行課の活動が勞働大衆の間に非常な好評を博するに至つてゐることは殆んど疑ひない。といふのは計畫された旅行はいづれも魅惑的であり、その費用は大量購買によつて平均的な賃銀勞働者の負擔しうる水準にまで低減されたからである。

夜閑利用部は講演・音樂會・演劇・美術展覽會・其他彼れの協同體における敎育的・娯樂的催物について勞働者の相談に應じる。その目的とするところは、勞働者が國民社會主義國家の幸福にして尊敬すべき一員たるに最も適切な仕方で彼れの夜閑を利用するために彼らをかかる會合に

出席させることに存するのである。

勞働戰線の組合員は約二千萬人である。その年々の收入は約三億ライヒスマルクで、賃銀控除の方法で組合員から徵收される。癈疾・養老年金・失業扶助及葬儀費のための支出は約八千萬ライヒスマルクに上り、約一千二百萬ライヒスマルクは勞働裁判所に出訴した組合員の裁判費用として支拂はれた。職業敎育の費用は約四千萬ライヒスマルクであり、六百萬ライヒスマルクが勞働戰線保健署のために費されてゐる。行政費は約七千萬ライヒスマルク、卽ち、全收入の約二割三分に上つてゐる。10)

勞働戰線の地域的組織は國民的社會黨の組織に照應してゐる。すなはち、一個の外人團を含む三十三の勞働戰線管區團（ガウヴアルトング）と八百四十一の地方團（クライス）と一萬四千七百四十四の地區團（オルツヴアルトング）とがある。11)

勞働戰線は上記の政治的組織に加へて產業別にも組織されてゐる。以前の獨逸勞働組合に照應して次の如き十八の產業別全國組織（ライヒス・ベトリープス・ゲマインシヤフト）がある。飮食物工業・纖維工業・被服製造業・建築業・木材工業・金屬工業・化學工業・出版業・紙工業・交通及公企業・鑛業・銀行保險業・自由職業・農業・皮革工業・石採取業・商業・手工業のそれである。

地域的組織の最下級の單位は經營協同體（ベトリープス・ゲマインシヤフト）であつて、それは二十人以上の勞働者を使用す

10) これらの數字はすべて勞働戰線の組合長ロベルト・ライ博士が一九三五年三月七日伯林でした演說から採つたものである。
11) クラウス・ゼルツネル上揭書一九頁。

るあらゆる經營內に存在してゐる。經營協同體の班長(ヴアルダア)は國民社會黨の黨員でなければならず、且つ通常はNSBOとして知られた國民社會黨經營細胞組織(ナチオナアル・ゾチアリスティッシエ・ベトリーブスチエレン・オルガニザチオン)の細胞責任者(チエレン・ヴアルダア)である。このNSBOは全組織の構造における最重要なる單位である。それは信頼できる經驗のある黨員を以て構成され、その任務は經營が國民社會主義の原理に沿うて運營されて行くやうに監視することと、及び政府と黨指導部とに經營の事情に關する情報を供給することに存してゐる。かやうな方法によつて國民社會黨の本部は二十人以上の勞働者を使用する事業經營と不斷の接觸を保つのである。

産業の組織　勞働戰線の組織は、一九三五年三月、資本家團體を勞働戰線の構成中に編入するための暫定的協定が取結ばれるまでは、いまだ完成されなかつた。これらの資本家團體の先端には國民社會黨政府の經濟大臣シャハト博士が立つてゐた。一九三四年二月二十七日の法律によつて彼は國民社會主義國家がその經濟政策を實行するのに利用することのできるやうな包括的な工業及商業の組織を創設するために、廣汎な權限を與へられた。すなはちシャハト博士の賦與せられた權限は次の如くである。

一、特定の團體を當該工業又は商業の唯一の代表團體として認許すること。

二、新團體を設立し、二個以上の團體にその活動を共にすべきことを強要し、又は既存團體を解

散すること。

三、團體に指導者原理を移入すること。

四、團體の定款及團體間の協定を變更すること。

五、團體の指導者を任免すること。

六、如何なる經營に對して又は一切の經營に對して團體への加入を强制すること。

シャハト博士によつて展開された計畫の下において、國內の全事業は「營業的經濟の組織」(オルガニザチオン・デル・ゲヴェルブリッヘン・ヴィルトシャフト)といふ職業的身分に編成された。この職業身分的組織は(一)工業(二)手工業(三)商業(四)銀行業(五)保險業(六)動力業の六大全國事業群(ライヒスグルッペン)を含み、そのうち最大の全國群は工業のそれである。全國この全國工業群は七個の主要群(ハウプトグルッペン)に區分され、後者はさらに經濟群(ヴィルトシャフツ・グルッペン)に細分される。全國手工業群は約五十の全國同業組合(ライヒス・インヌングス・フェルベンデ)12)を以て構成され、其他の全國群は直ちに經濟群に區分され、經濟群は一つ以上の部に細分される。

以上六個の全國群は、この職能の線に沿ふ組織に加へて地方群(ベチルクス・グルッペン)によつても組織される。これらの地方群は一產業地方にある單一全國群、例へば工業群に屬するすべての資本家を代表する。數個の異つた事業部門を代表する地方群はそれらの共同利益を擁護すべき重大な經濟的必要の起つた場合には、職能的地帶群を形成することができる。地帶群もまた全國經濟會議

12) これらの組合の數個に對し、經濟大臣は强制的に一組合に合併することを命ずることができる。

所に代表せられる。

産業の地域的組織　獨逸は地域的に十四の地方に區分され、各地方には一個の經濟委員會（ヴィルトシャフツ・カムマア）が存置されてゐる。但し、ヴェストファリアと西南獨逸には例外的に二個ある。經濟委員會は當該地方における一切の經濟的利益の代表者である。當該地方の商業會議所の會頭がこの委員會の委員長である。彼は二人の委員長代理を持つ、その一人は手工業を代表するものでなければならず、他の一人は經濟大臣によつて任命され、當該地方における最重の産業を代表するものたるべきである。各委員會は諸問會議を持ち、それは當該地方における一切の經濟群、即ち全國群、主要群、地方群、商業會議所、手工業會議所の各會長と一人の農業代表者、一人の地方自治體代表者から構成される。この經濟委員會は法律上の制度ではない。したがつてその職務は法律によつて規定せられず、その定款の異るに從つて地方地方で違つてゐる。その勸告と決定とはその地方の商業會議所か又は種々の産業群かを通して實行されるのである。

一地方における工業及商業の法律上の、即ち成法上の代表者は商業會議所である。それは一般的な經濟＝及社會政策の一切事項について、並に課税・外國爲替・原料・輸出・外國貿易等の問題に關して、當該地方の工業及商業の利益を代表する。商業會議所の會員たることは當該地方における一切の企業に對して強制的である。會議所は國民社會主義の指導者原理の線に沿うて運

營される。會議所の會頭又は指導者は經濟大臣によつて任命され、且つ罷免されることもできる。經濟大臣はまた會頭に協力する諸問會議の委員を任命する。すべての商業會議所の中央組織は工業及商業會議所聯合會（アルバイツゲマインシヤフト・デル・インドウストリー・ウント・ハンデルスカムメルン）13)である。この會頭は經濟大臣によつて任命される。彼はその仕事を商業會議所と經濟委員會とを代表する三十名以下よりなる諸問會議によつて補佐せられる。

一切の職能的及地域的產業團體は全國經濟會議所（ライヒスヴイルトシヤフツ・カムメル）に代表せられる。本會議所は次の諸成員によつて構成される。

一、工業及商業會議所聯合會の會頭
二、六個の全國事業群の各會長
三、七個の主要工業群の各會長
四、交通業の代表者四人
五、農業の代表者數名
六、自治體の代表者數名
七、經濟大臣の任命による工業家數名

國民社會主義國家の廣汎な經濟政策は經濟會議所を通して實行されるの

13) 以前には工業及商業會議（インドウストリイ・ウンド・ハンデルスターク）と呼ばれてゐた。

である。

產業及勞働の聯合組織

ロベルト・ライ博士の指導下にある勞働の組織とシャハト博士の統率下にある產業の組織との間の衝突は現在のところの勞資自治會(ゼルプスト・フェルヴァルトウングス・ゲマインシャフト・フォン・アルバイト・ウント・ヴイルトシャフト)の組織によって解決されてゐる。この團體の形成は一九三五年三月二十六日におけるシャハト博士とライ博士と勞働大臣ゼルデの間に結ばれた有名なライプツィッヒ協定の結果である。

勞資の聯合組織は次の諸團體によって構成される。[14]

(一)全國勞資會議(ライヒスアルバイツ・ウンド・ライヒスヴイルトシャフツラート) この會議は全國經濟會議所の諸問會議の委員と全國勞働會議(ライヒスアルバイツラート)の委員から構成される。この全國的な勞働及產業の聯合會議のすべての委員は勞働戰線の組合員でなければならない。會議は勞働戰線の組合長と全國經濟會議所の會頭によって召集される。經濟大臣と交通大臣と勞働大臣とは會議に出席する權利を持ってゐる。會議の職能は本來審議的且つ諸問的である。會議の任務は產業及勞働の見地より經濟＝及社會問題を討議し、國策の形成と適用とにあたつて生ずることあるべき困難を克服するにある。國家が或る政策を採擇する場合には、會議は摩擦なしに之を實行するための、そして一般にこの國策を產業

14) 全國勞資會議が一九三五年伯林で發行した『協調の新形態』"Neue Formen der Gemeinschaftsarbeit."

と勞働とに理解させるための、手段たるのである。

全國勞働會議は、特に全國經濟會議所と協力する目的を以て組織されたものであつて、勞働戰線の組合長の任命する約八十名の委員から成る。產業部門別の全國經營聯合會（ライヒス・ベトリイプス・ゲマインシャフテン）の各會長と勞働戰線の各地方事務所長とは特別に詮衡された人々と共に、勞働會議を構成するのである。

(二)地方勞資會議（ベチルクス・アルバイツ・ウンド・ヴイルトシヤフツ・レーテ）　本會議は經濟委員會の委員と勞働會議の委員とから成るもので、勞働戰線の組合長によつて地域的勞資協力の目的を以て設立されたのである。15)

(三)勞働委員會（アルバイツ・アウスシユツセ）　本委員會は約二十五哩を半徑とする圈內にある同一部門の產業に屬する一切の經營を代表する六名以下の資本家と六名以下の勞働者から構成される。かやうな委員會が幾千となく組織せられた。この委員會は如何なる決定をなす權限をも持つてゐない。その職能は賃銀率・災害防止・職業疾患・一般勞働條件のやうな問題に關聯して勞働監理官及勞働戰線に對して助言を與うるにある。

(四)信任者會議　これは個々の經營における勞資の自治を代表するものである。

產業團體にあつては加入は强制的であるが、勞働團體においては任意的である。國家及自治體の企業を含むあらゆる企業と事業を經營するあらゆる人々は、それぞれの產業の職能群及地域群に登錄しなければならぬ。登錄の過怠者には重い罰金が課せられる。

15)　勞働委員會の委員の少くとも半分は勞働監理官を補佐するために創設された專門家委員でなければならぬ。

カルテルの發達

勞働戰線に編成された產業團體は價格·生產·販賣地域·取引條件の統制を目的とする如何なる活動にも從事することを禁止されてゐる。これらの職能はカルテルの司るところである。[16] けれども一九三六年十一月十二日の命令によつてカルテルは產業團體の監督下に置かれた。その結果、これら二つの典型の團體間の精確な關係が如何なるものとなるであらうかといふことについては、今日之を言ふのは時期尙早である。將來におけるカルテルの發達がカルテル又はその個々の成員の如何なるものの利益によつてよりも、賃銀·物價·外國貿易·財政の領野における廣汎な國民的諸政策によつて益々多く嚮導されるに至るであらうといふことは多分にありうべきことである。過去においてはカルテルはその成員の利潤の增大をその唯一の目的とする生產者又は商人の任意的結社であつたのである。[17]

一九三三年及一九三四年兩年には、事業沈滯期に續くあらゆる他の回復期におけるがやうに、カルテルの數における、特にその當時までは僅かしかカルテル化されてゐなかつた完成品工業及卸賣商業において、大變な增加があつた。一九三三年には七十六、一九三四年には約三十、一九三五年には約十三、一九三六年には約十一のカルテルが組織された。一九三五·六兩年の停頓も

16) 全國產業協議會委員會發行『獨逸產業の合理化』紐育一九三一年，特に第一章附錄一參照。
17) 石炭カルテル苛性加里カルテルのやうた少數の强制カルテルがあつた。

亦以前の經驗と一致するものである。[18]

七つの產業は一九三三年にカルテルを作るやう政府から强制された。一九三四年にに石鹼・セメント・卷煙草・魚製品の重要產業を含む九つの强制カルテルが組織された。一九三五年には、低交流電力工場・被鍛性鑄鐵・製圖業・タイルを含む六つの强制カルテルが組織された。一九三六年には剃刀刄生產者及平版印刷業が强制的にカルテル化された。他方において人絹・眞鍮管・鑄鐵カルテルは一九三三年に、煉瓦カルテルは一九三四年に、電氣卸賣・紡績原料・腕時計・中央煖房及換氣產業のカルテルは一九三六年に解散させられた。

商工業の勞働戰線への編成によつて、さうして今日では內地產原料品及半製品の一切と少くとも完製品生產の半分[19]とに及んでゐるカルテルによつて、國民社會主義政府は事業のあらゆる方面に完全な統制を行ひつつある。政府の目的は、如何なる個人又は集團の利害をも顧ることなく、一般福利――この一般福利が何であるかは、一に國民社會黨が決定するのであるが――のために、國內の經濟生活を指導して行くことに存するのである。

要約及結言

國家統制の擴張は根本的には、食料品も原料品との充分な供給をえることと、再軍備計畫を金

18) 景氣研究所週報一九三六年三月十一日。
19) 上揭書。

融することとの困難によつて惹起された非常事態に基づくものである。問題は次の點に存してゐる。すなはち、非常事態に處するために採用せられた峻嚴且包括的な統制の制度を運用するために政府によつて造られて來、現に造られつつある巨大な官僚的機關は、果して經濟的非常時局の情態が消失すれば、それにつれて謂はば「武裝解除」されるかどうか、といふ點にある。國民社會主義の經濟政策は、國家は民間企業者と競爭すべからず、となすにある。「國家は單に國民經濟の指導のみを、換言すれば、人民及國家の要求に最も適當する方法によつて經濟を管理及組織することのみを、その任務とする。この制限の埒内においては、民間企業家の創意は、それが全體經濟の福利を考慮する限り、あらゆる方法を以て國家によつて促進されるのである。[20]」

民間企業が私的利益のためにする活動を國家が許すのは、民間企業が利潤獲得のために追求すべき政策と、國民全體の利益のために國家の建てた計畫の遂行に干渉しないために民間企業が追求しなければならぬと國家の決定した政策との間に、衝突の存せざる限りに於てである。

國民社會黨は經濟計畫を持つてゐない。同黨の權力への上昇は現存事態に對する猛烈なる反抗の結果である。ロベルト・ライ博士の報ずるところによると、一九二七年に國民社會黨の一專門家がヒットラア氏に一つの計畫（プログラム）を提出した。之に對してヒットラアは次のやうに答へたといふ。[21]

20） 景氣研究所附錄一九三六年三月二十一日。
21） フリッツ・モルシュタイン・マルクス「第三國家における政府」Fritz Morstein Marx, "Government in the Third Reich."（紐育、一九三六年）一三四頁におけるロベルト・ライ「獨逸法」Robert Ley, "Deutsches Recht." 第五卷四三頁よりの引用。

「何か或る一つの經濟計畫を確認することは、予のなしうる最も愚なことであらう。吾々はすでに非常に澤山な經濟計畫を持つてゐるのだから、さらにまた一つの計畫を公表する理由は確かに少しも存在しないのである。」

國民社會主義の經濟政策は再軍備といふ大業のために國內における一切の建設的勢力を利用する必要によつて支配されて來た。經濟制度の機能における何らかの急激な攪亂は獨逸の經濟力を阻害したであらう。それ故に、國家はそれが相續した制度を破壞してその廢墟の上に新構築を建てるためにではなく、この國の國民經濟を再軍備の計畫と『國民的自由』との要求に適應させるために、その巨大な政治的權力を用ゐたのである。

勞働の集團的力は破碎された。團體協約も罷業權も存在しない。現存の法律制度の下では罷業は國家に對するものたらざるを得ない。商工業の組織は國家によつて統制されてゐる。その統率者は仲間から選ばれた實業家ではなく、國民社會黨の經濟大臣である。事業家は彼に對して意見を開陳する特權を持つてはゐるが、彼れの命令に服從することを拒みえない。個々の事業家は彼れの經營の指導者となされた。彼れの被傭者は彼れの從屬者である。彼らは彼れの命令を實行することを拒みえないが、彼れの決定に對して勞働監理官に訴願することができる。この政府の官吏は勞働紛議の調停に對して最終の審判廷である。資本家も勞働者も彼

れの決定に對して抗議しえない。

勞資間の鬪爭は禁止された。勞資双方に對して、獨逸における唯一の傭主は獨逸人民であり、國民の利益と調和しない限りは、如何なる私的利益も神聖でない旨が、國家によつて告げられる。國家は經營所有者の行動が社會的名譽に違反する場合には、指導者の地位から之を罷免することができる。同じ理由によつて、國家は被傭者の就いてゐる地位を剝奪することができる。國家は特定産業の成長が望ましくない場合には、さうして國民經濟の他の部門に資本がヨリ痛切に必要とされる場合には、當該産業への投資を禁止することができる。國家は拂ひ出されうる利潤の金額を決定し、剩餘金として保有される金額の利用方法を統制することもできる。また、國家は種々の産業及個々の企業の處分に委ねられる原料品の額を決定する。最後の手段としては國家は物價・賃銀・利率・信用の額及分配を公定するのである。

國民社會主義統治の四年間に創設された經濟的・社會的制度は試驗的である。それは日日に變更されつつある。ドグマを滿足するためではなく、焦眉の急に應ぜんためである。國民社會主義は獨逸の經濟的・社會的組織に對する何らかの獨斷的計畫によつて指導されてゐない。國民社會主義の勞働立法は調子の高い、しかし漠然とした言辭に充ちてゐる。行政官は政府以外からは何らの制限を被らない廣汎な權限を與へられてゐるのであるが、彼らの指針となるべき

に理論的に具體的な規則及規約の存在してゐないといふことは顯著な事實である。それゆゑに理論的に完全な國家社會主義の建設といふと、民間事業の活動における廣汎な自由への復歸といふことは、完全な國家社會主義の建設といふことと全く同やうに、起りうべきことである。獨逸がいづれの道を辿るかは、歴史が示すであらう。近き將來に關する限りにおいては、如何なる急激な變化をも期待する理由はないのである。

第二章　獨逸における勞働者の經濟的地位

國民社會主義統治の第一次四ケ年計畫(一九三三—三六年)の最要の任務は失業を除き勞働者の地位を改善するにあつた。一九三三年一月の權力掌握に先だつ諸選擧鬪爭における國民社會黨の主要スローガンは「仕事とパン(アルバイト・ウント・ブロート)」であつた。

一九三三年の初頭には失業保險を管掌せる勞働事務所に登錄せる失業者は第一表に示されてゐるやうに、六百萬人以上を數へた。之に加へて恐らく一百萬人の「不可見」失業者が存在してゐた。彼らは就職の希望を全然失つてゐたので、求職のため勞働事務所に出頭することをやめた連中である。登錄失業者數は不斷に減退し、遂に一九三六年九月には一百萬を僅か超過するにすぎぬ程度の數字となり、他方「不可見」失業は殆んど全く消失した。[1] この「不可見」失業者百萬中、約五十萬人は雇傭不能者と推算されてゐる。殘餘の失業は大部分は事業活動の季節的變動と產業活動の斷續的特質とに起因する。一九三七年一月に失業者が百八十五萬三千人に增加したのは、寒天によつて影響された特定產業活動において普通に見られる程度の季節的沈衰の結

1) フリイドリツヒ・シルツプ博士「失業克服鬪爭における獨逸の行き方」 Friedrich Syrup, "Deutschlands Weg im Kampf gegen die Arbeitslosigkeit." 「ヴイルトシヤフツ・リング」Der Wirtschafts-Ring.(伯林, 一九三七年一月五日)九頁。

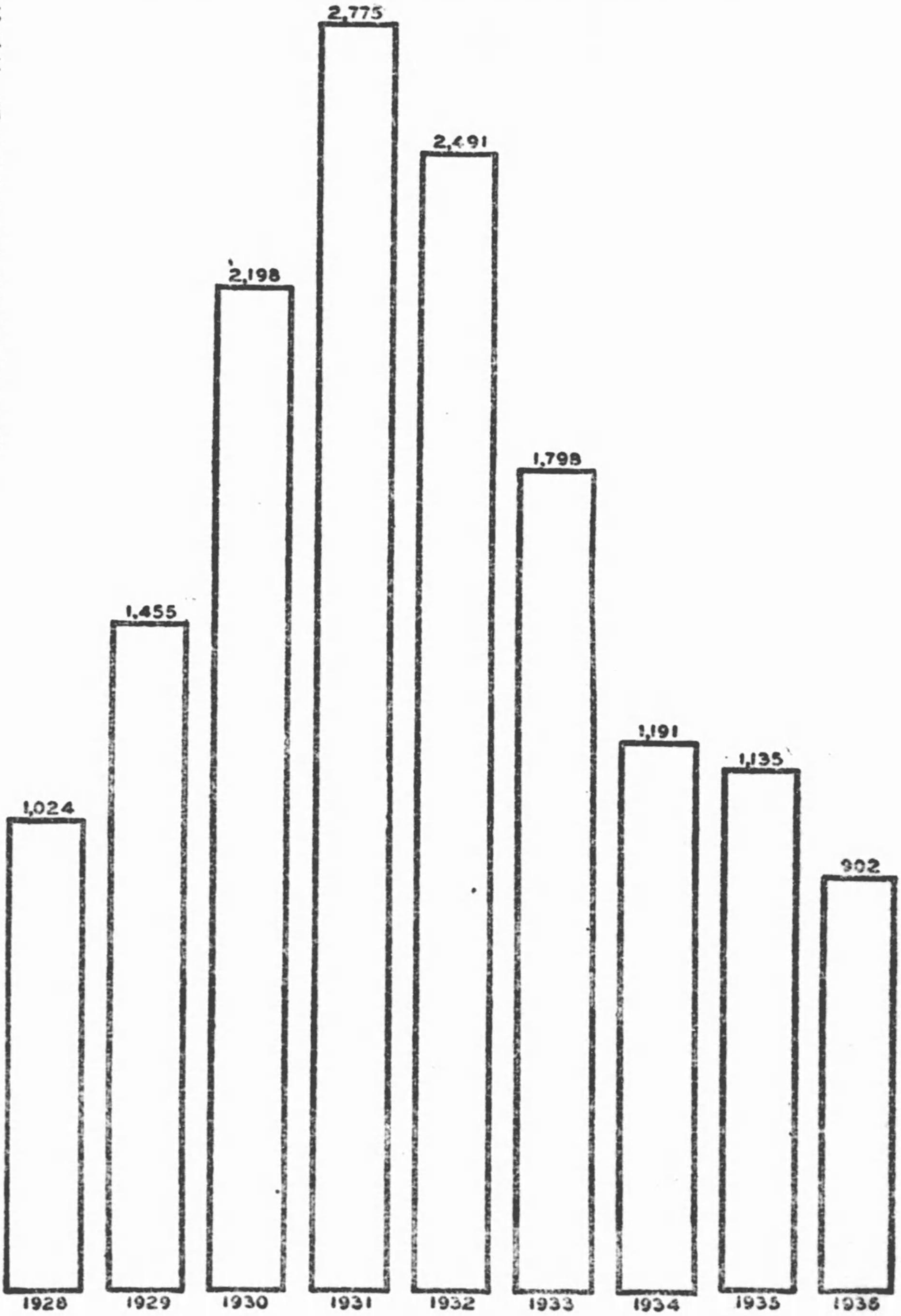
第一表　失業勞働者總數並に保險手當及び緊急救濟金受領者
(192 —1936)（單位千）　出所——『獨逸國勞働時報』及獨逸國統計局

年　　月	失業者總數	保險手當受領者	緊急救濟金受領者
1928: 年平均	1,433	889	135
1929: 年平均	1,914	1,276	179
1930: 年平均	3,140	1,789	409
1931: 年平均	4,573	1,697	1,078
1932: 年平均	5,580	1,054	1,437
1933: 一　月	6,014	953	1,419
二　月	6,001	942	1,513
三　月	5,599	686	1,479
四　月	5,331	530	1,409
五　月	5,039	466	1,336
六　月	4,857	416	1,310
七　月	4,464	394	1,253
八　月	4,124	360	1,170
九　月	3,849	316	1,109
十　月	3,745	317	1,072
十一月	3,715	345	1,058
十二月	4,059	554	1,175
年平均	4,733	523	1,275
1934: 一　月	3,773	549	1,162
二　月	3,373	419	1,083
三　月	2,798	249	911
四　月	2,609	219	841
五　月	2,529	232	822
六　月	2,481	265	814
七　月	2,426	290	799
八　月	2,398	310	783
九　月	2,282	298	757
十　月	2,268	328	736
十一月	2,353	388	735
十二月	2,605	535	765
年平均	2,658	340	851
1935: 一　月	2,974	808	814
二　月	2,764	719	821
三　月	2,402	458	815
四　月	2,233	336	788
五　月	2,019	277	739
六　月	1,877	251	716
七　月	1,754	233	671
八　月	1,706	232	648
九　月	1,714	239	636
十　月	1,829	306	645
十一月	1,984	387	666
十二月	2,508	660	749
年平均	2,147	409	726
1936: 一　月	2,520	1,537*	
二　月	2,515	1,552	
三　月	1,937	1,133	
四　月	1,763	990	
五　月	1,491	842	
六　月	1,315	744	
七　月	1,170	663	
八　月	1,098	618	
九　月	1,035	576	
十　月	1,076	601	
十一月	1,197	669	
十二月	1,478	896	
年平均	1,550	902	

＊　1936年の數字は獨逸國失業保險局の財源から扶助を受けた人々の總數を示す。

第一圖表　保險手當及緊急救濟受領者數 (1928—1936)

出所——『獨逸國勞働時報』及獨逸國統計局　(單位，千人)



果であつた。だから三月には失業者數は百二十四萬五千人に減少した。謂ゆる「追加勞働者」(ツーゼッツリッヘ・アルバイター)すなはち勞働救濟計畫に使用されてゐる勞働者の數は、一九三四年の平均五十六萬人から約十萬人に引き下げられた。それゆゑに實質的には、勞働年齡に達したあらゆる獨逸人が、現在では正規的な仕事を見出すことができるといふ狀態にまで好轉してゐるのである。

失業克服の任務は部分的には、雇傭可能なる勞働者の多數を軍隊及強制的勞働奉仕に吸收することによつて、さらに、公共事業及再軍備のための國家の支出によつて成就された。再軍備を除外しても、失業救濟土木事業(アルバイツ・ベシャッフング)のための政府の支出は非常に巨額であつた。住宅及土地の改良・內水路の擴張及改善・港灣改良・國家及國民社會黨諸機關のための新なる建物の建築・自動車專用道路の建設・鐵道及郵便局の工場及設備の更新及擴張のための政府の計畫は一九三二年より一九三七年に至る間に約四十億ライヒスマルクに上る國の支出を含んでゐた。確實な筋からの情報によると、陸海・空軍の軍事的裝備の建設と維持とを含む軍備費は同じ期間の間に約八十億ライヒスマルクに上つたさうである。[2)]

種々の建造計畫のための政府支出の重大性は、一九三三年の半頃から一九三六の半頃に至る間に增加した就業者總數の三分の一が、第二表に示されてゐるやうに、建築業において雇傭され

2) 第六章參照。

第二表　工業及手工業における就業勞働者*（1933 及 1936年の半頃）

出所——景氣研究所

工業及手工業	實數（千人）		増加		全増加における百分比
	1933	1936	實數	百分比	
鑛業	420	485	65	15.5	2.1
建築材料工業	214	331	117	54.7	3.7
窯業	69	93	24	34.8	0.8
硝子業	48	63	15	31.3	0.5
金屬精錬業	244	447	203	83.2	6.4
鐵・鋼品製造業	261	377	116	44.4	3.7
非鐵金屬品製造業	89	136	47	52.8	1.5
機械製造業	311	641	330	106.1	10.5
動力車輛工業（造船を含む）	148	321	173	116.9	5.5
電氣機械器具及裝置製造業	169	290	121	71.6	3.8
精巧工業及光學工業	60	106	46	76.7	1.5
化學工業	178	238	60	33.7	1.9
紡織工業	694	798	104	15.0	3.3
製紙業	79	93	14	17.7	0.4
紙製品製造業	73	92	19	26.0	0.6
製版印刷業	188	207	19	10.1	0.6
皮革・リノリウム工業	69	89	20	29.0	0.6
ゴム・石綿工業	39	46	7	17.9	0.2
製材業	67	104	37	55.2	1.2
木製品製造業	252	331	79	31.3	2.5
樂器玩具製造業	19	33	14	73.7	0.4
食料品製造業	506	535	29	5.7	0.9
煙草製造及醸造業	218	248	30	13.8	0.9
被服製造業	401	454	53	13.2	1.7
土木建築業	666	2,057	1,391	208.9	44.2
水道・瓦斯・電氣に關する業	98	116	18	18.4	0.6
家屋清掃業	138	146	8	5.8	0.3
緊急救濟勞働者	115	105	—10	—8.7	—0.3
合計	5,833	8,982	3,149	54.0	100.0

* 疾病勞働者を含む。

たといふ事實に反映してゐる。この期間において建築業の就業者は六十六萬六千人から二百五萬七千人に、即ち二〇八・九%だけ增加した。鐵鋼業・機械製造業・動力車輛製造業における就業者數の大增加は一部分は政府の再軍備計畫に、一部分は公共土木事業の復活に、歸せられる。紡織工業と被服工業において就業者が相對的に增加しなかつたのは、一方には原料の欠乏に、他方では、これら產業における就業者の減退が生產財工業においてよりも少かつた事實に、起因する。

就業者數をば一九三七年の初頭に達せられた高水準に維持しうるか否かの問題は、根本的には國家財政の問題[3]であり、また、再軍備のための大支出が終つた場合に、高水準の活動を繼續しうる能力が民間にあるかどうかの問題である。國家がその支出を減殺し、個人住宅の建築に對する現在の制限を撤去すれば、直ちに建築業に顯著な復興が現はれるであらうといふ見解が廣く抱かれてゐる。

時間賃銀及週賃銀（名目的及實質的）

一九三三年以降、國民社會主義統治の基本政策の一つは、時間賃銀率の增加を防止し、同時に生活費の昂騰を回避するに存してゐた。この政策の第一の部分は勞資關係に對して政府の行使した完全な政治的統制を通して成就された。しかし第二の部分は國際諸勢力の獨逸經濟上に

3) 第六章參照。

及ぼす統制不能の影響のためと、農産物の價格を騰貴させようとする政府の願望のために、ヨリ困難であつた。

第三表は一九一三—一四年における一九二七年より一九三六年半に至る時間當り及週當りの名目‖及實質賃銀を示し、第四表は一九二八年より一九三六年に至る主要工業における名目賃銀率を表はすものである。基準年度の一九一三—一四年を一〇〇とすれば工業勞働者の名目時間賃銀の平均は一九三〇年には二〇七・一で、一九三二年には一六六・四である。それはさらに一九三三年には一六一・四に、一九三四年には一六一・二に減少し、以後一九三六年半迄同一點に釘付されてゐる。一時間の勞働の購買力は一九一三—一四年の一〇〇から一九三一年においては戰後の最高點一四四・四に上昇した。その時以來、それは絶えず低落の一路を辿り、一九三六年半における一二九・五に至つてゐる。

名目週賃銀は、低賃率と、勞働時間が毎週四十六時間から一九二九年における四十一時間半に短縮されたこととのために、一九三二年において一三〇・五といふ最低點に下降した。一九三二年以降は名目週賃銀の指數は勞働時間の延長の結果、かなり確實な上昇傾向を示した。一九三六年の半においては指數は一三八・〇を示し、毎週の平均勞働時間は四十五・九時間であつた。一九三六年の半における週賃銀の購買力は一九二八年の平均よりも高く、一九三〇年に到達した

發展　(1913年以降)

獨逸國統計局

全産業の賃銀指數 1913=100	1913年の購買力における實質賃銀								
	總稼得								
	鐵鋼業	金屬加工業	化學工業	大工指物業	建築業	印刷業	紡織工業	製靴業	釀造業
ペニッヒ又はライヒスペニッヒにおける時間賃銀									
100.0	53	54	50	54	55	62	36	41	57
120.2	..	..	..	..	..	..	47	..	..
127.4	65	63	64	73	..	..	..	..	..
132.3	..	..	..	..	73.9	89	..	54	..
139.8	..	..	..	..	..	..	52	..	78
144.4	68	70	68	77	..	..	..	..	..
138.0	..	..	..	..	..	93	..	56	..
136.8	..	..	..	..	..	..	52	..	..
133.1	..	..	67	60	..	..	..	..	..
131.1	..	67.3	64.7	57.0	56.6	84.9	44.1	50.4	83.1
130.6	70.4	67.9	66.9	57.1	58.7	86.3	44.3	50.6	82.0
129.5	..	68.8	65.7	56.6	56.3	85.7	44.7	50.9	81.0
マルク又はライヒスマルクにおける週賃銀									
100.0	34	31	29	30	..	35	21	23	33
..	..	..	..	..	..	..	24	..	..
110.7	34	29	33	33	..	..	..	..	..
115.2	..	..	..	..	..	45	..	23	..
117.0	..	..	..	..	..	..	22	..	37
116.1	28	28	30	30	..	..	..	..	..
108.2	..	..	..	..	..	43	..	23	..
111.4	..	..	..	..	..	..	23	..	..
112.2	..	..	29	26	..	..	..	..	..
109.2	..	32.54	28.77	26.98	..	39.48	18.02	20.63	34.46
111.9	35.96	33.35	29.92	27.14	..	40.96	17.90	20.32	34.29
110.8	..	33.94	30.34	27.57	..	40.55	18.58	21.77	35.93

第三表　貨幣=及實質賃　の

出所——

年次	貨幣賃銀									
	全産業の賃銀指數 1913=100	總稼得								
		鐵鋼業	金屬加工業	化學工業	大工指物業	建築業	印刷業	紡織工業	製靴業	釀造業
ペニッヒ又はライヒスペニッヒにおける時間賃銀										
1913–14	100.0	53	54	50	54	55	62	36	·1	57
1927	177.8	..	..	..	..	..	..	69	..	..
1928	193.2	100	96	97	110	..	..	..	..	..
1829	203.7	..	..	..	..	114	136	..	84	..
1930	207.1	..	..	..	..	..	..	77	..	117
1931	196.5	91	93	94	107	..	..	..	..	..
1932	166.4	..	..	..	..	..	112	..	68	..
1933	161.4	..	..	..	..	..	..	62	..	..
1934	161.2	..	..	81	72	..	..	..	..	..
1935 半	161.2	..	83.8	80.5	70.3	69.8	103.8	54.8	61.6	101.6
末	161.2	86.5	83.8	82.5	70.4	72.4	106.5	54.8	62.4	101.2
1936 半	161.2	..	85.7	81.8	70.5	70.1	106.7	55.6	63.4	100.8
マルク又はライヒスマルクにおける週賃銀										
1913–14	100.0	34	31	29	30	..	35	21	23	33
1927	..	..	..	..	..	..	..	35	..	..
1928	167.9	52	44	50	49	..	..	..	..	..
1929	177.4	..	..	..	..	..	69	..	36	..
1930	173.3	..	..	..	..	..	..	33	..	56
1931	158.0	38	37	41	42	..	..	..	..	..
1932	130.5	..	..	..	..	..	52	..	28	..
1933	131.4	..	..	..	..	..	..	27	..	..
1934	135.9	..	..	35	31	..	..	..	..	..
1935 半	134.3	..	40.51	35.82	33.29	..	48.29	22.40	25.21	42.15
末	138.1	44.20	41.15	36.92	33.49	..	50.55	22.09	25.07	42.32
1936 半	138.0	..	42.25	37.77	34.32	..	50.48	23.13	27.10	44.73

第四表　産業及職業別に依る男女勞働者の時間賃銀率

(1928年四月一日——1936年四月一日)

出所——獨逸國統計局(單位ライヒスペニッヒ)

産　　業*	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
全産業									
男熟練工	95.9	101.1	102.8	97.4	81.6	78.5	78.3	78.3	78.3
半熟練工	77.5	81.8	83.3	79.3	68.8	68.2	68.2	68.3	68.3
助工	75.2	79.4	80.7	76.6	64.4	62.3	62.2	62.2	62.2
女熟練及半熟練工	60.3	63.4	64.6	61.5	53.1	51.7	51.6	51.6	51.6
助工	49.8	52.7	53.6	51.0	43.9	43.4	43.3	43.4	43.4
炭鑛業									
坑夫	110.2	121.5	123.9	113.9	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5
不熟練工	68.8	76.4	78.0	71.5	60.0	59.9	59.9	59.9	59.9
金屬加工業									
熟練工	86.5	93.4	95.4	90.9	78.5	77.9	77.9	78.0	78.0
不熟練工	77.4	84.9	87.1	82.5	71.3	71.0	71.0	71.1	71.1
助工									
男工	70.2	74.7	76.5	72.8	62.3	61.8	61.8	61.9	61.9
女工	50.8	54.3	56.0	52.8	45.3	45.0	45.0	45.1	45.1
化學工業									
職工	97.9	102.3	107.5	106.5	87.4	87.1	87.1	87.1	87.1
事務所使用人	78.7	82.2	86.4	85.3	70.3	70.1	70.1	70.1	70.1
女工	52.5	55.2	57.9	56.9	47.1	46.9	46.9	46.9	46.9
建築業									
石工	111.9	119.5	125.2	118.8	102.9	81.5	81.1	81.1	81.2
手傳及地下勞働者	87.3	94.0	98.5	92.7	80.4	65.2	64.8	64.9	65.0
製紙業									
紙製機械工	..	93.9	98.4	91.5	78.4	75.9	75.9	75.9	75.9
不熟練工	67.5	69.9	73.2	68.8	58.8	57.4	57.4	57.4	57.4
女子	45.9	47.2	49.6	46.4	39.7	38.6	38.6	38.6	38.6
紙製品製造業									
熟練工									
男	102.9	110.5	115.5	108.2	92.9	92.9	92.9	92.9	92.9
女	61.0	64.9	68.0	63.7	54.5	52.7	52.7	52.7	52.7
不熟練工									
男	78.0	82.2	86.7	80.8	69.0	69.0	69.0	69.0	69.0
女	49.8	51.5	54.7	50.8	43.0	43.0	43.0	43.0	43.0
印刷業									
植字工	112.5	117.3	117.3	110.3	96.1	96.1	96.1	96.1	96.1
不熟練工	98.5	103.3	103.3	96.7	84.8	79.7	79.7	79.7	79.7
女子手傳工	61.4	64.2	64.2	60.4	52.8	48.8	48.8	48.8	48.8

* 十七產業における最高賃銀階級に關する勞働者の時間賃銀率。

第四表　同　上

産業	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
高級窯業									
熟練工									
男	82.3	82.3	87.4	82.1	70.9	70.9	70.9	70.9	70.9
女	50.0	50.0	54.0	50.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4
不熟練工									
男	68.1	68.1	72.5	68.2	58.9	58.9	58.9	58.9	58.9
女	42.2	42.2	44.5	42.0	36.1	36.1	36.1	36.1	36.1
木材工業									
熟練工	..	..	..	111.2	94.1	..	79.4	79.3	79.3
不熟練工	..	..	..	91.3	75.8	..	62.0	62.1	62.0
紡織工業									
紡工及織工									
男	71.5	74.6	76.0	71.8	65.4	63.9	63.6	63.6	63.6
女	54.7	57.5	58.7	55.6	51.4	50.2	50.0	50.0	50.0
不熟練工									
男	59.7	62.1	63.5	60.2	54.7	53.4	53.1	53.1	53.1
女	44.3	46.5	47.4	45.0	40.6	39.8	93.5	39.5	39.5
被服製造業									
熟練工									
男	92.4	96.1	96.2	94.3	83.5	74.1	74.1	73.8	73.8
女	56.7	58.2	59.9	59.0	51.5	48.6	48.6	48.6	48.6
製靴工業									
靴工									
男	60.1	90.1	98.3	93.2	79.2	79.2	79.2	79.2	79.2
女	68.2	68.2	74.4	70.5	59.9	59.9	59.9	59.9	59.9
釀造業									
釀造工	113.1	119.9	123.5	124.1	106.5	105.4	105.2	105.2	105.2
不熟練工	100.1	105.9	109.4	109.9	94.3	93.3	93.2	93.2	93.2
女子	62.8	67.0	69.4	70.2	60.2	59.6	59.5	59.5	59.5
製パン業									
熟練工	92.1	96.9	101.0	96.0	83.2	80.2	80.2	80.0	80.0
不熟練工	78.8	82.7	86.2	81.9	71.2	68.5	68.5	68.3	68.3
女子	52.7	55.5	57.8	54.9	47.7	46.0	46.0	45.9	45.9
鐵道									
熟練者	92.2	96.3	96.3	90.4	78.3	78.3	78.3	78.7	78.7
半熟練者	76.2	80.0	80.0	75.5	75.3	65.3	65.3	67.5	67.5
不熟練者	73.8	77.6	77.6	74.2	63.7	63.7	63.7	64.4	64.4
郵便局									
熟練者	86.2	89.9	89.9	89.9	73.0	73.0	73.0	73.4	73.4
半熟練者	74.0	77.5	77.5	77.5	64.1	64.1	64.1	66.9	66.9
不熟練者	72.0	75.6	75.6	75.6	62.8	62.8	62.8	62.8	62.8

戰後の高水準に比して少しく低いばかりである。

この結論はしかしながら若干の制限を必要とする。何となれば、まづ第一に、勞働者は一九二八年及三〇年におけるよりもヨリ高い割合の總所得を租稅及社會保險料として支拂はねばならぬから。この點は總所得と純所得の分析に關聯して討究されるであらう。[4)] 第二に、勞働者の購入する商品の品質が若干低下した。第三に、官廳の生計費指數は一九三二年以後に起つた物價の昂騰を充分に反映してゐない。それ故に平均的な獨逸勞働者の生活程度は稍々低下したのである。賃銀率の釘付狀態は不動の物價水準によつて伴はれなかつた。といふのは政府の經濟計畫は重大な外國爲替問題を惹起し、國內農產物價格を騰貴させ、特定の食料品及原料品の非常な輸入減をよぎなくしたからである。だが、生活程度の低下は誇張さるべきではない。勞働人口の地位は全體としては改善せられた。このことは全勞働所得と基本商品の消費との數字によつて表示せられてゐる。

全勞働所得

獨逸における勞働所得の統計においては總所得と純所得の數字が別々に表はされてゐる。總所得は勞働者全體に對して支拂はれた報酬の總額を示し、純所得は欲望滿足のために勞働者

4)　四八—五一頁參照。

全體が充當しうべき額を表はす。兩者の差額は社會保險料・勞働戰線の掛金・多期救濟寄附金・租稅の支拂のために勞働者の賃銀所得から控除された額にあたる。第五表は一九二五年より一九三六年に至る賃銀勞働者及俸給生活者の數・總所得・租稅・社會保險其他の掛金・純所得を示すものである。[5]

就職中の賃銀勞働者、使用人及官公吏の數は一九二九年の二千二十萬から一九三二年の一千四百七十萬に、卽ち二七・二%だけ減少した。同じ期間に總所得は四百三十億ライヒスマルクから二百五十七億ライヒスマルクに、租稅と社會保險料とを控除した純所得は三百八十五億ライヒスマルクから二百二十五億ライヒスマルクに、卽ち四一・六%だけ減少した。一人當りの總所得は二千百三十一ライヒスマルクから千七百四十九ライヒスマルクに、卽ち、一七・九%だけ、一人當り純所得は千九百六ライヒスマルクから千五百三十三ライヒスマルクに、卽ち一九・六%だけ減少してゐる。

之に對して一九三二年より一九三五年に至る期間には、就業者數は千四百七十萬人から千八百五十萬人に、卽ち二五・九%だけ、總所得は三百二十二億ライヒスマルクに、卽ち二五・三%だけ、純所得は二百八十一億ライヒスマルクに、卽ち二四・九%だけ、增加した。一人當りの總所得は實質上同じ位の千七百四十二ライヒスマルクに停まり、一人當りの純所得は僅かばかり減じて千五

5) 一九——三〇頁參照。

第五表　賃銀及俸給による總所得及純所得 (1925――1935)

出所――獨逸國統計局

年次	賃銀及俸給生活勞働者總數（單位千人）	勞働所得 當時の購買力における 十億ライヒスマルク	勞働所得 當時の購買力における 一人當ライヒスマルク**	勞働所得 1928の購買力における 十億ライヒスマルク	勞働所得 1928の購買力における 一人當ライヒスマルク**	租税及社會保險料 所得税（百萬ライヒスマルク）	租税及社會保險料 人頭税（百萬ライヒスマルク）	租税及社會保險料 社會保險料（百萬ライヒスマルク）	租税及社會保險料 冬期救濟及勞働戰線***（百萬ライヒスマルク）	租税及社會保險料 合計（百萬ライヒスマルク）	租税及社會保險料 勞働者所得における百分比	租税及社會保險料 被傭者一人當りライヒスマルク	租税及社會保險料を控除したる勞働所得 當時の購買力における 十億ライヒスマルク	租税及社會保險料を控除したる勞働所得 當時の購買力における 一人當ライヒスマルク**	租税及社會保險料を控除したる勞働所得 1928の購買力における 十億ライヒスマルク	租税及社會保險料を控除したる勞働所得 1928の購買力における 一人當ライヒスマルク**	生計費指數 1928＝100	全被傭者中の百分比 賃銀勞働者	全被傭者中の百分比 俸給生活者
1925	20.5	33.7	1646	36.1	1761	1480	‥	1476	164	3120	9.2	152	30.6	1494	32.8	1598	93.5	‥	‥
1926	19.4	34.8	1795	37.2	1915	1142	‥	1836	167	3145	9.0	162	31.7	1632	33.8	1742	93.7	‥	‥
1927	20.3	38.9	1915	39.9	1966	1344	‥	2244	207	3795	9.8	187	35.1	1728	36.0	1774	97.4	‥	‥
1928	20.4	42.6	2089	42.6	2089	1497	‥	2636	251	4384	10.3	215	38.2	1874	38.2	1874	100.0	‥	‥
1929	20.2	43.0	2131	42.4	2099	1476	‥	2778	283	4537	10.5	225	38.5	1906	37.9	1878	101.5	56.5	43.5
1930	18.6	39.9	2143	40.8	2193	1407	1	2676	263	4347	10.9	234	35.5	1909	36.3	1954	97.7	53.9	46.1
1931	16.4	33.4	2035	37.2	2269	1246	40	2362	208	3856	11.6	235	29.5	1800	32.9	2006	89.7	51.1	48.9
1932	14.7	25.7	1749	32.3	2200	1080	117	1823	150	3170	12.3	216	22.5	1533	28.4	1928	79.5	47.0	53.0
1933	15.5	26.0	1675	33.4	2153	1240	163	1765	200	3368	13.0	217	22.6	1458	29.0	1873	77.8	48.9	51.1
1934	17.5	29.3	1672	36.7	2095	1161	161	2030	320	3672	12.5	210	25.6	1462	32.1	1832	79.8	52.7	47.3
1935*	18.5	32.2	1742	39.7	2148	1342	190	2163	400	4095	12.7	221	28.1	1521	34.7	1875	81.1	54.3	45.7

*　ザール地方を含む。
**　被傭者一人當。
***　1933年まではこの項目は大體において勞働組合の所得を現はすものであつた。

第六表　小賣と消費　(1925—1936)

出　所——獨逸國統計局

年　次	小賣高 價額 合　計	小賣高 價額 食料品	小賣高 價額 被服類	小賣高 價額 住　宅	小賣高 數量* 食料品	小賣高 數量* 被服類	小賣高 數量* 住　宅
	1928=100						
1925	81.4	81.1	96.6	74.2	83.4	..	..
1926	84.6	85.9	88.0	76.7	90.3	..	..
1927	93.5	94.1	96.0	88.7	94.1	..	..
1928	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1929	100.4	104.3	97.2	103.9	102.5	95.9	103.0
1930	91.8	96.5	87.8	90.2	101.4	91.3	91.3
1931	79.4	84.8	74.1	81.5	99.1	94.4	91.4
1932	62.6	70.8	57.7	57.0	93.8	90.3	74.8
1933	59.7	67.3	56.4	54.9	90.8	92.6	76.1
1934	66.2	71.0	65.8	71.6	91.8	101.7	96.6
1935	69.2	76.7	65.7	70.0	97.5	93.6	92.6
1935第一季	60.2	69.5	55.6	58.6	89.2	80.1	77.6
第二季	67.4	72.4	68.2	66.5	92.3	97.2	88.0
第三季	64.8	73.9	55.7	71.9	92.4	79.2	95.1
第四季	84.4	91.1	83.2	82.9	116.1	117.7	109.8
1936							
第一季	66.3	75.1	61.7	70.5	94.0	87.1	93.3
第二季	73.8	78.7	72.8	80.6	98.3	102.4	106.6

年次	人口一人當り消費高 肉類 キログラム	海魚 同上	バタ 同上	人造バタ 同上	卵 個	燕麥及小麥粉 キログラム	砂糖 同上	南方產果物 同上	ビール 同上	煙草 同上
1925	44.9	7.8	..	6.1	108	107	20.2	6.0	74.1	1.9
1926	45.4	8.1	..	6.4	110	108	01.0	6.2	76.9	1.9
1927	50.0	8.2	..	6.5	124	110	22.6	6.6	79.1	1.9
1928	52.8	8.5	7.1	6.8	135	110	23.3	7.8	87.4	2.0
1929	51.6	9.2	7.6	7.0	137	106	23.4	7.8	88.6	2.0
1930	50.4	9.3	7.7	6.7	141	101	24.3	9.9	80.1	1.8
1931	51.1	9.1	7.4	7.1	134	99	21.0	8.6	60.9	1.7
1932	48.9	8.5	7.1	7.8	134	98	20.2	8.0	51.7	1.6
1933	49.1	8.8	7.4	6.2	119	101	19.9	8.6	50.7	1.7
1934	54.5	8.7	7.4	5.8	118	102	21.4	8.9	56.0	1.8
1935*	52.3	9.9	7.5	6.0	112	102	21.7	7.9	57.9	1.8
1936**	50.8	12.2	7.6	6.6	112	112	22.6	10.1	61.2	..

*　價格變動の影響を除外す。

**　一部分は推算による。

百四十一ライヒスマルクとなつた。

一人當りの所得が全所得に比例して増大しえなかつたのは、主として、一九三二年以來勞働力への追加が官私の俸給生活者よりも主に賃銀勞働者であつた事實に基づくのである。一九三二年に賃銀勞働者は全所得の四七・〇%を、使用人は三〇・五%を、官公吏は二二・五%を受取つてゐた。之に對應する一九三五年の數字はそれぞれ五四・三%、二八・三%及び一七・四%である。しかるに賃銀勞働者の平均所得は官公吏と使用人のそれよりも低いから、一九三二年より一九三五年に至る一人當りの所得の數字が下つたのである。

個々の勞働者の見地でなく、全體として國民所得の見地よりすると、注目すべき事實は勞働全體の購買力の著しい増加である。即ち、一九三二年より一九三五年に至る間の純勞働所得の増加は五十六億ライヒスマルクであつた。尤も同じ期間に國家の社會的支出が十五億ライヒスマルクだけ減少してゐるから、勞働所得の純増加は差引四十一億ライヒスマルクとなるわけである。この追加された購買力は第六表の示すやうな、小賣業における賣上の増加と基本商品の消費の増大とに反映してゐる。

所得階級別による勞働所得の分配

一九三五年には全勞働所得の約四二%が一ケ月百五十七ライヒスマルク以上を稼得する賃銀勞働者によつて受取られてゐた。これらの人々は賃銀受領者全體の二三%に當る。之に對して一九二九年にはこの所得階級に屬する勞働者は全所得の六三%を受け、勞働者全體の三七・八%を示してゐた。また第七表に明かなやうに、一九三五年には賃銀受領者全體の五五%が、一九二九年にはその四五・三%が一ケ月百四ライヒスマルク以下を受けた。平均賃銀所得は一九二九年には百三十五ライヒスマルクで、一九三五年には百四ライヒスマルクであつた。

俸給生活者の平均所得は賃銀勞働者のそれよりもかなりに高い。それは一九二九年には二百七ライヒスマルクに、一九三五年には百八十九ライヒスマルクに上ぼつてゐる。一九二九年においては俸給生活者全體の五八%が――之に比して一九三五年においてはその六四・九%が――一ケ月二百ライヒスマルク以下を受けてゐた。この所得階級の所屬者は一九二九年においては全所得の二九・二%を、一九三五年においてはその三六・六%を受取つた。一九二九年には俸給生活者全體の五・一%が、一九三五年にはその四・二%が五百ライヒスマルクを超過する月所得をえてゐた。

勞働人口の大多數によつてえられてゐる百四ライヒスマルクの月所得は勞働者及その家族の生存を維持するのには不足がちである。けれども低い所得階級に屬する勞働者のかなりの

第七表　所得階級別による賃銀及俸給の月所得　(1929—1935)

出所——獨逸國統計局

年次	所得階級別賃銀勞働者に對する支拂月額(百萬ライヒスマルク)							百分比						
	25未滿ライヒスマルク	52—77 〃	78—103 〃	103—129 〃	130—155 〃	156以上 〃	合計	52未滿ライヒスマルク	25—77 〃	78—103 〃	104—129 〃	130—155 〃	156以上 〃	合計
1929	984	1,897	2,093	1,836	2,046	15,081	23,937	4.1	7.9	8.7	7.7	8.5	63.0	100.0
1930	894	1,752	2,093	1,719	1,785	13,004	21,246	4.2	8.2	9.9	8.1	8.4	61.2	100.0
1931	853	1,670	2,024	1,602	1,597	8,914	16,661	5.1	10.0	12.2	9.6	9.6	53.5	100.0
1932	955	1,772	1,773	1,503	1,537	4,338	11,873	8.1	14.9	14.9	12.7	12.9	36.5	100.0
1933	1,280	1,773	1,757	1,652	1,750	4,176	13,388	10.3	14.3	14.2	13.4	14.1	33.7	100.0
1934	1,430	1,722	2,006	2,065	2,258	5,440	14,920	9.6	11.5	13.5	13.8	15.1	36.5	100.0
1935	1,471	1,652	1,975	2,147	2,484	6,990	16,719	8.8	9.9	11.8	12.8	14.9	41.8	100.0

年次	所得階級別賃銀勞働者數(百萬ライヒスマルク)							百分比						
	52未滿ライヒスマルク	52—77 〃	78—130 〃	104—129 〃	130—155 〃	156以上 〃	合計	52未滿ライヒスマルク	52—57 〃	78—103 〃	104—129 〃	130—155 〃	156以上 〃	合計
1929	2.33	2.43	1.92	1.31	1.19	5.58	14.76	15.8	16.5	13.0	8.9	8.1	37.8	100.0
1930	2.11	2.25	1.92	1.22	1.04	4.83	13.36	15.8	16.8	14.3	9.2	7.8	36.1	100.0
1931	1.99	2.15	1.85	1.14	0.92	3.49	11.55	17.2	18.7	16.0	9.9	8.0	30.2	100.0
1932	2.21	2.27	1.62	1.07	0.90	1.91	9.99	22.2	22.7	16.3	10.7	9.0	19.1	100.0
1933	2.93	2.27	1.61	1.18	1.02	1.88	10.89	26.9	20.9	14.8	10.8	9.3	17.3	100.0
1934	3.27	2.21	1.84	1.47	1.32	2.47	12.57	26.0	17.6	14.6	11.7	10.5	19.6	100.0
1935	3.40	2.13	1.82	1.54	1.47	3.14	13.50	25.2	15.8	13.5	11.4	10.9	23.3	100.0

第七表　同　　　上

年次	所得階級別俸給生活者に對する支拂月額							百分比						
	100未滿ライヒスマルク	100―199 〃	200―299 〃	300―399 〃	400―499 〃	500以上 〃	合計	100未滿ライヒスマルク	100―199 〃	200―299 〃	300―399 〃	400―499 〃	500以上 〃	合計
1929	570	1,714	1,780	1,510	1,066	1,186	7,826	7.3	21.9	22.7	19.3	13.6	15.2	100.0
1930	593	1,619	1,775	1,513	1,058	1,307	7,937	7.5	21.3	22.4	19.1	13.3	16.4	100.0
1931	606	1,583	1,609	1,296	889	1 097	7,080	8.6	22.4	22.7	18.2	12.6	15.5	100.0
1932	658	1,546	1,375	968	612	711	5,869	11.2	26.3	23.4	16.5	10.4	12.2	100.0
1933	773	1 579	1,323	898	565	685	5,822	13.3	27.1	22.7	15.4	9.7	11.8	100.0
1934	772	1,757	1,481	987	618	772	6,387	12.1	27.5	23.2	15.5	9.7	12.0	100.0
1935	723	1,901	1,703	1,152	731	970	7,180	10.1	26.5	23.7	16.0	10.2	13.5	100.0

年次	所得階級別俸給生活者數　（千）							百分比						
	100未滿ライヒスマルク	100―199 〃	200―299 〃	300―399 〃	400―499 〃	500以上 〃	合計	100未滿ライヒスマルク	100―199 〃	200―299 〃	300―399 〃	400―499 〃	500以上 〃	合計
1929	892	953	593	359	198	162	3,157	28.3	30.2	18.8	11.4	6.3	5.1	100.0
1930	913	939	592	360	196	178	3,178	28.7	29.6	18.6	11.3	6.2	5.6	100.0
1931	892	879	537	308	164	149	2,929	30.4	30.0	18.3	10.6	5.6	5.1	100.0
1932	933	858	458	231	113	98	2,690	34.7	31.9	17.0	8.6	4.2	3.6	100 0
1933	1,056	877	441	214	105	93	2,786	37.9	31.5	15.8	7.7	3.8	3.3	100.0
1934	1,045	976	493	235	114	106	2,970	35.2	32.9	16.6	7.9	3.9	3.5	100.0
1935	1,011	1,063	572	277	136	134	3,193	31.7	33.3	17.9	8.7	4.3	4.2	100.0

割合の者は彼らの賃銀のみによつてその生活を立ててはゐない。彼らは追加的な所得を、特に農業及商業からのそれを、持つてゐる。その上、多くの場合、一家族當りに二人以上の勞働者がある。だが、これら兩因素にも拘らず、被傭者のかなりの部分が相應な生存を維持するに足らぬ額を稼得しつつあることは疑ひない。この事實は就業狀態が殆んど飽和點に達したにも拘らず、政府の多額な救濟費が依然繼續されつつあることを說明するものである。この救濟費は一九三二―三三年の十一億五千ライヒスマルクに比して一九三五―三六年の十六億三千萬ライヒスマルクとなつてゐる。最低所得階級に屬する勞働者は多く石炭・牛乳・衣服・其他の重要消費品の形において國家から追加所得を受けるのである。

勞働人口の職業的分布並に成長

一九三三年の國勢調査によれば、第八表に示されるやうに六千五百二十一萬八千の人口の中で三千二百二十九萬六千の有業者があつた。一八八二年より一九三三年に至る五十年の期間に、人口が六三・七%增加したに對して有業者數は九一・三%增加した。女子有業者の全人口に對する割合が四〇%增加した[6)]のに比べて、男子有業者のそれは七%であつた。俸給生活者數は三六六%增加したが、勞働者のそれは七九・二%にすぎなかつた。業主數が二二・四%增加したに對

6) 有業者數における全增加千五百四十一萬一千人中女子有業者は六百五十二萬五千人を數へてゐる。

第八表 有 業 人 口 (1882——1933)

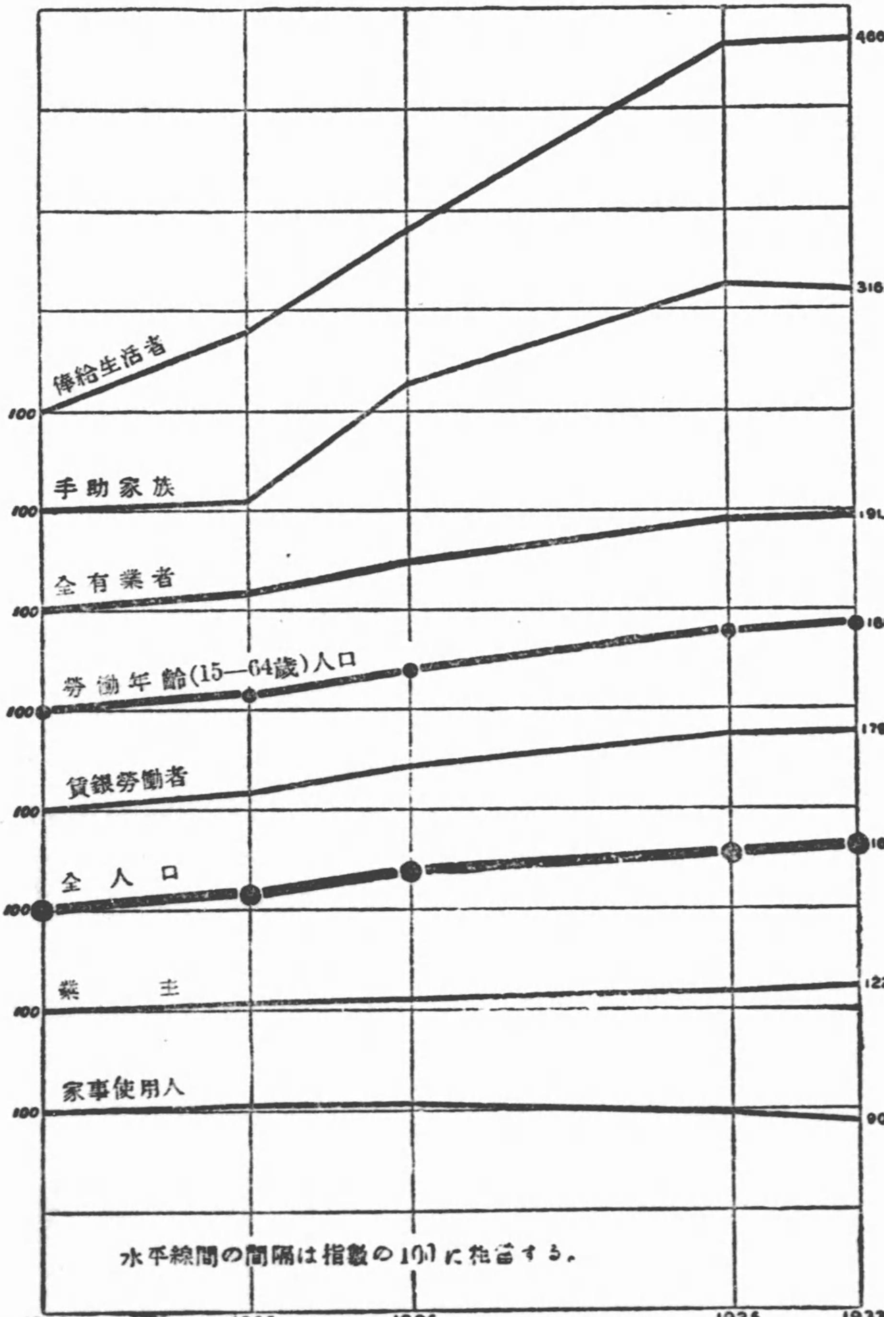
出 所——獨 逸 國 統 計 局

職業	1882	1895	1905	1925	1933	1882—1933における増加	
	單位千人					實數(千人)	百分比
賃銀勞働者	8,344	9,804	11,874	14,709	14,950	6,606	79.2
俸給生活者	1,183	2,115	3,311	5,442	5,513	4,330	366.0
家事使用人	1,351	1,428	1,449	1,326	1,218	— 333	—9.9
合計	10,878	13,347	16,634	21,477	21,681	10,803	99.3
業主	4,331	4,619	4,749	5,095	5,303	972	22.4
手助家族	1,676	1,790	3,773	5,437	5,312	3,636	216.9
全有業者	16,885	19,756	25,156	32,009	32,296	15,411	91.3
無職業者	1,225	19,37	3,078	3,844	5,821	4,596	375.2
本業なき從屬者	21,724	24,232	26,757	26,557	27,101	5,377	24.8
全人口	39,834	45,925	54,991	62,410	65,218	25,384	63.7
勞働年齢人口(15—64歳)*	24,016	27,564	33,490	42,745	44 831	20,815	86.7

* 一部分は推算。

第二圖表　有　業　人　口 (1882—1933)

出所——獨逸國統計局　(指數 1882=100)



して、家事使用人數は七·九%だけ減少した。

一八八二年には賃銀勞働者は全有業人口の四九·四%を示してゐたが、一九三三年にはその四六·三%を現はすに至つた。同じ期間に俸給生活者の割合は七·〇%より一七·一%に上つたが、家事使用人のそれは八·〇%から三·八%に下つてゐる。全有業者中における業主の割合は二五·六%から一六·四%に減じたのに、手助家族のそれは九·九%から一六·四%に增した。

無職業者數における三七五·二%といふ增加——それは一九二五年より一九三三年に至る間に特に顯著である——は高年者數の相對的增加を示す人口の年齡別分布における變化に一部分は起因してゐる。この因素が增加の一半の原因であり、經濟的因素が他の一半を惹起したのである。

一八八二年より一九三三年に至る有業人口の職業的分布は第九表に示されてゐる。この期間において商業及交通業に從事する者の全有業人口に對する割合は一一·九%增加したが、之に對して自由職業者の割合は四五%、工業及手工業從事者の割合は一四%だけ增加した。全有業人口中における農業企業家及農業勞働者の割合は三二%減少し、家事使用人の割合は五一%減少した。

一八八二年には農業は有業人口のほぼ一半を占めてゐたけれども、一九三三年には二八·九%

7) 財產所得の享有者並に年金及び失業扶助を除く其他の形態の扶助の受領者を含む。

第九表　人口の職業的分布（1882, 1895, 1905, 1925, 及 1933）

出所——獨逸國統計局（單位千人）

職業	1933 有業者	1933 職業所屬人口	1925 有業者	1925 職業所屬人口	1907 有業者	1907 職業所屬人口	1895 有業者	1895 職業所屬人口	1882 有業者	1882 職業所屬人口
農林業	9,343	13,661	9,703	14,374	8,557	14,922	7,184	15,446	7,135	15,944
工業・手工業	13,053	25,328	13,479	26,192	9,981	22,729	7,657	18,345	5,988	14,687
商業交通業	5,932	11,042	5,185	10,448	3,441	8,084	2,108	5,128	1,420	3,819
公務自由業	2,699	5,063	2,188	4,252	1,712	3,230	1,373	2,612	984	2,031
家事使用人	1,269	1,317	1,394	1,482	1,465	1,586	1,434	1,573	1,358	1,502
合計	32,296	56,411	32,009	56,748	25,156	50,551	19,756	43,104	16,885	37,983
無業獨立者	5,821	8,807	3,844	5,662	3,078	4,440	1,937	2,821	1,225	1,851
全人口	..	65,218	..	62,410	..	54,991	..	45,925	..	39,834
百分比										
農林業	28.9	21.0	30.5	23.0	34.0	27.1	36.4	33.6	42.3	40.0
工業・手工業	40.4	38.8	42.1	42.0	39.7	41.3	38.8	40.0	35.5	36.9
商業交通業	18.4	16.9	16.2	16.7	13.7	14.7	10.7	11.2	8.4	9.6
公務自由業	8.4	7.8	6.8	6.8	6.8	5.9	6.9	5.7	5.8	5.1
家事使用人	3.9	2.0	4.4	2.4	5.8	2.9	7.2	3.4	8.0	3.7
合計	100.0	86.5	100.0	90.9	100.0	91.9	100.0	93.9	100.0	95.3
無業獨立者	..	13.5	..	9.1	..	8.1	..	6.1	..	4.7
全人口	..	100.0	..	100.0	..	100.0	..	100.0	..	100.0

を示すにすぎない。農業は他の職業集團のための勞力供給の主要源泉であつた。農業上の自給自足を促進する國民社會主義政策の結果として、勞働がこれ以上田舍より都會職業に向つて移住することは期待できない。[8] それ故に、長い目から見ると、非農業的勞働の供給は人口の自然増加によつて規定されるであらう。

人口の増加

國民社會主義政府の基本的任務の一つは、獨逸人口の増加率における減退を抑止し、且つ之を逆轉することでる。この人口増加率の減退は本世紀の初頭以降現はれて來たもので、第十表に明かである。一九三三年においては、出生の死亡超過は一九〇二年における一五・六%、一八八二年－一八八五年の五年間における一一・三%に比べて、僅かに三・五%でしかなかつた。獨逸統計局の推算によると、死亡率が一九二四年より一九二六年に至る水準に留まるものと假定し、一九二七年におけると同じ生産數を以てすると、人口は一九六五年頃には七千萬となり、その頃から減少し始めるであらう。若しも一九二七年と一九五五年との間に女子の姙孕力が二五%だけ減少し、その以後は變りなきものと假定すると、人口は一九五〇年における六千七百五十萬において最高點に達し、その年以後減退して、二〇〇〇年には僅かに四千六百九十萬を算するに至

8) 景氣研究所「勞働力の補充——勞働力の配置」"Ersatz von Arbeitskräfte—Einsatz von Arbeitskräfte" 景氣研究所四季報。伯林，一九三七年，第三卷，A部，二九四頁。

るであらう。[9]

人口減退の脅威は結婚及出產を奬勵することを目的とする一聯の方策によつて抗爭されつつある。一九三三年七月には婚資貸付金が子供の出生によつて其儘贈與されることを規定する法律が通過した。其他の方策は子供數による租稅の低減・國有鐵道の特別割引・勞働市場における特權的取扱ひ・第五兒以上の出生兒ごとに、月收百八十五ライヒスマルク未滿を稼得する家庭に對して支拂はる每月十ライヒスマルクの給與・大家族のための特別な田舍移住地の創設を規定してゐる。

一九三二年から一九三四年に至る間に、結婚數は五一六、七九三から七四〇、一六五に增加し、子供の數は九九三、一二六から一、一九八、三五〇に上昇し、出生の死亡超過は一九三三年の最低點三・五%から一九三四年の七・一%に持ち直した。けれども一九三五年には結婚數は六五〇、八五一に減退した。同年の出生數は一九三四年におけるよりも高かつたが、死亡數における相對的增加が出生超過率を七%に引き下げた。一九三六年の最初の三季において結婚數は一九三五年の同じ期間における四七一、六二五に對比して四三三、七三五であつた。子供數が少しく高く死亡數が低かつたために、人口の自然增加は一九三五年の最初の三季における三六八、九一四から一九三六年の同じ期間に於ける三九六、八五〇に上騰した。[10]

9) グラス「人口のための闘爭」D. V. Glass. "Struggle for Population" 牛津 一九三六年 一九一―二一頁。カア・サウンダアス「世界の人口――過去の成長と現在の趨向」A. M. Carr-Saunder, "World Population, Past Growth and Present Trends." 第二十四圖 一二九頁の對頁。

10) 統計局「經濟と統計」一九三七年，一月，第二號。

第十表　人口の成長（一八五一年以降）　出所——獨逸國統計局

年次	出生*	死亡に對する出生超過	千人中			結婚數
			出生*	死亡*	出生超過	
1851—60	959 652	326,130	35.3	26.3	9.0	284,562
1861—70	1,161,501	408,333	37.2	26.8	10.3	336,527
1871—75	1,175,337	443,914	38.8	28.2	10.6	392,744
1876—80	1,152,283	578,154	39.3	26.1	13.1	345,439
1881—85	1,185,297	519,444	37.0	25.7	11.3	354,716
1886	1,233,737	512,396	37.0	26.2	10.9	372,326
1887	1,151,924	605,155	36.9	24.2	12.7	370,659
1888	1,142,826	618,581	36.6	23.7	12.8	376,654
1889	1,153,087	619,483	36.4	23.7	12.7	389,339
1890	1,199,006	560,247	35.7	24.4	11.4	395,356
1891	1,164,421	675,751	37.0	23.4	13.6	399,398
1892	1,211,402	584,569	35.7	24.1	11.6	398,775
1893	1,248,201	617,514	36.8	24.6	12.2	401,234
1894	1,144 331	696,874	35.9	22.3	13.6	408,066
1895	1,151,488	725,790	36.1	22.1	13.9	414,218
1896	1,098,966	815,783	36.3	20.8	15.5	432 107
1897	1,142,056	784,634	36.0	21.3	14.6	447,770
1898	1,117,860	846,871	36.1	20.5	15.6	458,877
1899	1,185,197	795,107	35.8	21.5	14.4	471,519
1900	1,236,382	759,757	35.6	22.1	13.6	476,491
1901	1,174,489	857,824	35.7	20.7	15.1	468,329
1902	1,122,492	902,243	35.1	19.4	15.6	457,208
1903	1,170,905	812,173	33.8	20.0	13.9	463,150
1904	1,163,183	862,664	34.1	19.6	14.5	477,822
1905	1,194,314	792,839	32.9	19.8	13.2	485,906
1906	1,112,202	910,275	33.1	18.2	14.9	498,990
1907	1,117,309	882,624	32.3	18.0	14.2	503,964
1908	1,135,490	879,562	32.1	18.1	14.0	500,620
1909	1,094,217	884,061	31.0	17.2	13.9	494,127
1910	1,045,665	879,113	29.8	16.2	13.6	496,396
1911	1,130,784	739,945	28.6	17.3	11.3	512,819
1912	1,029,749	839,887	28.3	15.6	12.7	523,491
1913	1,004,950	833,800	27.5	15.0	12.4	513,283
1914	1,291,310	527,286	26.8	19.0	7.8	460,608
1915	1,450,420	—67,874	20.4	21.4	—1.0	278,208
1916	1,298,054	—268,570	15.2	19.2	—4.0	279 076
1917	1,345,424	—433,315	13.9	20.6	—6.6	308 446
1918	1,606,475	—679,662	14.3	24.8	—10.5	352 543
1919	978,380	282,120	20.0	15.6	4.5	844,339
1920	932,929	666,358	25.9	15.1	10.8	894 978
1921	869,555	711,575	25.3	13.9	11.4	740,330
1922	890,181	534,623	23.0	14.4	8.6	690,947
1923	866,754	451,735	21.2	13.9	7.3	588,069
1924	766,957	523,806	20.6	12.2	8.4	446,445
1925	753,017	558,242	20.8	11.9	8.8	489,084
1926	742,955	502,516	19.6	11.7	7.9	489,685
1927	765,331	413,561	18.4	12.0	6.5	545,381
1928	747,441	452,554	18.6	11.6	7.0	594,631
1929	814,545	349,517	18.0	12.6	5.4	597,014
1930	718,807	425,344	17.6	11.0	6.5	570,241
1931	734,165	313,610	16.0	11.2	4.8	522,881
1932	707,642	285,484	15.1	10.8	4.3	516,793
1933	737,877	233,297	14.7	11.2	3.5	638,573
1934	724,758	473,592	18.0	10.9	7.1	640,165
1935	791,912	469,361	18.9	11.8	7.0	650,851

＊　死產を除く。

一九三五年及び一九三六年における結婚數の減退は一部分は强制兵役の採用に、一部分は世界戰爭の間の出生率の大減少の結果が現はれ始めた事實に、歸せられる。[11] これら二つの因素は一九三三年八月から一九三六年十二月に至る間に國家の支出した六九四、三五七件の婚資貸付金よりもヨリ有力であつた。出生率增加のための政府の對策の結果は測定しがたい。といふのは特に事業活動の復興・失業の除去・經濟的安定の增大がそれ自身結婚と出生の數を增加せしめたであらうから。出生率は不景氣以前の水準に引き上げられた。しかしそれではまだ人口中における高年者の割合の漸次的增加とその窮極の結果としての人口の減退を防止するには不充分である。

將來における勞働の供給

間近き將來に關する限りにおいては、勞働の供給は人口の自然增加のほかに數個の源泉から增大されうる。第十一表に現はれてゐるやうに、勞働力の可能的追加は一九三七年に百八萬、一九三八年に九十八萬と推定されてゐる。これら總數のうち一九三七年にあつては三十萬人、一九三八年にあつては僅かに十萬人だけが失業者から産業へと動員されうるであらう。勞働力への最大の追加は婦人勞働者から期待される。但し營利的職業への彼らの復歸は、婦人の持場

11）『ハムブルヒ世界經濟アルヒーフのビュルタン』ハムブルヒ，一九三六年十二月一日，三七頁。

第十一表　追加勞働供給の淵源　(1937—1938)

出所——景氣研究所　(單位千)

供給淵源	1937	1938
失業者より	300	100
手助家族より	40	40
業主より	170	170
人口增加より	170	170
女子勞働の增加より	200	300
其の他の淵源より*	200	200
	1,080	980

* 在學期間の短縮及勞働年齢の延長の如きもの。

は家庭であり、その仕事は産兒であるとなす國民社會主義の哲學に背反するものであるけれども。業主の數は經濟的集團の能率を毀損することなしに減少することができる。何となればこの階層は産業的雇傭が鎖されてゐた不景氣の期間に異常に膨脹したから。勞働供給のヨリ以上の增大は手助家族數の減少により、また在學年限の短縮と營利活動期間の延長によつて可能である。[12)]

近き將來において獨逸は勞働供給全體の不足に當面するとは多分ないであらうけれども、熟練勞働の痛切な不足といふ重大な危險が存在してゐる。このことは一九三六年に創められた四ケ年計畫の遂行上生じて來た特別の必要を考慮すると、特にさうである。熟練勞働の

12　上揭書，景氣研究所，『勞働力の增補』二九三——二九八頁。

不足は一九三六年の進行と共に益々痛切に感じられて來た。この不足は、産業が不景氣時代に熟練を要する職業に勞働者を訓練するのを怠つたことと、多くの熟練職工が軍務に召集されたこととに、起因するものであつた。工業的生産における不景氣以前の水準を超えた發展は、若干の産業にあつては、生産におけるこれ以上の增大が勞働節約裝備によつてのみ可能であるといふやうな事態を造り出したのである。

熟練勞働に關する立法

かかる事態の結果として、政府は一九三六年十一月七日、將來のために熟練勞働者の充分なる供給を創成し、同時に現存する供給の一般に滿足的な配分を實現する目的をもつ六つの命令を發する必要を認めた。[13] これらの命令の一つは一切の經營に對して、彼らの勞働力の職業的構成と來春までに雇入られる見込の見習工の數とを二月十五日以前にその地方の勞働事務所に申告すべきことを强制した。その申告に基いて職業紹介及失業保險局長又は彼れの任命せる者は各經營の雇傭しなければならぬ見習工の數を確定しうる。若しも或る經營が要求された見習工數を使用することができぬと考へる場合には、同數の見習工を訓練するために必要とされる費用と同じ金額を職業紹介局に納入しなければならない。

第二の命令は金屬工業における熟練勞働に對する競爭を排除することを目的とするもので、

13) 勞働省『勞働時報』(ライヒス・アルバイツ・ブラット)第一部、二九二——二九七頁、伯林、一九三六年十一月十五日。

國民の福利と政府の經濟政策の實現とにとつて重要と考へられる企業の能率の阻止せられることを防止せんとするにある。これらの產業は(一)製鐵(二)鋼及鐵組立(三)鑄鐵(四)其他の金屬(五)機械(六)車輛(七)飛行機(八)電氣機具(九)精巧光學器具(一〇)鐵・錫其他の金屬製品の諸產業である。これら產業に屬するいづれの經營においても、權限ある勞働事務所の特別許可なしに三ケ月間に十人を超ゆる熟練工の增加をなしえない。この許可を發するに方つて、勞働事務所は再軍備・食料品の供給・原料品新資源の開發・勞働者住宅の建築・輸出に關聯して政府の命令を履行しつつある經營に優先權を與へねばならない。

第三の命令は、一切の產業的經營が金屬工業及建築業における熟練工をその訓練されたる職業と異る職業に使用しつつある場合には、すべて之を權限ある勞働事務所に報告しなければならぬ旨を規定してゐる。勞働事務所はかかる勞働者をばその熟練をヨリよく利用しうる經營に移す權能を與へられてゐる。

第四の命令は經濟的・政治的見地から重要である建物の建築のため勞働者と材料との充分なる供給を確保することを目的とする。この命令の規定に從へば、一切の民間並に公共の建築は少くともその着工の四週間前に、建築設計を權限ある勞働事務所に提示しなければならぬ。そしてこの報告は必要なる勞働者數と材料の量とを記載することを要する。勞働に對する支拂

として五千ライヒスマルクを超ゆる額を要せざる民間の建築及び同じ二萬五千ライヒスマルクを超える額を要せざる公共の建築はこの義務を免除される。

第五の命令は「四ヶ年計畫の遂行は獨逸人民の勞働の全體が利用される場合においてのみ可能である」旨を述べ、十人以上を使用する一切の經營に對し四十歳以上の人々の一定比率を雇傭すべきことを要求する權能を職業紹介局長に賦與してゐる。

熟練勞働者の無統制にして祕密の募集引拔によつて四ヶ年計畫の遂行が阻害されることを防止するため、第六の命令は國職業紹介局長の許可なくして金屬及建築工業における熟練勞働者に對する募集廣告をなすことを禁止してゐる。

要約及結言

國民社會主義の勞働政策の下における諸結果は次のやうに要約することができるであらう。

一、失業は實質上排除せられた。むしろ熟練勞働者の不足が現はれて來た。

二、賃銀率は不動に保たれた、しかし一時間の勞働の購買力は生計費昂騰のため若干低下した。

三、生計費の增大はたいていの產業においては勞働時間の延長による週稼得の增加によつて或る程度に補償されてゐる。

四、獨逸勞働者のかなり澤山な部分は最小限の生活の必要を充すには稍々不足する年所得を受けてゐる。したがつて彼らは、他の職業から所得をえてゐない限り、國家の扶助を主として實物の形で貰ふのである。

五、就業者數と全勞働所得とにおける非常な增大は基本商品の消費量の增大に導いた。

六、不景氣時代を通じて引續き雇傭されて來た勞働者はその生活程度を低下された。しかし他面にあつては、以前には全部的又は部分的に失業してゐた數百萬の勞働者の經濟的地位が非常に改善された。

勞働政策の領域において獨逸が當面してゐる問題は、この完全就業の狀態を維持することと賃銀率の增加か生計費の低落かによつて賃銀の購買力を增大することとである。近き將來に關する限りにおいては、就業狀態における減退はありさうもないやうに思はれる。却つて勞働の不足がヨリ一層の產業の膨脹に對して制限を加へるであらうといふことの方が多分に起りうべきことである。このことは特に熟練勞働に關して妥當する。賃銀率の一般的上昇は期待さるべくもない。といふのは內地產原料品と合成生產物とを最大可能の限度に使用して行かうといふ政府の經濟政策によつて增大をよぎなくされつつあるところの生產費の昂騰を抑止することが絕對的に必要だからである。これらの原料品を內地で生產する費用は、これらを世

界市場で買ふ價格よりも相當高い。この價格の開きは獨逸産業の競爭能力を傷け、それが繼續する限り、生産費の其他の部門の引下げをやらざるをえないことにならう。さうして再軍備計畫は租税負擔の輕減を許さないから、國家の絶對的政治統制下において低位に保ちうる生産費中の主要項目は賃銀だといふことになる。生計費に關する限りは、その低下を期待する事由は少しも存在しない。けだし、一方では政府の農業政策が、他方では外國爲替上の困難が、食料品の價格の低落を殆んど不可能に近いものとしてゐるからである。

これらの事實は獨逸の政治的指導者たちによつて明確に把握されてをり、一般公衆及び勞働者から之を隱蔽せんとする何らの企圖もなされてゐない。却つて國家は勞働者に對して、獨逸國を強大化しその國民的名譽を擁護せんがための諸計畫を遂行しうるために犧牲を拂はねばならぬ旨を、匿しだてなくありのままに語るのである。かやうな愛國心への愬へは不滿を減少することに效果的であつたやうに見える。とりわけそれは、他方で利潤が嚴重に禁止され、利潤追求が實質上排除されたことを勞働者が知つてゐたからである。それゆゑに、勞働者が彼らの境遇に對して感ずる何らかの不滿は、大部分、國民社會主義國家の廣汎な對內的・對外的政策に對する反對として現はれることになる。しかしかかる不滿の分量を決定することは不可能である。といふはそれを公然と表明することは極度に危險であるから。だが、なんらかの勞働不安

の勃發する可能性が存しないといふことは、當然のことと考へていい。けだし、一つには國家が絕大な政治的權力を持つてゐるからであり、二つには數百萬の勞働者は招來された經濟的回復によつて的確に利益せられてゐるからである。それに加へて、數百萬の獨逸人は國際的事項の領域における國民社會主義國家の業績に對しては感激を以て之に味方してゐる。終りに、私人の利益が國家の政策の目的と衝突する場合には、私人の利益を顧慮することなく、事業の活動——利潤・價格・生產・經營及裝備の擴張・分配・輸出入——に對して國家が徹底的な統制を確立したことは、數百萬の以前の共產主義者たちもまた好感を以て之を迎へてゐるのである。

第三章　産業の狀態

産業復興の性質

一九三二年以降の獨逸における産業復興は、主として公共土木事業及び再軍備への政府の巨額の支出に基因した。その結果として、復興は主として生産者財諸産業に生じた。一九三六年には、この種の諸産業における生産數量は一九二八年に比して一五%增大したが、消費財のそれは五%減少した。銑鐵の生産は一九二八年よりも三〇%增加し、鋼は三三%、工作械機は二五%、自動車は六二%、發電量は五五%、增大したこと、第十二表に示す如くである。他面において紡織製品、食料品、及び飲料品の生産は一九二八年の水準以下に止つた。

一九三三年の初においては、經濟復興の問題は遊休勞働及び遊休資本の莫大な剩餘を仕事につかせ、累積された貨物のストックを使ひ盡すことであつた。一九三三年の一月における國民社會黨の政權掌握以前に費消された比較的僅少な額を含めて、一九三五年末に至るまでの失業救濟土木事業費は四十八億ライヒスマルクであつた（第十三表參照）。この總額中獨逸國鐵道會社は九億九千一百萬ライヒスマルクを、獨逸國失業保險局は六億四千六百萬ライヒスマルクを、

第十二表　獨逸工業生產の發展　(1928—1936)

年次	總生產價額			純生產價額	工業生產指數							
	合計	生產財	消費財		合計	生產財	消費財	銑鐵	鋼	工作機械	自働車	電力***
	十億ライヒスマルク				1928=100							
1928	84	46	38	33	100	100	100	100	100	100	100	100
1931	50	26	24	23	73	61	89	52	58	57	47	100
1932	35	18	17	18	59	46	78	33	40	40	29	90
1933	38	21	17	19	66	54	83	45	53	53	60	100
1934	50	27	23	24	83	77	93	74	83	79	96	118
1935	59	32	27	27	96	99	91	107	112	105	136	134
1936*	65	35	30	30	105	115	95	130	133	125	162**	155

*　一部推計。
**　十一ケ月の平均。
***　百二十二發電所。

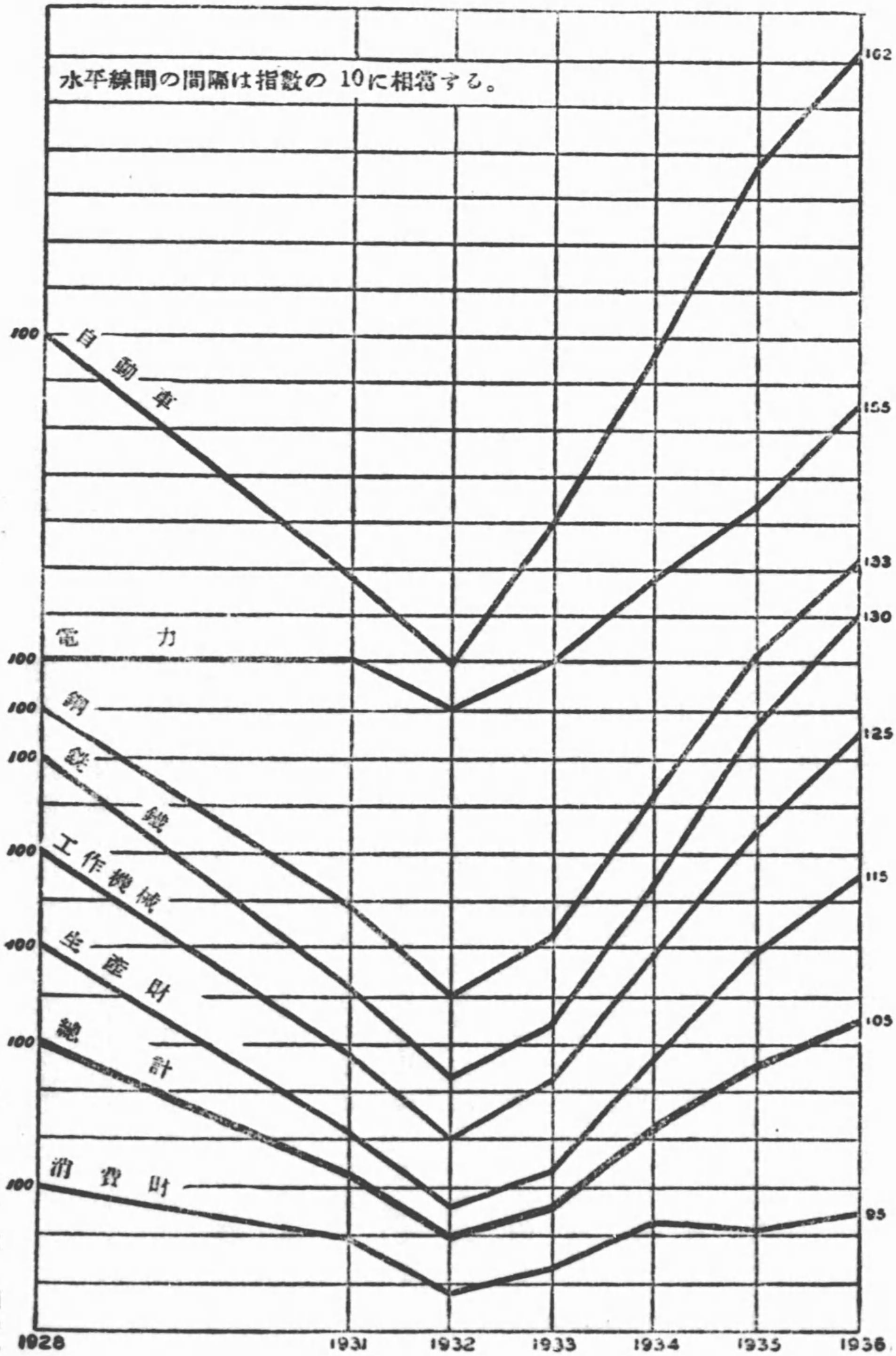
獨逸國郵便局は一億一千一百萬ライヒスマルクを、獨逸國自動車道路會社は三億五千萬ライヒスマルクを、支給した。獨逸國政府は直接二十七億ライヒスマルクを、卽ち全體の五六・三%を支給したが、そのうち約十億ライヒスマルクは經常豫算から支出された。

失業救濟土木事業費の支出は一九三五年に終了した。就業及び所得に對するそれの全影響は一九三三年の中頃から一九三四年中頃にかけて現はれた。この期間中に就業は一ケ月當り一六八、〇〇〇人の平均で增加した。一九三四年の十一月には軍備計畫が經濟活動に影響を及ぼし始め、一九三五年の春以後はこれが壓倒的な因子となつた。1) 軍費備支出の効果は失業救濟土木事業計畫の

1)　景氣硏究所，週報，一九三五年，九月一日。

第三圖表　獨逸工業生産の發展　(1928—1936)

出所——獨逸國統計局　(指數 1928=100)



第十三表 直接的失業救濟土木事業諸法案に基く政府支出 (1931—1935)*

出所——國際勞働局 (單位，百萬ライヒスマルク)

計畫名	法令日附	總費用	既支出高 1933 12月31日	既支出高 1934 12月31日	既支出高 1935 12月31日
郊外共同住宅建築計畫					
第一次支出分	1931, 12月	48	67	79	80
第二次支出分	1932, 7月	25			
第三次支出分	1933, 2月	10			
パーペン計畫(總額)	1932, 6月及9月	288	236	282	286
住宅修繕補助金	1932, 9月	50	50	50	50
小家屋建築國家貸付	1932, 9月	20	4	17	20
「即時」計畫	1933, 1月	500	350	560	589
「即時」計畫の擴張	1933, 7月	100			
住宅修繕補助金	1933, 1月	50	50	50	50
ラインハルト計畫	1933, 6月	1,070	95	765	960
住宅修繕補助金					
元金補助金	1933, 9月	500	..	465	675
利子補助金	1933, 9月	332	..		
獨逸國政府支出合計		2,993	852	2,268	2,710
獨逸國鐵道會社	1932—1934	991	530	991	991
獨逸國郵便局	1932—1934	111	65	111	111
獨逸國自動車道路會社*	1933, 6月	360	8	202	350
獨逸國失業保險局**	1932—1935	647	100	432	646
總計		5,092	1,555	4,004	4,808

* 出所——獨逸建物及土地銀行株式會社及獨逸公共土木事業株式會社，「獨逸建築産業の發展と失業救濟土木事業」, Deutsche Bau-und Bodenbank A. G. and Deutsche Gesellschaft für Offentliche Arbeiten A. G.: Die Entwicklung der Deutschen Bauwirtschaft und die Arbeitsbeschaffung, 一九三三, 一九三四, 一九三五年。

** 緊急救濟事業と小家屋建築のための七百萬ライヒスマルクの金額とを含む。

それと同樣に、主として生産財に對する需要を刺激することであつた。建築業においては、一九三六年の第三四半季における就業者數は一九二九年の頂上より一七％高く、熟練勞働者中における失業者總數は獨逸全體で、一九三二年には五十萬人であつたのが、五萬人以下に減じた。金屬諸産業においては生産能力の九二％以上が、一九三六年末には利用された。鐵及鋼の生産額はすべての記錄を破つた。機械製作業は未曾有の繁忙狀態にあり、手持注文は一九二八年に比して殆んど五〇％の增加を示した。發電量は一九二九年には三百十億キロワット時であつたのに、一九三六年には約四百億キロワット時に達した。

生産財諸産業は全能力で作業してゐる。それらのうちのあるものでは機械は甚だしく酷使されてゐる。近い將來に關する限り、軍需品の注文と第二次四ケ年計畫の實行とは、これらの諸産業を引き續き極度の繁忙狀態に置くのみでなく、恐らく工場能力の擴張を要請するであらう。新興諸産業――合成の石油、棉花、羊毛、及びゴム――の創設と鐵鑛及び非鐵諸金屬の國內埋藏量の集約的採掘とは、新たな工場及び機械の建設と新たな合成原料品の製造に適合せしむべき既存機械の改造とのために、資本を必要とするであらう。このことは、長期投資資金の調達の可能性如何、及び軍備建設計畫に基く一時的需要を充すために生産能力を擴張することの得失如何の問題を生ぜしめる。

資本の供給

一九三三年より一九三六年に至る復興の金融は主として政府によつて、一部は短期借入の方法により、一部は獨逸國失業保險局の收入を含む歳入中から、なされた。政府の諸支出は生産及び就業を刺激することに成功し、その結果民間の所得及び政府の歳入を増加せしめ、また貯蓄高を膨脹せしめた。が同時に、整理を必要とする政府の短期債務に著しい増加があつた。

一九三三年から一九三七年に至る公の債務の増加が約百十億ライヒスマルクであつたことは財政に關する章の中で指摘して置いた。この金融は財政を危殆ならしめるほどのものではなく、また銀行業務の正常な方法からの根本的背離を表はしもしなかつた。しかし、それは銀行資産の性格に重大な變化をもたらした。

銀行の投資資金は、第十四表に示さるゝ如く、政府手形及び政府證券の買入によつて、非常に多くの部分が公共土木事業及び軍備の金融のために用ひられた。一九三二年の十月にはベルリンの五大銀行の純商業的信用――諸貸付金及び荷爲替手形――は總資産の六二・七％であつたのに、一九三六年の十月には四四・八％に減じた。同じ期間中に、主として政府の必要を金融するために使用された手形、小切手、及び證券に投ぜられた資産の割合は、二五・三％から四四・三％に增

加した。

一九三二年の十月から一九三六年の十月に至る間に、大藏省振出手形を含む手形の銀行手持は五十八億七千萬ライヒスマルクの增加を示した。この總增加中二十一億三千萬ライヒスマルクはライヒス・バンクの手持增加にかゝる。[2] ライヒス・バンクをしてかゝる巨額の手形の吸收を可能ならしめたものは、金及び外國爲替準備における五億ライヒスマルクの減少、流通通貨におけるる十二億ライヒスマルクの增加、及び事業會社による無利子預金の三億三千萬ライヒスマルクの增加であつた。ライヒス・バンクの狀態は第十五表に示されてゐる。しかし金及び外國爲替の保有高に關する報告の數字の正確さについてはかなりの疑ひがあることを指摘しておかねばならぬ。

最近四ケ年間に私立銀行の信用供給者としての重要性は低下した、その理由は、短期の政府證券が廣汎に利用されたこと、及び商工業會社方面における信用の必要が巨額の公の注文と、過剩な貨物のストックと、產業により償却目的のために貯蓄せられしかも不況期間中に再投下せられなかつた遊休資本と、の利用可能によつて著しく減少したことにある。貨物のストックは一九二九年末には約二百七十億ライヒスマルクに達したと推定されてゐる。それが一九三二年末までには物價下落のために約二百億ライヒスマルクに低減したが、このストックは一九三二

2) 一九三六年，十一月末日までのもの。

第十四表 ベルリン五大銀行資產要目——但し貸借對照表總額の百分比にて表示 (1929, 1932, 1935 及 1936)

出所——獨逸國信用會社

十月末日	1929	1932	1935	1936
商業及大藏省振出手形	21.4	18.7	28.7	33.6
有價證券合計	1.6	6.6	10.2	10.7
國債及地方債券	0.1	5.2	5.6	4.3
諸貸付金	42.3	51.5	46.8	42.3
荷爲替手形	12.9	11.2	2.8	[illegible].5
現金及ライヒス・バンク其他の信用諸機關勘定尻	12.4	4.5	3.8	3.4

第十五表 ライヒス・バンクの狀態 (1928, 1929 及 1932—1936)

出所——獨逸國信用會社(單位，百萬ライヒスマルク)

項目	十一月三十日現在						
	1928	1929	1932	1933	1934	1935	1936
金及外國爲替	2,797	2,638	937	409	83	93	72
債權							
手形及小切手	2,211	2,368	2,731	3,001	3,843	4,096	4,852
大藏省振出手形	57	42	35	26	8	56	57
適格有價證券	..	..	..	199	436	346	219
其他の有價證券	92	93	395	320	316	315	303
擔保付貸付	113	165	207	163	119	78	67
債權合計	2,473	2,668	3,368	3,709	4,727	4,891	5,498
債務							
銀行券發行高	4,724	4,916	3,531	3,542	3,810	4,186	4,674
振替預金	473	445	418	478	931	806	753

年以後に殆んど全部捌かれてしまつた。次に工業、運輸業、商業、及び建築業における固定資本補塡の需要は一ケ年當り五十億ライヒスマルクと推定されてゐるが、一九三一年乃至一九三四年の四ケ年間にはこの普通の補塡高の四分の一、卽ち五十億ライヒスマルクは恐らく使用されなかつたであらう。[3] 最後に金及び外國爲替準備の蕩盡もまた、資本諸源泉の流動化による信用調達の一重要項目をなした。

これらの資本諸源泉は一九三五年には涸渇するに至つた。固定資本の補塡は遅延を許さなかつた。第二次四ケ年計畫の開始及び軍備建設計畫の完成と共に、[4] 資本に對する需要は主として固定資本の補塡、工場及び設備の擴張、合成原料品の生産のための新興諸産業の建設、及び現存設備の新規原料品への適合を目的として生ずるであらう。この資本には二つの可能的源泉がある。その一は剩餘の税收入を含めての國内貯蓄であり、その二は國外の資本市場である。

國内貯蓄の蓄積　獨逸には六つの主要な資本蓄積の途がある。(一)貯蓄銀行、(二)私立保險會社、(三)社會保險機關、(四)營利企業の非分配利潤、(五)公衆への證券賣却、(六)民間企業による債務償還。

一九三二年末から一九三六年末に至る間に貯蓄銀行における預金は百十四億ライヒスマルクから百四十六億ライヒスマルクに増加し、生命保險會社の投資は三十七億ライヒスマルクから五十四億ライヒスマルクに増進し、社會保險機關の投資は三十七億ライヒスマルクから四十

3) 獨逸國信用會社,「一九三六―三七年の轉換期に於ける獨逸經濟狀態」Reichs Kredit-Gesellschaft, "Germany's Economic Situation at the Turn of 1936–37," 伯林, 一九三七年, 四五―五三頁。
4) 失業救濟土木事業計畫は既に完了してゐるのである。

九億ライヒスマルクに增加した。資本蓄積のこれらの三源泉は一九三二年から一九三六年に至る四ケ年間に六十五億ライヒスマルクの追加投資資金を供給した。もし事業活動が低下しないとすれば、約二十二億ライヒスマルクの年々の資本蓄積が、貯蓄預金の增加と公私の保險機關の投資の增加とから期待され得るであらう。

固定資本の補塡と新規資本の建設とのために經常收益中から積立てられる事業準備金が幾何の投資資金をもたらすかは、正確には到底推測不可能である。獨逸統計局の報告によれば、一九三五年における『正常的償却』は約六十億ライヒスマルクであつた。一九三六年の補塡額はヨリ大であつたと信じられてをり、景氣研究所はそれを六十八億ライヒスマルクと見積つてゐる。投資總額は該研究所によつて百三十八億ライヒスマルクと推定されてゐるから、約七十億ライヒスマルクが新建設に用ひられ得たわけになる。この總額中約二十億ライヒスマルクは、貯蓄銀行と公私の保險から得られた。約五十億ライヒスマルクは政府(課稅による)、商業銀行及び私個人によつて供給された。しかしその大部分は政府により、その經常歳入中から供給された。

國民社會黨の政權把握後には、第十六表に示さるゝ如く、年々の資本建設の五〇乃至七〇%は政府によつて金融された。一九三三年乃至一九三六年の四ケ年計畫期中に、政府建設は二百二

第十六表　獨逸における資本建設* (1932—1936)

出所——獨逸國信用會社（單位，百萬ライヒスマルク）

企業の種類	1932	1933	1934	1935	1936
公企業及運輸	1,750	2,200	4,070	6,500	7,400
民間建築	765	930	1,500	1,600	1,900
電氣，瓦斯，及水力	220	200	225	350	450
農業	550	600	725	825	900
工業	450	520	950	1,400	2,000
手工業，商業及雜	515	650	780	825	850
合計	4,250	5,100	8,250	11,500	13,500

* 本表の數字は單に問題の金額の大さの順列を示すにとゞまり，必ずしも正確ではない。

億ライヒスマルク、民間建設は百八十四億ライヒスマルクと推定されてゐる。民間建設の大部分は固定資本の補塡を目的とするものであつた。政府の借入必要は非常に巨額且つ緊急であつたために、民間企業は株式社債の公募及び金融機關からの借入を禁じられた。株式發行は第十七表に示されてゐる如く、一九二七—一九二九年には年平均十二億ライヒスマルク以上であつたが、一九三二年以後は僅かに一ケ年當り二億ライヒスマルクに止つた。社債の發行は一九三三年には僅かに二百萬ライヒスマルク、一九三四年には四百萬ライヒスマルク、一九三五年には三百萬ライヒスマルク、そして一九三六年には約一億ライヒスマルクであつた。一九三六年度における社債の發行に對する政府の許可は、殆んど全部、資本の増加なしには政府の注文に應じられなかつた會社と、新たな合成原料品の生産に從事する企業とに限つて與へられた。

第十七表　有價證券發行 (1928—1936)

出所——獨逸國統計局 (單位，百萬ライヒスマルク)

發行種類	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
政府發行	663	520	529	65	511	1,0[illegible]9	334	1,643	2,671
市町村債	489	258	548	279	23	5	69	178	153
抵當證券	1,459	899	1,814	993	280	371	465	831	724
長期社債	294	8	35	1	10	2	4	3	47
株　　式	1,339	979	555	635	150	91	143	156	395
合　計	4,244	2,664	3,481	1,973	974	1,545	1,015	2,811	3,990

政府による資本建設の大部分は經常歳入中からなされた。資本形成のこの方法は民間の貯蓄を低減せしめ、民間の所得を軍需産業投資に轉ぜしめた。政府が高率課税の維持を必要と感じ、そして剩餘の歳入を軍事施設に投下し續ける限りは、固定資本の補塡、工場並びに設備の擴張、及び新興諸産業の創設に對する民間事業の需要は到底十分には充たされ得ない。工場及び設備の擴張に對する政府の思ひ切つた一聯の禁止は主としてこの資本缺乏に基因してゐる。一九三六年三月三十一日の如き、三十以上の産業が生産能力の增加を禁じられた。それらのうちには次の諸産業があつた、鉛製品、鉛白、硝子製品、紙卷煙草、紙及びパルプ、纖維素、鋼管、低壓電球、ラヂオ受信機、懷中時計、粘土及石製品、及びセメント[5]。この上になほ一九三五年の紡績材料法は紡織製品生産の全野に亙る廣汎な制規を含んでゐる。更に工場及び設備の擴張に對する政府の統制は、原料の供給及び分配に對する統制を通して、何等の特別禁止なくして行はれる。

5) 獨逸銀行割引會社,「經濟情報」, Deutsche Bank und Diskonto-gesellschaft, Wirtschaftliche Mitteilungen, 伯林, 一九三六年六月五日, 一六三頁。

最後に物價、生産費——特に賃銀——及び利潤率に對して政府が行ふ統制は、豫め政府と打合せその承認を受けることなしに新たな資本投下を行ふことを、民間企業に取つて極度に危險ならしめてゐる。

第二次四ケ年計畫の遂行を確保し、再軍備計畫を完成し、且つ過度な短期債務を整理する必要がある以上、政府は、近い將來において資本の自由な流動に對する制限を撤去するだらうとは思はれない。政府は第一には、四ケ年計畫中に考慮されてゐる新興諸産業の建設のために、第二には軍需諸産業のために、第三には輸出諸産業のために、そして第四には必要な住居及び食料品の生産のために、十分な資金を確保することに努めるであらう。資本の蓄積とその産業別割當とについての嚴格な政府の統制と、緊急な場合における政府の補助金とによつて恐らく資本の供給は、政府がその經濟計畫の遂行に取つて不可缺と認める諸産業の必要を充たすには十分であらう。資本の缺乏によるこの計畫の瓦解を期待する理由は存しないやうに思はれる。他面において、利用し得べき供給につき割當を行ひ、その大部分を軍需品及び合成原料品の生産に從事する諸産業と、鑛物及び金屬の國內埋藏の開發のためとに振り向ける政策は、生活程度の向上を碍げ、そして恐らくは、獨逸民衆の側におけるヨリ以上の犧牲を要求するであらう。それはまた企業の自由をヨリ限局し、そして政府と民間企業との間におけるヨリ直接的な接觸に導くであ

らう。このことは、特に新興諸産業における投資の場合にあてはまる。

合成原料品の生産のための工場及び設備への投資の極度に危險な性質を考慮して、民間企業は、生産された新たな原料品が償却費、利子、及び投下資本に對する合理的利潤、を支給するに足る價格で市場をもつであらうことを、政府が保證しない限り、その建設に着手することを欲しない。企業の或者は『收益性保證契約』として知られてゐる特殊の契約を政府と締結しつゝあるが、それは五乃至十ヶ年の有效期限をもつものであり、それによつて政府は民間企業に對し、すべての費用を償ひ且つ適正な利潤を得しむべき、生産物價格を保證するものである。利潤の高は償却及補塡と工場及び設備の擴張とのための將來の必要に從つて時々決定されるであらう。また政府は特別の資金を實驗及び研究用として、これらの企業の利用に供するであらう。[6] このやうにして、民間企業は政府により損失に對して保證されるが、しかしこの支持の代償として、自らの行動の自由を拋棄し、政府に經營上の發言權を與へるのである。

新興諸産業によつて幾何の資本が必要とされるかは推測できない。一九三七年の一月に、諸多の石炭會社は、合成ガソリン及び其他の油製品の生産のための工場及び設備の建設を金融する目的を以つて、大部分社債の形で、一億四千萬ライヒスマルクを公募することを政府から許可された。この一億四千萬ライヒスマルクは合成油の生産に從事する僅々五會社によつて公募

6) ランゲ,『原料及補給材料經濟』, K. Lange, "Roh und Wergstoff-wirtschaft," 四ヶ年計畫, Der Vierjahresplan, 第一號, 伯林, 一九三七年一月, 二二——二三頁。

された。これらの會社――クルップ製作所、エッセン石炭會社、ヘーシュ＝ケルン・ノイニッセン株式會社、ミュールハイマー鑛業株式會社＝マチアス・スティンネス、及びゲルゼンキルヘン鑛業株式會社――は、新工場の建設に自己資金からもまた巨額を投じたに相違ない。[7] 新興四産業――石油、綿花、羊毛及びゴム――と金屬及び鑛物の國内埋藏の集約的開發とのための資本必要總額はかくて莫大な額に達するものと思はれる。

産業の收益性

獨逸の産業諸企業の利潤に關する統計資料は貧弱且不完全である。巨額の祕密積立金を保有する獨逸會社の慣行は、それらの眞の收益力を知ることを不可能ならしめる。利用し得る報道によれば、一九三二年以來利潤に著しい回復があつたが、しかし利潤量は一九二八年の水準に比するとなほかなりの低位にある。

一九三二年には、約百億ライヒスマルクの資本を有する約一、五〇〇の株式會社が、五億三千五百萬ライヒスマルクの損失を報告した。一九三五年には、それらは四億六千一百萬ライヒスマルクの利潤を示した。すべての營利企業の利潤の總額は、一九三二年における二十五億ライヒスマルクの損失に比して、一九三五年には十九億ライヒスマルクであつたと推定されてゐる。

7) ステーテイスト誌「The Statist」倫敦，一九三七年一月六日，二一七頁。

しかし一九三五年の總利潤は一九二八年に比べると十三億ライヒスマルク、即ち四〇・六%低かつた。[8]

一九三二年から一九三五年に至る間の利潤の増加は殆んど全部、販賣數量の増加によるものであつた。けだし物價及び費用は全體としては不變であつたからである。ある種の熟練工を除いては賃銀には増加がなく、また原料品の價格は僅かに三・三%上騰したに過ぎない。利子負擔には著しい輕減があつたが、しかし租税負擔の増加はそれを帳消しにしてあまりがあつた。利潤における改善は大部分、生産能力のヨリ十分な利用と、販賣總額に比較してのヨリ低い勞働費用とに基く間接費の低減の結果であつた。

將來における利潤の見込はあまり有望ではない。多くの方面における生産能力は極度に利用消耗されつゝあり、從つてヨリ多額の償却費が收益中から保留されねばならないであらう。原料品の價格は恐らくもつと騰貴するであらう、特に政府が生産を奬勵しつゝある合成原料品及び國産天然原料品の場合にさうである。租税負擔は會社所得税率の引上によつて著しく増加した。この租税は一九二八―二九年には僅かに六億ライヒスマルクを齎らしたに過ぎなかつたが、一九三七―三八年には約二十億ライヒスマルクを齎らすべく豫期されてゐる。

利潤の前途についての悲觀的な見通しは、事業活動の大々的膨脹にもかゝはらず株價がそれ

8) 景氣硏究所，週報附錄，一九三六年十二月二日。

第十八表　產業別株價指數 (1928—1936)

出所——獨逸國統計局 (1924—1926=100)

產業	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	193[6] 1月
總指數	148.4	133.9	109.2	85.0	54.5	67.3	77.5	90.4	105.4
鑛業及重工業	131.3	124.7	106.0	79.0	56.0	72.8	84.3	96.6	119.1
金屬鑛業	101.3	84.7	72.8	55.2	33.4	46.7	54.7	63.9	80.5
採炭業	128.3	120.3	110.9	86.8	56.6	74.4	86.0	99.9	128.8
製造業	147.6	126.8	98.2	75.0	48.6	61.5	71.8	83.5	97.3
金屬加工及機械業	105.7	87.9	69.6	54.3	30.5	38.3	47.0	58.4	72.5
電氣工業	173.7	167.9	138.6	104.9	56.7	68.0	80.3	98.8	127.5
化學工業	142.4	122.7	94.4	79.8	56.2	74.4	87.5	102.5	116.0
建築及關係諸業	153.9	130.8	93.0	63.2	31.5	40.8	50.0	58.6	72.6
製紙業	203.6	181.3	128.0	77.5	30.3	33.4	50.5	62.5	85.0
紡織工業及被服業	171.4	124.8	78.2	59.3	37.6	44.6	52.4	63.3	71.3
飲食料品	110.1	91.0	76.4	64.0	63.3	86.1	100.6	111.2	124.8
商業，運輸及金融	165.9	155.1	130.6	107.6	63.1	72.4	81.1	96.6	106.9

と歩調を合せて上昇し得なかつたといふ事實に反映せられてゐる。一九二四―一九二六年を一〇〇とする株價指數は、一九二八年には一四八・四、一九三二年には五四・五であつたのに比べて、一九三七年二月には一〇八・一であつた。一九三二年以後の上昇は、第十八表に明かな如く、主として鑛業及び生產財諸產業に生じたのである。

政府は、利潤を幾ら以上儲けてはならないといふ制限は設けないが、しかし將來六%(但し先行事業年度に八%又はそれ以上が支拂はれた場合には八%)を超える配當を分配するすべての株式會社は六%(又は八%)を超える超過額を金割引銀行を受託者として管理される基金中に拂込むべきことを規定する

ことによつて、利潤の自由な使用を禁止してゐる。加之、著しい利潤增加の望は、それを低位に保つために政府が用ひてゐる多數の間接的方法によつて微弱ならしめられてゐる。政府の注文は非常に狹い利潤の餘地しか殘さないやうな價格で請負はされる。政府の價格統制策においては利潤は第二次的な考慮事項に過ぎない。國內市場のために生產する營利企業は普通の租稅負擔の上になほ、その利得の一部を輸出產業に對して、輸出業務による損失補塡のために支拂ふことを要求される。最後に、政府の勞働政策は多くの企業を强制して不經濟な幹部を維持せしめ、そしてそれらの企業のすべてから、自らの雇傭計畫を最高能率の諸要求に適合せしめる自由を剝奪する。

國民所得

國民經濟の總所產中における資本の分け前である所の利潤の低減は、最近に生じた現象ではない。それは世界大戰後幾百萬の人々が國家の負擔となつてから生じたのである。一九一三年には配當及び利子は國民所得の一二·五%を占めたが一九二九年には四·三%となつた。同じ期間中に種々の國家年金受領者、從軍者、失業者、及び其他の國家救濟金受領者の分け前は、第十九表及び第二十表に示されてゐる如く、三·一%から一二·一%に增加した。賃銀及び俸給の分け前

第十九表 獨逸の國民所得 (1913, 1929—1936)

出所——獨逸國統計局（單位，十億ライヒスマルク）

項目	1913	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936*
賃銀及俸給	20.7	43.0	39.9	33.4	25.7	26.0	29.3	32.2	35.0
年金等	1.4	9.2	10.0	10.1	9.3	8.7	8.0	7.7	7.5
商工業(自由職業を含む)	9.2	11.8	10.0	7.5	6.0	6.4	7.0	7.4	8.1
農林業	5.7	5.5	5.0	4.4	3.9	4.2	5.1	5.6	6.1
配當及利子	5.7	3.3	3.3	3.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.8
地代	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8
其他**	2.1	2.4	1.2	—2.0	—2.8	—1.8	—0.1	1.1	1.2
合計	45.7	76.1	70.3	57.5	45.2	46.5	52.5	57.3	61.5

* 豫想。
** 未分配損益金，政府企業所得等。

第二十表 獨逸國民所得分配百分比 (1913, 1929—1936)

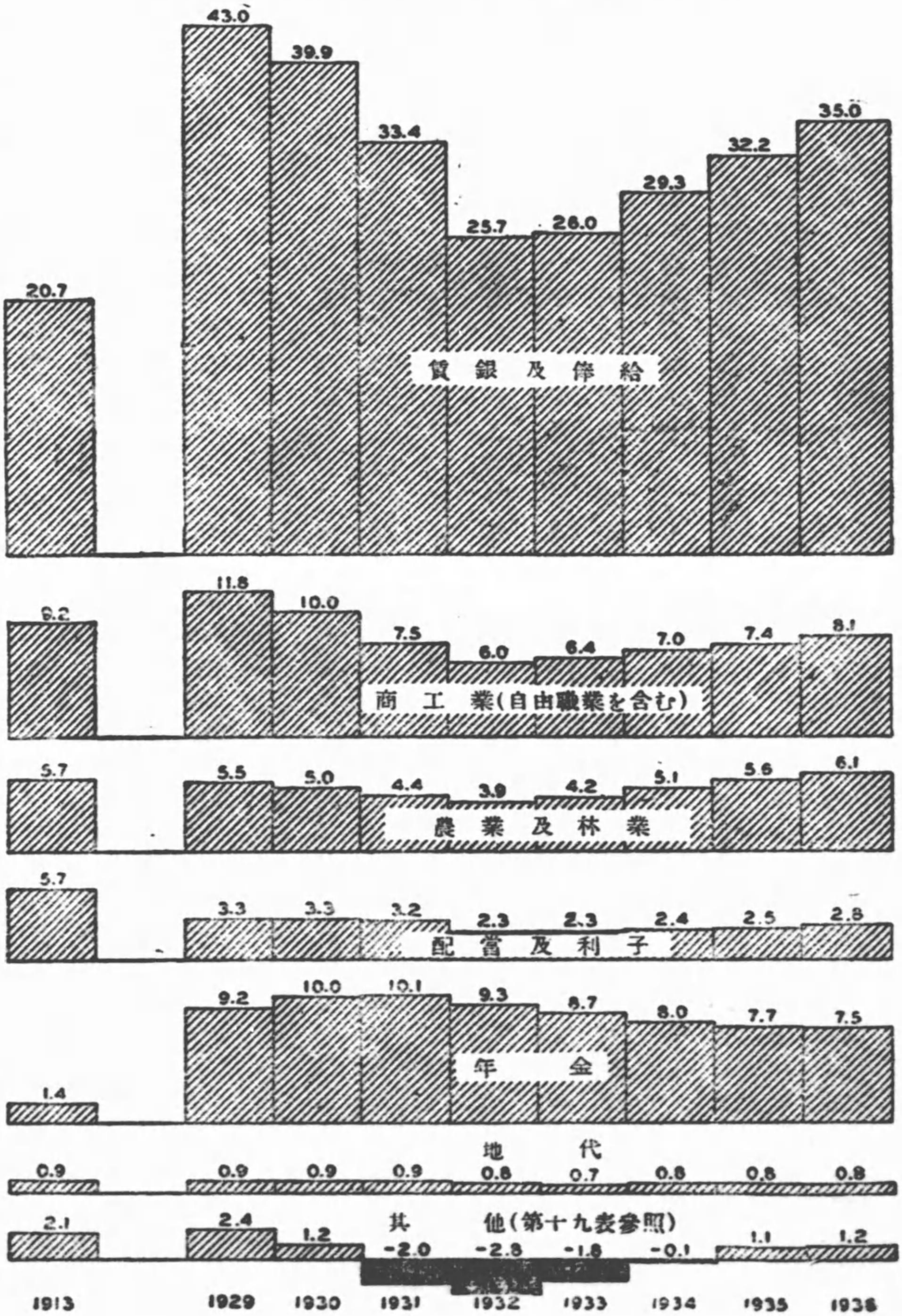
出所——獨逸國統計局

項目	1913	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936*
賃銀及俸給	45.3	56.5	56.8	58.1	56.9	55.9	55.8	56.2	56.9
年金等	3.1	12.1	14.2	17.6	20.6	18.7	15.2	13.4	12.2
商工業(自由職業を含む)	20.1	15.5	14.2	13.0	13.3	13.8	13.3	12.9	13.2
農林業	12.5	7.2	7.1	7.7	8.6	9.0	9.7	9.8	9.9
配當及利子	12.5	4.3	4.7	5.6	5.1	4.9	4.6	4.4	4.6
地代	2.0	1.2	1.3	1.6	1.8	1.5	1.5	1.4	1.3
其他**	4.6	3.2	1.7	—3.5	—6.2	—3.9	—0.2	1.9	2.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

* 豫想。
** 未分配損益金，政府企業所得等。

第四圖表 獨逸の國民所得 (1913, 1929—1936)

出所——獨逸國統計局 (單位, 十億ライヒス・マルク)



は四五・三%から五六・七%に上昇した。農業及び商工業(自由職業を含む)における企業家の分け前は三六・二%から二二・七%に低下した。一九三六年には國民所得の各種所得者群への分配は一九二九年におけると大體同樣であつた。この期間中に、商工業(自由職業を含む)における企業家の分け前には低下があり、農業及び林業における企業家の分け前には增加があつた。

要約及結言

國民社會黨制下において獨逸の產業は異常な程度にまで政府に依存するに至つた。事業活動の復興は公共土木事業への政府支出によつてもたらされたのであり、かくしてもたらされた高い活動水準は政府の軍需註文によつて維持されてゐるのである。今後一二ケ年間は政府は引き續き、その軍備計畫と、或種の外國產原料品特にゴム、棉花、石油、羊毛、及び金屬類に對する必要を低減又は根絕すべき新興諸產業の創設を目的とする四ケ年計畫と、によつて、國民經濟を左右する支配的要素として留まるであらう。

景氣復興の問題は最初には遊休の機械と幾百萬の失業者とを仕事につかせること、及び過剩な貨物のストックを使ひ盡すことであつた。かゝる條件の下において、生產及び販賣數量の增加は結局、間接費の低下と收益及び利潤の增加とをもたらした。賃銀には變化がなく、物價の騰

費は殆んど專ら輸入原料品に限局された。利子率は引き下げられたが、しかし租稅の負擔には著しい增加があつた。全體としては利潤の餘地は減少された。

將來についていへば、利潤についての見通しはあまり香しくはない。大多數の產業は全力運轉を行つてゐるから消耗補塡のためにヨリ多くの額が費されねばならぬであらう。租稅負擔は引き續き高まるであらう。原料品の價格はその上昇運動を繼續するものと想像してよいであらう。價格の上騰は合成原料品の場合に特に著しいであらう。價格統制は政府によつて拋棄されないであらう。輸出補助金は今後もなほ、國內市場のために生產する諸企業の利得を喰ひ込む一要素たるであらう。

資本の供給は政府所定の產業の基礎的必要を充すには恐らく十分であらう。第二次的な重要性しかもたないと考へられる諸產業における工場及び設備の擴張を禁止することによつて政府は利用し得べき長期資金の供給を、それが不可避的に要求される產業乃至企業に振り向けることができる。いづれにせよ、資本の缺乏が政府をして、外國の金融援助を得るためにその軍備計畫及び外交政策を修正するの餘儀なきに至らしめるやうなことがあるとは思はれない。

產業は甚だしくその活動の自由を失つた。その行動の全基礎は一變された。利潤のために働く代りに產業は主として全體としての國民のために働く。何が國民の利益となりまたはな

らないかは結局國民社會黨政府によつて決定される。政府は產業團體及び個人實業家の意見を求めそして屢々それを採用するが、しかし如何なる場合に利潤慾を利己的であり反社會的であるとしてしりぞくべきか、また如何なる場合にそれを妥當であり國民の厚生と一致するものであるとして認むべきかはひとり政府のみがこれを決定する。

國民社會主義は民間企業及び個人創意に贊成であり、產業の國有及び國營に反對である。國民社會黨の指導者等は事業の經營、損益の獲得負擔、購買及び販賣、費用の低下及び生產能率の增加、外國市場の發見、勞働力の能率的利用、科學的研究による新製法及び新原料品の發見、等につき責任をとることを欲しない。これらの仕事は民間の經營にまかせられる。政府はその經濟相とライヒス・バンク總裁とを通し、第二次四ケ年計畫の遂行責任者たるゲーリング將軍を通し、その物價委員を通し、またその勞働管理官を通して、民間事業が國民の厚生のために如何なる任務を果すべきかを決定し、且つその政治的權力の執行を通して、それらの任務が遂行さるべき條件を作り出すのである。

產業は困難な地位に立たされはしたが、かなりの利益をも獲得した。政府はそれを、勞働爭議及び賃銀値上に對し、また外國の競爭に對して保護する。政府は輸出業者に補助金を與へる。政府は、その經濟計畫中で第二次的重要性しかもたない諸產業において有利な事業を營むことと

をば困難ならしめるけれども、利潤の動機はこれを保護し推稱する。政府は資本と勞働とをば國民經濟における等しく重要な要素と看做す。政府は双方から犧牲を要求する。政府はこれらの兩者をば對立せしめない。利潤及び賃銀が低いにしても、政府はその罪を民間企業に稼さうとはしない。政府は自ら全責任をとる、尤もそれは、獨逸の困難の多くをば他の世界各國の責に歸して、彼等は獨逸の問題を理解せずまた獨逸の要求の妥當性を理解しない、と主張するのではあるが。

第四章 國際收支

世界大戰前の狀態のやうに自由放任主義の廣く行はれてゐたときには、獨逸は爾餘の世界各國との貿易を擴張し、それによつて激增する人口を養ふことができた。獨逸の工業生產高の三分の一乃至四分の一は國外に販賣され、工業勞働者千萬人のうち三百萬乃至四百萬人は輸出品の製造に從事してゐた。[1] 鐵鑛石と石炭とを除けば、工業生產に必要な原料品は大部分これを國外に仰いだ。その上、獨逸では食料品が多額の輸入超過であつた。完製品の輸出超過を以てしても、なほ原料品及び食料品の輸入に基く不足を補ふには十分でなかつた。しかし、獨逸は債權國であつた。一九一三年における同國の國外投資額は約二百七十億マルク、これから生ずる收入が年々約十三億マルクであつた。海運收入は約六億マルクに達してゐた。これらの二つの項目は、商品貿易勘定のマイナスを補塡し、且つ國外投資と金蓄積とにあてらるべき年々の剩餘を生ずるに十分であつたのである。

1) アントン・ライティンガー,『ヨーロッパの經濟的側面』Anton Reithinger "Das wirtschaftliche Gestalt Europas" 伯林, 一九三六年, 一一五頁。

債權國狀態より債務國狀態への變轉

大戰後獨逸は債務國となつた。一九一四年から一九二三年までの十ケ年間に、同國の外國投資は約三十億マルクに減少せしめられた。その上獨逸の國力を著しく弱めたのは、國土の大半を喪失したことである。一九一三年にはこの喪失地域は、獨逸における鐵鑛石・石炭・銑鐵・亞鉛鑛石・鉛鑛石・コークスの總生産額のそれぞれ八〇%、二六%、四三%、六〇%、三九%、九%を産出し、また耕作面積の一五%、森林の一一%を包含してゐた。[2] たとへ賠償支拂の過重な負擔がなかつたとしても、外國貿易を債務國としての必要に適應せしめ、原料品の貯藏を再び充たし、國民のために外國食料品を購ひ、産業を平時生産用に改組し、大戰中徹底的に破壞された外國貿易路を建て直すことは獨逸にとつては困難であつたであらう。

一九二四年から一九二九年に至る間の獨逸の國際貸借は國外からの借款によつてバランスされた。獨逸が自由に國際資本市場において借款を起し得た間は、その商品貿易のバランスの調節は繰りのべることができた。外國からの借款の獲得が不可能となり、且つ外國及び自國の資金が獨逸から流出しはじめたとき、商品貿易のバランスに對する思ひ切つた調整が行はれた。獨逸は突如として商品の巨額な輸出超過を生ぜしむるに至つた。そして、この事情が、世界の通

2) 獨逸經濟の生産及販賣條件に關する調査委員會,「獨逸の外國貿易」, Ausschuss zur Untersuchung der Erzeugungs und Absatzbedingungen der deutschen Wirtschaft, "Der deutsche Aussenhandel," 伯林, 一九三二年, 第二〇卷, 第一部, 三二九頁。

商の變調を齎した要因の一つであつた。

一九二五年から一九二九年までは、獨逸は年々外國から十億ドルに近い食料品と、十五億ドル以上の原料品と五億ドルの完製品とを購入した。これに對し、外國へは年々二十億ドルに近い完製品と五億ドル以上の原料品とを販賣してゐた。この五ケ年間に、獨逸の輸入額は約百五十億ドル、輸出額は約百三十億ドルを算し、差引き約二十億ドルの輸入超過となつた。

一九二九年後における獨逸商品貿易のバランスの調整は、獨逸の輸入品の價格が輸出品の價格よりも一層甚だしく下落したことによつて容易にされた。一九三〇年には獨逸の商品輸出超過は四億ドル以上に上つたが、この輸出超過の約六〇%は貿易數量の變動によるよりもむしろ價格の變動に基くものであつた。[3] コーヒーの例について見れば、獨逸は、一九三〇年には一九二九年より二二%、一九三一年には一九三〇年より二五%だけヨリ少い金額を支拂つて、しかもヨリ多量のコーヒーを購入することができた。獨逸が生絲・羊毛・バター・卵・採油用果實並びに種子・銅の價格の下落によつて得た利益もまた、これに劣らないほど著しかつた。これに反して獨逸の輸出する完製品の價格の方は比較的よく維持された。主としてこの有利な事情によつて、獨逸は一九三一年には六億八千四百萬ドルの輸出超過を齎すことができたが、しかし外國貿易全體の數量及び價額は激減したのである。

3) 前掲書，第二部，五一一頁。

一九三二年には、食料品價格及び原料品價格の九天直下の下落は終りを告げたが、完製品價格は加速度的に下落し續けた。輸出超過は二億五千四百萬ドルに減退した。遂に一九三二年には、獨逸は輸出超過を維持もしくは增進するためには、輸出の減退よりも一層猛烈に輸入を引き下げるのでは追付かなくなり、輸出の數量及び價額を增加することによつてこれを行はなければならない羽目に立至つたのである。

國民社會主義計畫

一九三三年一月末の國民社會黨による政權掌握は、經濟政策における根本的變革を劃するものである。ドクター・ブリューニングの治政中に行はれたデフレーション政策は放棄され、その代りに財政支出による『呼び水注入』("priming the pump")政策[4]がとられた。獨逸の對外債務を尊重し、これによつてその對外信用を維持しようとするドクター・ブリューニングの必死の努力は――因みにドクター・ブリューニングの治政中ほど獨逸に多額の輸出超過を見たことはなかつたのだが――無效であり且つ危險であると考へられるに至つた。ドクター・シャハトの言葉を藉りて言へば、國民社會黨政府がこの政策を排斥したのは、『最高度の文化、最高度の文明をもつ國民に支那苦力の如き生活を要求することは、全然不可能であつた』[5]からである。のみならず、

4) 一九三四年十月二十九日ワイマールにおいて行はれたドクター・ヒャールマー・シャハトの外國貿易問題に關する演說を參照せよ。
5) 同上。

ドクター・ブリューニングの方針の放棄は、新政府の國防再建の決意から見ても必然だつたのである。

新政策の下で、獨逸は、自國の商品輸出によつて支拂ひ得る以上には外國商品を購入しないと決定した。ドクター・シャハトは新計畫の特長を述べて、忌むべきではあるが不可避であるといつた。[6] この新計畫は一九三四年九月に採用され、その實行には清算協定の方法が用ひられた。外國爲替管理制度はこれに先立つて一九三一年の金融恐慌中に創設された。舊制度の下では、外國商品の輸入者は一九三一年前における夫々の取引額に應じて外國爲替の割當を與へられた。そして配分された爲替割當を以てすれば、外國で何を購入しようとしても輸入者の自由であつた。所が新方法の下では、輸入者はいかなる對外注文を發する場合にも、事前に外國爲替許可もしくは證明書を得なければならない。すべての取引は、同案施行のために創設された二十七の外國爲替管理所のいづれかによつて、一取引毎に豫め認可されなければならない。最初は、輸入證明書を受ける必要は現金取引の場合に限られてゐたが、後には物々交換取引にも擴張適用されるに至つた。物々交換の包括が必要とされるに至つたのは、それに先立つて外國爲替管理の目的が擴大されて、外國貿易の品目と或種の輸入品の仕入先とに思ひ切つた變更を持ち來すための主要手段になつてゐたからである。[7]

6) 同上。
7) クルト・クロイマン,「外國貿易における清算及び求償」, K rt Kroyman, "Clearing and Kompensation im Aussunhandel," ハムブルク世界經濟論叢, ハムブルク, 一九三四年, 五七頁。

商品で支拂ひ得る以上には商品を購入しないと規定する制度の下では、輸出超過を生ぜしめることは不可能である。けだし購買の超過は自分が欲しないと同様に相手方も欲しないからである。そのうへ更にこの制度は、外國貿易金融から信用を取り去ることによつて、商品の交換を最少限に減少せしめる。ドクター・シャハトは、新方法が以上の結果を惹き起すことを充分知つてゐた。氏は一九三四年十月ワイマールにおける演說において、淸算協定は輸出超過をなくすると同時に貿易を最少限に減少させるだらうと述べた。[8] 淸算協定のこれらの效果は第二十一乃至二十三表に明白に示されてゐる。

貿易の總價額及總數量

獨逸の輸出入合計價額は、一九二九年の二百六十八億ライヒスマルクから一九三二年の百四億ライヒスマルクに、卽ち六一・二％減少した。同期間中に輸入の價額は六四・九％、輸出のそれは五七・五％減少した。貿易價額は一九三五年にその底に達し、その額僅かに八十四億ライヒスマルクとなつた。そしてそれは輸出入にほとんど等分された。これを一九三二年に較べると、輸出の價額はほとんど十五億ライヒスマルク、輸入のそれは五億ライヒスマルクの減少であつた。一九三五年末ドクター・シャハトは、獨逸の輸入の低減は『既にこれ以上の進行を許さないほど

8) シヤハト，前掲書二五頁。

(1913, 1925—1936)

(單位，百萬ライヒスマルク)

合計	輸出 畜類	飲食物	原料品半製品	完製品	合計
15,565.3	10.7	1,465.9	3,297.1	11,153.8	15,927.5
12,362.1	21.7	519.8	1,995.9	6,753.0	9,290.4
10,001.4	24.4	503.8	2,732.0	7,154.3	10,414.5
14,228.0	29.1	440.8	2,607.6	7,723.5	10,801.0
14,001.2	18.8	622.7	2,749.6	8,884.5	12,275.6
13,446.8	22.0	701.5	2,926.3	9,832.9	13,482.7
10,393.2	68.7	479.8	2,449.6	9,037.5	12,035.6
6,727.0	46.9	359.0	1,812.9	7,379.8	9,598.6
4,666.5	14.4	203.4	1,031.9	4,489.4	5,739.1
4,203.6	9.0	172.2	903.4	3,786.8	4,871.4
4,451.1	3.8	117.1	790.3	3,255.7	4,166.9
4,158.7	2.9	75.0	773.8	3,418.0	4,269.7
4,217.9	2.6	73.3	746.3	3,945.9	4,768.2

第二十二表　商品類別外國貿易分配百分比 (1913, 1925—1936)

年次	輸入 畜類	飲食物	原料品半製品	完製品	合計	輸出 畜類	飲食物	原料品半製品	完製品	合計
1913	2.1	27.5	56.6	13.8	100.0	0.1	9.2	20.7	70.0	100.0
1925	1.0	32.5	50.3	16.2	100.0	0.2	5.6	21.5	72.7	100.0
1926	1.2	35.7	49.5	13.6	100.0	0.2	4.8	26.3	68.7	100.0
1927	1.2	30.4	50.6	17.8	100.0	0.3	4.1	24.1	71.5	100.0
1928	1.0	29.9	51.6	17.5	100.0	0.1	5.1	22.4	72.4	100.0
1929	1.1	28.4	53.6	16.9	100.0	0.2	5.2	21.7	72.9	100.0
1930	1.1	28.6	53.0	17.3	100.0	0.6	4.0	20.3	75.1	100.0
1931	0.8	29.3	51.7	18.2	100.0	0.5	3.7	18.9	76.9	100.0
1932	0.7	32.0	51.7	15.6	100.0	0.3	3.5	18.0	78.2	100.0
1933	0.7	25.8	57.6	15.9	100.0	0.2	3.5	18.6	77.7	100.0
1934	0.8	24.0	58.4	16.8	100.0	0.1	2.8	19.0	78.1	100.0
1935	1.1	23.9	61.4	13.6	100.0	0.1	1.8	18.1	80.0	100.0
1936	2.3	23.6	61.6	12.5	100.0	0.1	1.5	15.7	82.7	100.0

第二十一表 商品類別外國貿易價額

出所——獨逸國統計局

年次	輸入			
	畜類	飲食物	原料品 半製品	完製品
1913	322.3	4,288.2	8,804.7	2,150.1
1925	122.0	4,023.0	6,211.7	2,005.4
1926	119.7	3,571.0	4,947.7	1,363.0
1927	170.9	4,326.1	7,192.3	2,538.7
1928	144.8	4,187.9	7,218.4	2,450.1
1929	149.7	3,822.7	7,205.1	2,269.3
1930	118.4	2,969.0	5,508.1	1,797.7
1931	54.9	1,969.6	3,477.8	1,224.7
1932	34.3	1,493.2	2,411.8	727.2
1933	30.8	1,082.3	2,420.5	670.0
1934	33.3	1,066.9	2,600.4	750.5
1935	45.2	995.9	2,552.8	564.8
1936	96.3	996.2	2,598.7	526.8

第二十三表 商品類別外國貿易價額及數量指數 (1932—1936)

1932=100

年次	輸入					輸出				
	畜類	飲食物	原料品 半製品	完製品	合計	畜類	飲食物	原料品 半製品	完製品	合計
價額										
1932	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1933	89.8	72.5	100.4	92.1	90.1	62.5	84.7	87.5	84.3	84.9
1934	97.1	71.5	107.8	103.2	95.4	26.4	57.6	76.6	72.5	72.6
1935	131.8	66.7	105.8	77.7	89.1	20.1	36.9	75.0	76.1	74.4
1936	280.8	66.7	107.7	72.4	90.4	18.1	36.0	72.3	87.9	83.1
數量										
1932	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1933	71.4	70.7	114.8	130.3	106.8	61.9	110.3	97.9	88.9	97.5
1934	97.3	75.5	147.0	169.9	134.0	12.5	79.3	108.1	95.5	105.4
1935	145.1	58.0	165.9	90.6	142.9	3.8	51.5	120.4	117.2	116.8
1936	2956.7	48.4	183.5	77.4	154.6	3.1	54.8	125.6	132.6	123.1

の水準に達した、さもないときは吾國は原料品の不足のためにほとんど世界貿易の列伍から除外されて了ふであらう」[9]と述べてゐる。一九三五年から一九三六年にかけては、輸入は畜類の購入が五千萬ライヒスマルク增加したのを主因として殆んど云ふに足りないほどの增加を示したに過ぎないが、輸出價額は完製品の販賣增進の結果五億ライヒスマルクの增額を來した。

一九二九年に比較すれば、一九三六年には食料品の輸入價額は七三・九％、原料品及び完製品のそれはそれぞれ六三・九％及び七六・八％、そして輸入總計は六八・六％の低下を示した。同期間中に飮食物の輸出は八九・六％、原料品及び完製品のそれはそれぞれ七四・五％及び五九・九％、輸出總計は六四・六％減少した。價額に現れた外國貿易が一九二九年に比較してこのやうな極度の低水準にあるといふことは、もしこれを無批判に受取るならば、獨逸は現に食料品及び原料品の供給に不足し、從つて同國民は衣食に事缺ぐ狀態にあるといふ結論に導くおそれがある。しかし第五章に示すやうに、この結論は確實ではない。

貿易の數量及び價額の指數は第二十三表に掲げてある。それによると一九三三年以來輸入數量が價額に比して甚だしく增加してゐるので、誤解を招く虞れがあるが、これは一部は輸入品目の激變によるものであり、一部は外國通貨の減價によるものである。すなはち、獨逸は、價格が比較的低廉な、大嵩の原料品の購買量を增加すると共に、比較的高價な、そしてヨリ小嵩な物品の

9) 一九三五年十二月七日ミユンヘンに於て工科大學學友會に對して行はれた演說。

購買量を減少しつゝあつたのである。例へば、鐵鑛石の輸入數量は殆んど千四百萬噸、即ち三〇四%增加したが、その價額は一八四·七%增加したに過ぎない。木材の輸入數量の增加は百三十萬噸、一〇〇%であつたが、その價額の增加は二四·三%であつた。これら二つの項目のみによつても、全輸入數量增加の大部分が說明される。これに反し、一九三六年には羊毛の輸入數量は一九三三年より三六·六%減じたが、その代價の減少は一三·九%に過ぎなかつた。また、これに該當する棉花の數字は三一·三%及び一六·六%であり、採油用果實及び種子のそれは二七·五%及び一六%である。ゴムの輸入は數量において三六·七%、價額において一六四%增加した。

貿易の地理的分布

獨逸の外國貿易の大部分は歐洲諸國と營まれる。一九一三年から一九三六年に至る期間を通じて獨逸品の購買者兼獨逸への輸入品供給者としての歐洲の地位には大した變化は生じなかつた(第二十四表參照)。一九一三年には歐洲は獨逸の輸出の七六·一%を引き受けたが、それは一九二九年には七三·七%、一九三六年には五九·八%であつた。また獨逸は歐洲諸國から、一九一三年にはその輸入の五四·七%、一九二九年には五二·六%、一九三六年には五九·八%を購入してゐる。歐洲からの輸入の割合の增加と獨逸の歐洲向輸出の割合の減少とは、國民社會黨の執權後

第二十四表 獨逸外國貿易の地理的分布 (1913 及 1929—1936)

出 所——獨逸國統計局 (單位, 百萬ライヒスマルク)

輸 入

國名	1913 價額	1913 合計に對する百分比	1929 價格	1929 合計に對する百分比	1930 價格	1930 合計に對する百分比	1931 價格	1931 合計に對する百分比	1932 價格	1932 合計に對する百分比	1933 價格	1933 合計に對する百分比	1934 價格	1934 合計に對する百分比	1935 價格	1935 合計に對する百分比	1936 價格	1936 合計に對する百分比
ヨーロッパ	5,889	54.7	7,067	52.6	5,825	56.0	3,764	55.9	2,540	54.4	2,319	55.2	2,628	59.0	2,564	61.6	2,522	59.8
ベルギー, ルクセンブルグ	…	…	202	1.5	181	1.8	114	1.7	65	1.4	58	1.4	66	1.5	71	1.7	77	1.8
オーストリア	344	3.2	447	3.3	325	3.1	222	3.3	146	3.1	139	3.3	161	3.6	126	3.0	139	3.3
チエツコスロバキア	…	…	480	3.6	359	3.5	244	3.6	140	3.0	122	2.9	162	3.6	121	2.9	112	2.7
デンマーク	192	1.8	371	2.8	297	2.8	183	2.7	122	2.6	104	2.5	101	2.3	119	2.9	154	3.7
フランス	583	5.4	642	4.8	519	5.0	342	5.1	190	4.1	184	4.4	177	4.0	154	3.7	99	2.3
イギリス	876	8.1	865	6.4	639	6.1	453	6.7	259	5.5	238	5.7	206	4.6	256	6.2	264	6.3
イタリー	318	3.0	443	3.3	365	3.5	268	4.0	181	3.9	166	3.9	185	4.2	188	4.5	209	4.9
オランダ	333	3.1	701	5.2	561	5.4	384	5.7	273	5.8	232	5.5	264	5.9	196	4.7	169	4.0
ロシア(ソ聯)	1,425	13.2	426	3.2	436	4.2	304	4.5	271	5.8	194	4.6	210	4.7	215	5.2	93	2.2
スウェーデン	224	2.1	350	2.6	304	2.9	158	2.4	95	2.0	103	2.5	134	3.0	153	3.7	192	4.5
スヰス	213	2.0	318	2.4	256	2.5	165	2.4	92	2.0	83	2.0	116	2.6	114	2.7	106	2.5
アメリカ	2,995	27.8	3,712	27.6	2,544	24.5	1,602	23.8	1,178	25.2	1,005	23.9	918	20.6	850	20.4	839	19.9
合衆國	1,711	15.9	1,790	13.3	1,307	12.6	791	11.8	592	12.7	483	11.5	373	8.4	241	5.8	232	5.5
カナダ	64	0.6	303	2.3	133	1.3	99	1.5	65	1.4	79	1.9	63	1.4	13	0.3	19	0.4
アルゼンチン	495	4.6	745	5.5	403	3.9	209	3.1	192	4.1	149	3.6	152	3.4	143	3.4	119	2.8
ブラジル	248	2.3	215	1.6	156	1.5	123	1.8	81	1.7	69	1.6	77	1.7	177	4.3	131	3.1
チリー	200	1.9	122	0.9	56	0.5	42	0.6	24	0.5	20	0.5	36	0.8	52	1.3	59	1.4
アジア	1,050	9.8	1,605	11.9	1,217	11.7	834	12.4	548	11.7	496	11.8	490	11.0	430	10.3	498	11.8
日本	47	0.5	43	0.3	41	0.4	30	0.5	19	0.4	16	0.4	22	0.5	21	0.5	24	0.6
英領印度	542	5.0	624	4.6	429	4.1	281	4.2	159	3.4	154	3.7	135	3.0	121	2.9	142	3.4
アフリカ	496	4.6	686	5.1	528	5.1	345	5.1	256	5.5	243	5.8	259	5.8	262	6.3	291	6.9
英領南アフリカ	70	0.6	164	1.2	93	0.9	59	0.9	50	1.1	52	1.3	61	1.4	68	1.6	40	0.9
エジプト	118	1.1	78	0.6	59	0.6	48	0.7	42	0.9	43	1.0	44	1.0	44	1.1	37	0.9
オーストラレシア	328	3.0	350	2.6	234	2.2	145	2.2	111	2.4	131	3.1	145	3.3	41	1.0	55	1.3
オーストラリア	296	2.7	314	2.3	206	2.0	121	1.8	92	2.0	104	2.5	105	2.4	35	0.9	43	1.0
合計	10,770	100.0	13,447	100.0	10,393	100.0	6,727	100.0	4,667	100.0	4,204	100.0	4,451	100.0	4,159	100.0	4,218	100.0

第二十四表 獨逸外國貿易の地理的分布 (1913 及 1929—1936)

出 所——獨逸國統計局 (單位, 百萬ライヒスマルク)

輸 出

國名	1913 價格	1913 合計に對する百分比	1929 價格	1929 合計に對する百分比	1930 價格	1930 合計に對する百分比	1931 價格	1931 合計に對する百分比	1932 價格	1932 合計に對する百分比	1933 價格	1933 合計に對する百分比	1934 價格	1934 合計に對する百分比	1935 價格	1935 合計に對する百分比	1936 價格	1936 合計に對する百分比
ヨーロツパ	7,680	76.1	9,924	73.7	9,377	77.9	7,778	81.0	4,678	81.5	3,837	78.8	3,239	77.7	3,125	73.2	3,373	70.7
オーストリア	…	…	441	3.3	360	3.0	275	2.9	160	2.8	121	2.5	107	2.6	108	2.5	109	2.3
ベルギー，ルクセンブルグ	551	5.5	609	4.5	601	5.0	464	4.8	302	5.3	27[illegible]	5.7	236	5.7	202	4.7	212	4.4
チエツコスロバキア	…	…	658	4.9	528	4.4	424	4.4	250	4.4	160	3.3	148	3.6	130	3.0	139	2.9
デンマーク	284	2.8	483	3.6	477	4.0	370	3.9	165	2.9	145	3.0	140	3.4	142	3.3	182	3.8
フランス	790	7.8	935	6.9	1,149	9.5	834	8.7	483	8.4	395	8.1	282	6.8	253	5.9	255	5.3
イギリス	1,438	14.2	13,06	9.7	1,219	10.1	1,134	11.8	446	7.8	406	8.3	383	9.2	375	8.8	406	8.5
イタリー	395	3.9	602	4.5	484	4.0	341	3.6	223	3.9	227	4.7	246	5.9	278	6.5	241	5.1
オランダ	694	6.9	13,55	10.1	1,206	10.0	955	9.9	633	11.0	613	12.6	482	11.6	404	9.5	396	8.3
ロシア(ソ聯)	880	8.7	354	2.6	431	3.6	763	7.9	626	10.9	282	5.8	63	1.5	39	0.9	126	2.7
スウエーデン	230	2.3	476	3.5	494	4.1	424	4.4	228	4.0	191	3.9	198	4.8	207	4.8	230	4.8
スヰス	536	5.3	627	4.7	628	5.2	542	5.6	412	7.2	352	7.2	295	7.1	257	6.0	226	4.7
アメリカ	1,547	15.3	2,003	15.4	1,512	12.6	955	9.9	555	9.7	565	11.6	449	10.8	589	13.8	723	15.2
合衆國	714	7.1	991	7.4	685	5.7	488	5.1	281	4.9	246	5.1	158	3.8	170	4.0	172	3.6
カナダ	61	0.6	85	0.6	70	0.6	47	0.5	33	0.6	28	0.6	22	0.5	23	0.5	35	0.7
アルゼンチン	266	2.6	371	2.8	287	2.4	174	1.8	90	1.6	100	2.1	87	2.1	97	2.3	98	2.1
ブラジル	200	2.0	210	1.6	121	1.0	67	0.7	48	0.9	77	1.6	75	1.8	119	2.8	133	2.8
チリー	98	1.0	100	0.7	100	0.8	39	0.4	8	0.2	8	0.2	12	0.3	32	0.8	49	1.0
アジア	548	5.4	1,042	7.7	804	6.7	640	6.7	367	6.4	332	6.8	343	8.2	398	9.3	470	9.8
日本	124	1.2	245	1.8	193	1.6	144	1.5	81	1.4	76	1.6	80	1.9	83	1.9	75	1.6
英領印度	151	1.5	220	1.6	190	1.6	158	1.6	109	1.9	87	1.8	94	2.3	111	2.6	122	2.5
アフリカ	208	2.1	312	2.4	268	2.2	184	1.9	110	1.9	106	2.2	107	2.6	124	2.9	157	3.3
英領南アフリカ	47	0.5	96	0.7	77	0.6	63	0.7	42	0.7	40	0.8	46	1.1	42	1.0	57	1.2
エヂプト	43	0.4	83	0.6	65	0.5	43	0.5	29	0.5	27	0.6	27	0.7	38	0.9	43	0.9
オーストラレシア	104	1.0	101	0.7	65	0.5	36	0.4	26	0.5	27	0.5	26	0.6	30	0.7	41	0.9
オーストラリア	89	0.9	85	1.6	48	0.4	22	0.2	20	0.4	21	0.4	22	0.5	26	0.6	35	0.8
合計	10,097	100.0	13,483	100.0	12,036	100.0	9,599	100.0	5,739	100.0	4,871	100.0	4,167	100.0	4,270	100.0	4,768	100.0

に生じた現象であるが、これは主として雙務貿易協定の作用によるものである。一九三六年には歐洲諸國からの輸入價額は二十五億二千二百萬ライヒスマルクであつた。輸出は三十三億七千三百萬ライヒスマルクであつたから、差引き八億五千百萬ライヒスマルクの輸出超過が生じた。

雙務貿易協定の效果は、獨逸と爾餘の歐洲諸國との間の輸出入を均衡せしめることであつた。歐洲からの輸入は一九三三年に減少した後、やゝ増加したが、輸出の方は激減して、遂に一九三五年にはその額も僅か三十億五千七百萬ライヒスマルクに過ぎないこととなつた。この期間に商品の輸出超過は十五億ライヒスマルク以上低減された。一九三五年から一九三六年にかけて輸出超過は一億一千百萬ライヒスマルクから五億五千百萬ライヒスマルクに増加したが、これは主として、歐洲諸國の貸方勘定として獨逸に累積してゐた從來の貿易尻を清算するために生じたのである。[10]

貿易の地理的分布から見た最も著しい變化は南北アメリカの占める割合に生じた。獨逸の輸入の中これらの大陸が占める割合は、一九二九年の二七・六%から一九三六年の一九・九%に減少した。また同期間中に、獨逸の輸出中南北アメリカ諸國が購入した割合は一五・四%から一五・二%に減少した。アメリカ兩大陸との貿易の減少は、主として、獨逸と合衆國との間に起つた紛

10) 一一二——一四頁參照。

議に因るものである。一九二九年には、獨逸はその全輸入品の一三・三％を合衆國に仰ぎ、またその輸出品の七・四％を同國へ賣つた。一九三六年の當該數字は五・五％及び三・六％である。合衆國からの獨逸の輸入價額は一九二九年の十七億九千萬ライヒスマルクから一九三六年の二億三千二百萬ライヒスマルクに減じ、輸出價額は九億九千百萬ライヒスマルクから一億七千二百萬ライヒスマルクに減じた。かくて合衆國からの輸入超過は七億九千九百萬ライヒスマルクから六千萬ライヒスマルクに減少せしめられたのである。

合衆國は獨逸と雙務通商協定をこれまで結ばなかつた。のみならず一九三五年十月には、米國の貿易に對して獨逸が差別待遇を與へたと云ふので、それに對する報復の一手段として、獨逸からの輸入に從來與へてゐた最惠國待遇を撤廢した。對獨交涉においては、合衆國政府の地位はあまり有利ではなかつた。それは貿易尻がアメリカにとつて多額の出超となつてゐたからであり、また獨逸におけるアメリカの投資が巨額に上つてゐたからである。獨逸は、その雙務通商協定政策の結果として、合衆國への輸出による以外にはドル爲替を獲得することはできなかつた。然るに輸出は不可能であり、信用も與へられなかつたから、合衆國からの輸入は激減せざるを得なかつた。[11]

獨逸はオーストラリア及びカナダに對しても同じ經驗をした。オーストラリアについては、

11) 債務勘定の支拂については一一六――一一九頁を見よ。

輸入は一九二九年の三億一千四百萬ライヒスマルクから一九三六年の四千三百萬ライヒスマルクに減ずるとともに、輸出は八千五百萬ライヒスマルクから三千五百萬ライヒスマルクに減じ、その結果輸入超過は二億二千九百萬ライヒスマルクから僅か一千八百萬ライヒスマルクに減少した。カナダについては、輸入は三億三百萬ライヒスマルクから一千九百萬ライヒスマルクに、輸出は八千五百萬ライヒスマルクから三千五百萬ライヒスマルクに減じた。一九二九年には二億一千八百萬ライヒスマルクの輸入超過であつたものが、一九三六年には一千六百萬ライヒスマルクの輸出超過に轉じたわけである。[12]

合衆國、オーストラリア、及びこれより程度は低いがカナダの三國に關する限り、獨逸政府の經濟政策は貿易を擴張する上に有利であるとはいへない。外國産の棉花・ラード・小麥・羊毛及び家畜飼料の使用を制限しようとする獨逸の努力は、それまで獨逸と前記諸國との貿易の土臺となつてゐたものを覆へすこととなつた。もしこれらの商品についての經濟的自給政策が放棄されないとすれば、將來の貿易擴張は全く新しい基礎の上に行はれる外はないであらう。

獨逸品の市場及び獨逸の輸入先としての中央及び南東ヨーロッパの相對的地位は一九二九年以來增進して來た。同地方に屬する七ケ國、すなはちオーストリア、ハンガリー、ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシァ及びチェコスロヴァキアは一九二九年には獨逸の輸出の

12) カナダとの協定は一九三六年十月二十二日調印された。

第二十五表 中歐及南東歐の外國貿易における獨逸の分前

(1929 及 1935)

出所——景氣研究所

國名	輸入		輸出	
	1929	1935	1929	1935
オーストリア	20.8%	16.6%	15.7%	15.6%
ハンガリア	20.0	22.6	11.7	23.9
ユーゴースラヴイア	15.6	16.2	8.5	18.7
ルーマニア	24.1	24.4	27.6	16.5
ブルガリア	22.2	53.5	29.9	48.0
ギリシア	9.4	18.9	23.2	29.0
チエツコスロバキア	25.1	17.2	19.3	15.7

一二・五%を引き取り、獨逸の輸入の九・〇%を供給して、ゐた。一九三六年には獨逸の輸出及び輸入における前記諸國の割合は一三%及び一三・七%であつた。また獨逸がこれら諸國の經濟生活において如何に重要な役割を演ずるかは、それら諸國の輸出入中における獨逸の割前を示す第二十五表を見れば、一層明かに知ることができる。一九三五年には前記諸國の輸出中における獨逸の割前はオーストリアの一五・六%からブルガリアの四八%に及び、またその輸入における獨逸の割前はオーストリアの一六・六%からブルガリアの五三・五%に及んだ。一九三五年に獨逸はブルガリアの輸出の約二分の一、ギリシアの輸出の約三分の一、ハンガリーの輸出の殆ど四分の一、ユーゴスラヴィアの輸出の約五分の一、ルーマニア及びチェコスロヴァキアの輸出の約六分の一を引き取つたのである。

以上の諸國と獨逸との貿易が相互に發達した主な原因は、獨逸が原料品を必要としたと同時にこれらの國々がその代價として獨逸の完製品、就中自國產業の發達に必要な生產財を喜んで受取つたことにある。[13] しかし一九三六年中に重大化するに至つた貸借尻に關する問題は相當困難なものであつて、その解決は多大の外交と善意とを必要とする。一九三三年以來獨逸は常に、これらの諸國が獨逸から購入するよりもヨリ多くのものを購入して來た。その結果、これらの諸國は多額の凍結債權を累積保有することゝなつた、けだし雙務貿易が行はれてゐる現狀においては、それらの債權は、獨逸からの輸入の增加によるか、あるひは自國の輸出の減少によるほかには實現の途がないからである。獨逸としては、これら諸國が獨逸に對する原料品及び食料品の輸出を低減することなく、獨逸からの輸入を增加することによつて累積して債權を使ひ果すことを好都合とするわけであり、さうした趣旨の協約を締結したいと熱望してゐるが、このやうに蟲のよい協定の受諾を中央及び南東ヨーロッパ諸國に納得させることに獨逸がどの程度まで成功するかは、豫斷を許さないのである。[14]

輸出超過と外國爲替の供給

一九三〇乃至三二年の三ヶ年間に、獨逸には五十五億八千七百萬ライヒスマルクの商品輸出

13) チエコスロヴアキア及びオーストリアを除く。
14) 特に著しい困難は、對ユーゴスラヴィア貿易に關聯して存在してゐるやうに思はれる。

超過があつた。かくして生じた外國爲替の剩餘は、その一部は獨逸の對外債務の利拂のために用ひられ、また一部は、一九三一年五月にその端を發した金融恐慌[15]期中の資本の國外逃避によつて喚起された外國爲替に對する莫大な需要の一部に應ずるために利用された。國民社會黨治政の第一年度には六億六千八百萬ライヒスマルクの輸出超過があつた。一九三四年の第一四半期には輸出超過は姿を消し、商品貿易のバランスは逆になつた。同年全體では、二億八千四百萬ライヒスマルクの輸入超過があつた。一九三四年九月には輸出入の均衡化に關する『新計畫』が採用された。しかし入超は爾後一九三五年の第二四半期に至るまで三期に亙つて繼續した。すでに獨逸と清算協定を結んでゐた國々はこの期間中に在獨債權を累積しつゝあつたが、それは當該國が獨逸品の輸入を增加するかあるひは獨逸に對する輸出を減少する外には清算の途がないものであつた。[16] 清算勘定における獨逸の債務は一九三五年三月末に五億六千七百萬ライヒスマルクの最高額に達した。[17] 一九三五年の一億一千百萬ライヒスマルク、一九三六年の五億五千萬ライヒスマルクの輸出超過は、主として以上の債務の辨濟に使用されなければならなかつた。自由爲替についての獨逸の狀態は大した改善はされなかつた。一九三六年末のライヒス・バンクの報告によると、外國爲替六百萬ライヒスマルク、金六千六百萬ライヒスマルクに過ぎず、一九三五年十二月三十一日現在の狀態に比して爲替は百萬ライヒスマルクの增加、

15) 全國產業協議會,「一九三三年初期における獨逸の狀態」National Industrial Conference Board, "The Situation in Germany at the Beginning of 1933" 紐育, 一九三三年, 一一五頁。
16) 「經濟と統計」一九三七年二月, 第二號, 一四二頁。
17) 獨逸國信用會社, 前揭書, 七五頁。

金は千六百萬ライヒスマルクの減少となつてゐる。

多くの清算協定では、商品の輸出超過は、英本國の場合の如く、これを獨逸外債の利拂に充用すべしと明示するか、あるひはスイス、オーストリア、イタリアの場合の如く、これら諸國への獨逸人観光客に一定額の爲替を支給するために充用すべしと明示してゐる。從つて、現金支拂を主張する合衆國やオーストラリアの如き國々に對する獨逸の購買力は甚だしく制限されて來た、けだしこれら諸國との貿易では獨逸は多額の輸入超過をなすのを常態とするのであるが、その支拂に必要な外國爲替を他の方面で得ることが前記のやうな規定のために不可能とされたからである。かくて獨逸は、對米及び對濠爲替の手當ができなかつたために、棉花の買付地を合衆國からブラジルへ、羊毛の買付地をオーストラリアから南アフリカ、アルゼンチン及び英本國に移さなければならなかつた。[18]

獨逸は清算協定によつて、原料品及び食料品に對する自國の根本的需要を滿たすことはできたが、商品の輸出超過によつて外國爲替の剩餘を産み出す可能性を破壊し、從つて、獨逸が輸入超過の關係を有つ國々に對する對外債務の支拂能力を激減することとなつた。この目的に利用しうる外國爲替の獲得の主要な源泉は、外國人に對する勞務の提供、外國人觀光客の費消、國外投資、及び移民送金である。

18) 特に一九三五年十一月における貿易決濟協定の締結後に促進された。

對外債務

獨逸政府の公表した數字によれば、一九三四年二月二十八日現在の外債は次の通りである。但し當時の爲替相場で換算し、百萬ライヒスマルク單位で表したものである。

長期	七、一五六
短期	六、七五九[19]
計	一三、九一五

長期債中十億ライヒスマルク餘はライヒスマルク建であつた。また短期債のうち一九三五年三月滿期の約十六億ライヒスマルクもライヒスマルク建であつた。この兩者に對する主な債權者はスウィス及びオランダの投資家である。

右の合計百三十九億ライヒスマルクのほかになほ、獨逸政府の發表したところでは『其他の外國人投資』が四十二億ライヒスマルクあり、その大部分は獨逸の證券、土地、及び持分の所有である。一九三〇年の半ばから一九三六年の二月に至るまでの獨逸の對外債務の官廳推定額は第二十六表に示されてゐる。

この數字によれば、獨逸通貨を以て表示された國內投資を除く外債は前記期間中に約二百六

19) 据置債務二十三億ライヒスマルク及び國際決濟銀行投資二億四千七百萬ライヒスマルクを含む。

第二十六表　獨逸外債の推移（1930 半ば——1936 二月）*

出　所——獨逸國統計局

種　　別	1920 半ば**	1931 七月	1932 二月	1933 二月	1934 二月	1935 二月	1936 二月
短　　期	15,500—16,000	13,100	10,100	8,700	6,700	6,700	6,300
內据置***	..	6,300	5,000	4,100	2,500	2,000	1,600
長　　期****	10,800	10,700	10,500	10,300	7,200	6,400	6,100
合　　計	26,300—26,800	23,800	20,600	19,000	13,900	13,100	12,400
其他外國人所有の投資，證券，土地，持分	6,800	5,900	5,300	4,200	4,200	..	..
この內アメリカの分							
短　　期	..	3,143	3,227	2,537	1,462	..	..
內据置	..	2,067	1.808	1,564	715	511	419
長　　期****	..	6,336	5,165	5,196	2,644	..	..
合　　計	..	9,479	8,392	7,733	4,106	..	..

* 單位百萬ライヒスマルク，當該時期の爲替相場による。
** 概算。
*** それ自體の性質上「据置」の部類に屬すべき信用，但し事實上据置かれたか否かは問はない。事實上据置の總額は二十二億六千三百萬ライヒスマルクと發表されてゐる。
**** 債券及び貸付。

十億ライヒスマルクから百二十四億ライヒスマルクに減じたことになつてゐる。この約百三十六億ライヒスマルクの減額は大部分短期債の減少によつて起つたものである。長期債の減額は四十七億ライヒスマルクと報告されてゐる。

第二十七表は、債權國別及び債務種類別の外債高を示す獨逸政府發表の數字である。この表によると、長期債券の四九・六%、据置債務の二六・二%其他の短期債務の一九・七%、債務總額の三〇%はアメリカの投資家から借りたものであり、利拂全額の三三・二%はアメリカ人の手に

第二十七表　外債に關する獨逸の官廳數字 1934 二月二十八日現在[1])

(單位，百萬ライヒスマルク)

債權國	債券**	其他の長期債***	性質上の据置*****	其他の短期債	合計	利子年額總計******
合衆國	2,600	44	729	733	4,106	225
イギリス	651	151	648	274	1,724	84
オランダ	918	575	500	816	2,809	154
スウイス	484	709	653	615	2,461	125
フランス	417	50	136	171	774	35
スウエーデン	92	20	21	72	205	10
ベルギー	34	20	19	79	152	6
イタリー	40	48	3	54	145	5
其他	2	304	76	915	1,295	33
合計	5,238****	1,921	2,785	3,729	13,673	677

*　一九三四年二月二十日の爲替相場によつて換算。
**　債券の賣却先たるシーヂケートの本部の所在國は，之を債權國と做し，他國人の參與の有無を問はない。
***　一九三五年三月以降滿期のもの。
****　獨逸居住の獨逸人が所有する七億五千萬ライヒスマルクを含む。
*****　事實上の据置のみではなく，据置規定準據契約書の交換の有無に拘らず据置として取扱はれるものを含む。事實上の据置總額は二十二億六千三百萬ライヒスマルクと於表されてゐる。
******　自一九三四年三月一日至一九三五年二月二十八日。獨逸人の所有に屬する債券の利子たるために節約される外國爲替並に償却のために債券を提出することによつて取立てられ得べき償還勘定はこれを無視す。

入る計算になつてゐる。

たゞ問題は、獨逸の官廳數字がどの程度に正確であるか？　といふことである。既に二三の債務會議で明かに暴露されたやうに、獨逸政府は獨逸の對外債務額を過大に見積る傾がある。とくに政府は、近年、就中一九三一年より一九三五年に至る間の外債國內歸還高を著しく過小に見積つてゐるやうである。[20]

長期債の國內歸還及び其他の原因による減額の範圍　一九三四年二月現在のものとして獨逸政府が推定したところによれば、未償還の獨逸長期債券の額面總額五十二億三千八百萬

20)　全國產業協議會，「一九三三年初期における獨逸の狀態」，紐育，一九三三年，四〇——四六頁を見よ。

ライヒスマルク中、獨逸人の所有するもの七億五千萬ライヒスマルクであつた。この推定額は少くとも十二億ライヒスマルクに增額されなければならない。一九三四年中には國內歸還額は額面三億ライヒスマルクに上ると推定しうるから、その結果外國人所有の長期債券は三十七億三千八百萬ライヒスマルクに減じたことになる。其他[21]政府の推定では十九億ライヒスマルクの長期債務があつたことになつてゐるが、これは約二億ライヒスマルクを減額されねばならない。すなはち、一九三四年末の外國人所有の長期債は政府の推定では約六十四億ライヒスマルクとなつてゐるが、實際には約五十四億三千八百萬ライヒスマルクであつた。

一九三五年中には獨逸の外國債券の國內歸還額は恐らく二億七千萬ライヒスマルクに上つたと思はれるが、そのうち約一億七千萬ライヒスマルクは合衆國から入つて來た[22]。ロンドン、アムステルダム及びチューリヒにおける獨逸の買入額は約八千萬ライヒスマルクと推定してよいだらう。その上、ベルギー貨の減價はヤング借款中ベルギー宛の支拂分を約五百萬ライヒスマルク輕減した。最後に、加里借款の定期償還額は約一千萬ライヒスマルクに達した。其他の長期債における減少額は恐らく一億ライヒスマルク前後であつたらう。かくて一九三五年末の長期債總額は、五十億ライヒスマルクをやゝ超す程度に減ぜしめられたわけである。

一九三六年における獨逸債券の國內歸還は甚だ僅少であつた。ニューヨーク證券取引所に

21) 主として不動產抵當信用及び貸付信用。
22) クロイガー借款中アメリカの持分約五千二百萬ライヒスマルクの一ノールエー會社に對する賣却は前記金額に含まれない。

第二十八表　外國人保有の獨逸長期債及短期債

(1934 末—1936 末)

(單位，百萬ライヒスマルク)

年末	債券	其他の長期	長期合計	短期 合計	短期 据置	總計
1934	3,738	1,700	5,438	5,579	1,734	11,017
1935	3,454	1,600	5,054	5,041	1,423	10,095
1936	3,323	1,300	4,623	4,084*	1,055	8,707

＊　一九三六年の減少額中約三億七千ライヒスマルクは通貨の減價による。

おける獨逸債券の取引高は、一九三五年には約一億二百萬ドル、一九三四年には一億五千三百萬ドルであつたのに、一九三六年には約二千七百萬ドルに過ぎなかつた。アメリカ市場における獨逸の買入高は多分一千八百萬ドルすなはち四千五百萬ライヒスマルクであつたであらう。[23] ロンドン、アムステルダム、チューリヒにおける獨逸の買入は恐らく二千五百萬ライヒスマルクは超えなかつたであらう。加里借款の償還高は五百萬ライヒスマルクであつた。

一九三六年フランス、オランダ、スウィス、イタリアの通貨が減價した結果、獨逸の外債は約三億ライヒスマルクの輕減となつた。しかし、借替局が約二億四千萬ライヒスマルクの借替債券を發行したから、右の減額は相殺されてしまつた。

かくて一九三六年における證券債務の減少は約一億三千萬ライヒスマルクと推定することができる。其他の長期債務については恐らく償却によつて約一億ライヒスマルク、通

23)　他の推定では，一九三六年のドル貨債の獨逸歸還高は三千萬ドルとなつてゐる。

貨減價によつて約二億ライヒスマルクの減額がなされたであらう。從つて、一九三六年末における外國人手持の外債總額は、第二十八表の示すやうに、四十六億二千三百萬ライヒスマルクであつたわけになる。また同表には短期債の推定額も掲げてある。

短期債は一九三四年末五十五億七千九百萬ライヒスマルクであつたが、一九三六年末には四十億八千四百萬ライヒスマルクに減じた。この減額のうち六億七千九百萬ライヒスマルクは据置協定適用範圍內の債務に生じた。

外貨拂にして且つ外國人の所有にかゝる獨逸の外債總額は、一九三四年末には約百十億ライヒスマルクであつたのに對し、一九三六年末には約八十七億ライヒスマルクであつた。[24] この數字の中には世界大戰に基因する政府間の債務は含まれてゐない。その中にはまた、獨逸の證券並びに土地、外國會社所屬工場及び獨逸系企業中の外國人の持分等に對する所謂直接外國人投資も含まれてゐない。直接投資は獨逸政府の推定によれば一九三四年二月末において四十二億ライヒスマルクであつた。一九三六年末までにはそれは恐らく三十億ライヒスマルク以下に低減されたであらう。從つて獨逸の對外債務は一九三六年末にはおよそ百二十億ライヒスマルクどころにあつたわけである。因みにそれは、一九三四年末には約百五十二億ライヒスマルク、一九三〇年半ばには約三百三十億ライヒスマルクであつた。

24) 若干の專門家はこの數字を餘りに高きに過ぎると見てゐる。彼等は長期短期を合した有效債務總額を約六十億ライヒスマルクと推定してゐる。

爲替の必要及受取

一九三五年における獨逸の爲替必要額は約九億五千萬ライヒスマルクであつたと推定してよいであらう。その内譯を示すと、外債の利拂三億五千萬ライヒスマルク、商品貿易勘定の赤字二億三千四百萬ライヒスマルク、商業債務勘定の未拂一億五千萬ライヒスマルク、長期債の償還・直接外國人投資の收益・獨逸外貨債の買入一億六千三百萬ライヒスマルク、獨・白マルク協定に基く支拂二千六百萬ライヒスマルク、對外宣傳費約二千萬ライヒスマルクであつた。

一九三五年における外國爲替の受取高は約七億六千萬ライヒスマルクと推定される。その内譯を示すと、海運收入二億三千萬ライヒスマルク、ソヴィエト・ロシアによる手形の支拂三億ライヒスマルク、獨逸對外投資收入一億六千萬ライヒスマルク、觀光客消費一千萬ライヒスマルク、移民送金三千萬ライヒスマルク、船舶賣却代二千萬ライヒスマルクであつた。以上は第二十九表の示す通りである。

約二億ライヒスマルクの赤字は普通ならライヒス・バンクの金並びに外國爲替準備から支拂はれたであらう。所が實際には、その大部分は支拂はれなかつた。それはユーゴスラヴィア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、オランダ等の諸國の債權勘定に入れられ、そして一九三六年には

第二十九表　外國爲替の必要及受取（1935及1936）

（單位，百萬ライヒスマルク）

項目	1935	1936
必要		
外債利拂	350	320
加里借款償還及ハンブルク・アメリカ汽船社債買戻	13	5
特別長期債の償還	50	20
獨・白マルク協定による支拂	26	26
外人所有の證書，株式，土地等の勘定に拂込むべき收益	50	30
外貨債券買上による追加輸出の助成	50	20
一九三〇年米・獨債務協定による繰延債務の利子	7	7
商業債務勘定未濟分	150	..
外國貿易入超	234	..
對外宣傳	20	20
合計	950	448
受取		
海運收入等	230	260
觀光客收入	10	10
移民送金	30	30
露國手形滿期分	300	60
獨逸對外投資收入	160	160
船舶賣却	20	10
合計	750	530

これら諸國による獨逸商品の購入を促進するための武器として利用された。

一九三六年には外國爲替に對する必要が一九三五年に比べて著しく低くなつた。その最大の原因は、商品貿易が入超の代りに、五億五千萬ライヒスマルクの出超となつたことである。なほその他の項目について見るも、利拂三億二千萬ライヒスマルク、直

接投資の償還及び收益五千五百萬ライヒスマルク、獨・白マルク協定分二千六百萬ライヒスマルク、輸出促進のための外貨債買入割當爲替二千萬ライヒスマルク、對外宣傳二千萬ライヒスマルク、一九三〇年の米・獨債務協定による繰延債務の支拂七百萬ライヒスマルク、この總計四億四千八百萬ライヒスマルクと推定されてをり、一九三五年に十億ライヒスマルクに近かつたのに比べて甚だしい減少を示した。

五億五千萬ライヒスマルクといふ多額の輸出超過を見れば、一九三六年には獨逸に對する外國爲替の供給は豐富であつたと想像されるかも知れない。しかし、この想像は當つてゐない。けだし獨逸は競爭の必要上信用を六ケ月まで延長しなければならないのに、其輸入に對しては六ケ月以内に支拂をするからである。一九三五年下半期には輸入に對する輸出の超過は二億八千七百萬ライヒスマルクであつた。獨逸はこの金額の大部分を一九三六年上半期になつて受取つた。一九三六年上半期中の輸出超過は一億三千百萬ライヒスマルクであつたが、その支拂は同年下半期に決濟された。かくて一九三六年中に右の財源から生じた外國爲替の供給總額は約四億ライヒスマルクであつた。しかし、この金額の大部分は利用されるに至らなかつた。約一億五千萬ライヒスマルクは、一九三四年及び一九三五年中に清算勘定に滯積した商業債務の辨濟に向けられたため、手に入らなかつた。約一億ライヒスマルクは、輸出による受取と輸入

に對する支拂との間の時間の距りのため、利用されなかつた。また約八千萬ライヒスマルクは金ブロック諸通貨の減價によつて損失となつた。その上、二千萬ライヒスマルクは佛蘭西に對するザール石炭給付として差引かれ、二千萬ライヒスマルクはスウィス、イタリア、オーストリアの如く獨逸から見て商品の輸出超過となつてゐる國々と締結した協定に基き、獨逸人觀光客の使用に供せられた爲替分として差引かれなければならない。最後に、約一千萬ライヒスマルクは外國における破産の結果損失となつた。以上のやうな種々の控除額を合すれば、三億八千萬ライヒスマルクに達する。かくて一九三六年の獨逸の商品貿易から實際手に入つた外國爲替總額は約二千萬ライヒスマルクに過ぎなかつた。

海運收入は二億六千萬ライヒスマルクと推定され、獨逸政府が一九三五年度分として發表した數字より一〇%增加した。移民の送金はだいたい三千萬ライヒスマルクであつた。なほ、對露手形の滿期到來によつて約六千萬ライヒスマルク、外國人觀光客の消費によつて一千萬ライヒスマルク、[25]外國人に對する船舶賣却によつて約一千萬ライヒスマルクの收入が生じた。

一九三六年における獨逸の國外投資所得は金ブロック諸通貨の減價によつて不利な影響を受けた。しかし、他方では景氣の恢復のために相當增加もしたに違ひない。恐らくこれらの要因は相殺し合ひ、對外投資所得はだいたい一九三五年と同樣、約一億六千萬ライヒスマルクであ

25）觀光客の消費はほとんど全部登錄マルクによつて賄はれるが、これは獨逸には爲替をもたらさない。

つたと想像してよいであらう。

一九三六年には外國爲替の必要總額は四億四千八百萬ライヒスマルク、その供給額は約五億五千萬ライヒスマルクであつて、差引き一億二百萬ライヒスマルクの剩餘となつた。一九三七年には、貿易が依然として出超を繼續するならば、ライヒス・バンクの爲替狀態は著しく好轉するであらう。一九三六年下半期には輸出超過は四億二千百萬ライヒスマルクであつた。また一九三七年の一月及び二月には、輸出超過は一億三千八百萬ライヒスマルクに上つた。淸算勘定に滯積してゐた多額の債務は一九三五年及び一九三六年の二ケ年間に大部分辨濟されてしまつた。不正確な報告が行はれない限り、ライヒス・バンクの金及び外國爲替準備保有高は一九三七年中には當然增加を示すべき筈である。

しかし獨逸は、その競爭諸國がそれぞれの通貨の減價によつて獲得した有利な地位に對抗するために、多額の費用を要する補助金制度及び特殊形式のマルク制度を採用し、それによつてはじめて世界市場における自國の地位を維持してゐるのである。

輸出補助金

獨逸は、苟くも問題になるほどの國のうちで、一九二九年以來通貨を減價しなかつた唯一の國

である。獨逸政府が一方では通貨價値を維持し他方では再軍備と經濟的國家主義といふ高價な政策――それは國內物價及び生產費の上騰をもたらした――を遂行するに決定した結果、獨逸の世界市場における競爭力は著しく減殺されるに至つた。

かういふ事情の下では政府の援助がなかつたなら獨逸の輸出業者は外國市場から閉め出されてしまつたであらう。この援助は多くの形式をとつた。獨逸の商事會社はその國外販賣の賣上金をもつて外國人所有の獨逸證券を購入することを許された。これらの證券は、利子がマルクで全額支拂はれるから、外國におけるよりも獨逸においてはるかに高値であつた。獨逸の輸出業者は證券を自國に歸還せしめ、これを獨逸で巨利をもつて賣却し、そしてかくして得られた利益を外國市場における商品の販賣によつて被つた損失の補塡に宛てることを許された。

同樣な處置が外國人の封鎖銀行勘定についても許された。輸出業者は外國でこの勘定を極端な割引率を以て買入れ、それを獨逸で一〇〇%に賣却し、その利益を以て國外販賣による損失を償ふことができた。一九三三年六月のモラトリウムに基き、獨逸證券の外國人所有者はその債權の一部を外國爲替を以て、一部をスクリップ證券を以て(その比例は時々變更された)支拂はれた。スクリップ證券はマルクで全額支拂はれるものであるが、獨逸金割引銀行によつて額面の半額で買入れられ、そしてこの取引から生ずる利益は輸出業者に對する奬勵金として使用さ

れた。このやうにして獨逸の外債は著しい減額を見、政府に何等の痛痒を感ぜしめない補助金が獨逸の輸出業者に與へられた。損失は外國の投資者が負擔したわけである。[26)]

一九三四年六月外債利拂の全部的モラトリウムを宣言したのちは、スクリップ證券による輸出奬勵金が不可能となつた。獨逸證券の買戻による利益だけでは當時の獨逸輸出業者の窮狀を救ふには不十分であつたから、政府は國內市場を相手とする事業に課稅する政策をとり、これによつて輸出奬勵金の基金を作らなければならなかつた。この租稅形態の性質及びその收入額については政府は何ら發表してゐない。營業者も右の目的のために支拂つた金額を貸借對照表中に別記することを許されてゐないが、[27)] 合理的な推算によれば約十五億ライヒスマルクに上ると思はれる。補助金額は輸出價格の平均四〇%、卽ち通貨減價によつて外國競爭者が得た利益にほゞ等しい、と傳へられてゐる。補助金は凡ての輸出に對して與へられるといふわけではなく、また凡ての輸出業者が同額の補助を受けるわけでもない。補助金は、輸出業者の地位が政府の政策によつて害なはれた程度に、また世界市場における各種の獨逸產業の地位の維持のうちでどの產業の地位の維持を政府が重要視するかの程度に依るのである。

封鎖マルク

26) しかし、もし以上のやうな獨逸の買入がなかつたとすれば、證券投資家の手取高はきつともつと少なかつたであらう。
27 これは輸入國におけるダンピング對策の基礎として利用される虞れがあるので、恐らくそれを防止するためと思はれる。

封鎖マルクの存在は、一九三一年夏の金融恐慌後におこつた外國資金の獨逸引揚げに對して政府が創設した統制の所産である。この資金はこれを外國爲替に換へて獨逸國外に持出すことはできないが、外國人はそれを、獨逸で買入を行ふためとか、或は獨逸領土内における營業費や旅費に宛てるために使用することができる。

特殊マルクのうちもつともよく知られた種類のものは登錄マルクである。登錄マルクは、一九三一年の恐慌前に外國銀行が獨逸において所有してゐた勘定を表示するものである。このマルクは外國において爲替の平價より約五〇%も低い價格で買入れることができる。このマルクの販賣から生ずる爲替は据置信用の減額に充當される。登錄マルクを以て外國人は獨逸における旅費及び生活費を支辨し、獨逸の證券及び財産に投資し、輸入用の物品を購入することができる。また特殊の旅行小切手が觀光客に對して發行される。これは投資の目的には使用し得ないものであつて、且つ一觀光客が消費しうる旅行小切手の額は普通には一日當り五十ライヒスマルク、特別の場合には一日當り百ライヒスマルクに限られてゐる。獨逸内において消費されない登錄マルクは國外に持出すことを禁止され、獨逸内において預託されねばならないこととなつてゐる。

割引販賣されるもう一つの周知のマルクはいはゆるアスキマルクである。外國人の經營に

かゝる企業は、商品の販賣によつて獨逸內に信用を設定し、この信用を獨逸製品の購入に使用することの許可を獨逸の外國爲替當局から得ることができる。『アスキ』といふ言葉はAusländer-Sonderkonten für Inlands-Zahlungen 卽ち「國內支拂用外人特別勘定」の略語である。外國人輸出業者はその有するアスキマルクを獨逸商品を購入しようとする企業に賣ることができる。しかしその賣價は公定爲替相場以下たらざるを得ない。さもないと、自由マルクをやめてアスキマルクを買ふ利益はないこととなるからである。アスキマルクの使用はナチス治政第三年及び第四年の二ケ年間に最も廣く行はれた。爾後それの使用は多くの國に對しては少數の所定商品種目に限定されるやうになつたが、しかし若干の國に對してはアスキマルクは依然として爲替の唯一の基礎となつてゐる。

この他になほ、外國人が獨逸の證券又は國內財產を賣却し、あるひは利子、配當及び地代を受納する場合に生ずる數種の封鎖マルクがある。この部類に屬する主な型のマルクは信用封鎖マルク Kreditsperrmark、銀行券封鎖マルク Notensperrmark 及び證券封鎖 Effektensperrmark マルクである。これらの勘定を外國人は以下の目的に使用することができる、卽ち特定の獨逸證券、抵當權及び土地の購入、勘定主及びその家族の旅行費並びに生活費の支辨、納稅、個人及び團體への寄附。この他になほ獨逸品の購入にも使用することができるが、[28] 原則としてその限度は送狀面價格の

28) 證券閉鎖マルクは殆んど商品の購入には使用されない。

僅か二五%までとされてゐる。殘りの七五%は自由マルクを購入し外國爲替を以て支拂はなければならない。

以上の各種封鎖勘定からの引出は外國爲替當局の許可書がなければこれをなすことができない。

特殊マルクの使用は複雜な管理制度の發生を促した。それは獨逸に事實上減價した一種の通貨を與へ、それによつて減價の必要を著しく輕減した。マルク貨の減價は經濟問題といふよりもむしろ政治問題であるやうに思はれる。外國爲替の取締と輸入の管理とを行ふ必要があるのは、獨逸が低廉な外國品の洪水に見舞はれる危險があるからではない。これらの取締は、外國並に自國の資本が獨逸から大量的に逃避しないといふ保障を政治情勢が與へない限り、撤廢不可能である。そしてもし外國爲替管理を撤廢しないでマルクの減價を行ふならば、それは獨逸の國際地位を向上させるよりもむしろ惡化せしめることになるであらう。それは外債を增加させ、輸入原料品及び食料品のコストを高め、獨逸の外國投資の收益を減少させることとなるであらう。獨逸としては、その國際政治關係が改善されて、再び世界の主要金融中心地たるロンドン、ニューヨーク及びパリにおいて信用を調達しうるに至らない限り、かゝる不利益に耐へることは恐らくできないだらうと思はれる。

要約及結言

國民社會黨政府の外國貿易政策の下で、獨逸は、人口を養ふに必要な最少限度の食料品と、その工業の活動を繼續し、再軍備計畫を遂行するに十分な原料品とを、外國から獲得することができた。この目的は貿易上及び金融上の凡ゆる對外取引に對する思ひ切つた管理によつて達成された。すなはち政府はそれによつて、大衆の合理的生活水準の維持と再軍備とから見て不必要と思はれる凡ゆる輸入を排除することができたのである。何人と雖も獨逸では、國民經濟の種々の部門に夫々設置された監督局の一つから外國爲替許可證の交附を受けることなしに、如何なる物も輸入することができない。しかも輸入の許可は、外國爲替がライヒス・バンクにおいて當該の支拂用に十分でない限り發せられない。

世界中の殆んどすべての主要國と締結された雙務清算協定によつて、貿易の殆んど全部は、外國品に對しては獨逸品を、といふ物々交換の基礎の上に置かれた。著しい例外は合衆國、オーストラリア及びニウジーランドであるが、これらの國の場合にも物々交換の方法は個々の業者によつて用ひられた。清算協定の齎した最も重大な結果は、勞働及びその他の資源の國際的分業による利益を獨逸から奪つたことである。獨逸は、價格が最廉で品質が最良の國から購入する

ことができず、獨逸の商品を自國の生産物と交換に最も喜んで受け取る國から輸入することを餘儀なくされる。淸算協定の今一つの重大な不利益は、商品貿易による獨逸の外國爲替供給及び金貯藏の補充の途がそれによつて決定的に閉塞されることである。

これらの事實は獨逸の責任ある當局者や經濟學者がはつきりと認識してゐる。獨逸の輸出を擴張する必要は國民社會主義の指導者等が强調してゐるところであり、しかも誰にもましてこれを焦眉の急として指導する者は外ならぬヒトラー總統とその經濟相ドクター・ヒャルマー・シャハトである。獨逸の現狀に對する彼等の態度は、獨逸の見地からすればたしかに論理的である。彼等は大凡そ次のやうに推論する。『獨逸は外國人に多額の債務を負つてゐる。獨逸は外國の民間投資家から借りたものは一セントも殘さず皆濟したいと、一方ならず焦慮してゐるが、しかし商品の輸出超過によらない限りこの支拂をなすことは不可能である。獨逸には金がなく、外國爲替準備がない。これらのものは一九三一年の金融恐慌中と一九三二年中とに使ひ盡された。卽ちこの期間に獨逸は、その外國債權者の利益を保護するために莫大な犧牲を拂つたのである。一九三二年には獨逸は遂に、金及び外國爲替の凡ての財源を涸渇してしまふと同時に、商品の輸出超過をこの上維持するためには、人並の生活ができない程度にまで賃銀を引き下げることによつて、獨逸の勞働人口に耐へ難い犧牲を拂はさねばならない點にまで立到つた。

社會革命の惧れがあつたために獨逸はやむなくデフレイシヨン政策を放棄して、生産及び就業を增進する方針をとつたのである。外債の利拂は大部分延期されたが、私的債務を否認したのでは決してない。獨逸は外國の民間投資家に對するすべての債務を尊重する意志をもつてゐる。しかし世界が獨逸品で支拂を受けることを拒む限り、獨逸はそれを實行することができない。のみならず獨逸は、長期債の利率に著しい切下げが行はるべきであることを、また獨逸の國際金融上の地位を强固ならしめるためには新債の必要があることを、感じてゐる。」

外國の對獨債權者はこれらの所見の多くの點についてその妥當性を認むるに吝ではないが、しかし同時に、獨逸が計畫的に着手した一連の行動が獨逸の外貨拂能力を破壞するに至つたことを指摘する。對獨債權者は、獨逸の再軍備の權利には疑問を差しはさまないけれども、再軍備が、獨逸と爾餘の世界各國との間の健全な通商關係の發達に好都合とは云はれない緊迫した國際政治情勢を生ぜしめたのみでなく、直接にもまた、獨逸の輸出力を害なつたことを知つてゐる。彼等はまた、獨逸が意のまゝに如何なる程度の經濟的自足自給をも行ひ得る權利があることを否認しはしないが、しかしこの自足自給の目的を達するために從來なされまた現になされつつある努力が、國內の物價と生產費とを高め、獨逸工業の外國市場における競爭をヨリ困難ならしめるに至つた、と見るのである。

さらにこれらの論者は、世界が獨逸品を買はうとしない、といふ獨逸側の臆斷に疑問を差しはさみ、むしろ獨逸こそ計畫的に、合成生産物を代用することによつて若干の原料品の輸入を阻止しようと企てゝゐるではないか、と主張する。最後に彼等は次の點を指摘する。曰く、再軍備が最近二ケ年のやうな急速度で繼續する限り、獨逸産業は、國際貿易に著しい恢復が生じてもそれを利用することができないであらう、何故ならば再軍備の需要を充たすために産業能力が全部用ひられてしまふからである、と。換言すれば、獨逸の輸出の恢復は、獨逸政府がその基礎的經濟政策中の或物の緩和と歐洲平和維持のための滿足な政治協定の締結とを首尾よく行ひ得るかどうかに、主としてかゝつてゐるのである。

外國貿易及び一般國際關係の分野における獨逸の政策の進路を豫見することはむづかしいが、若干の事實は明瞭である。輸入數量の現在以上の低減は、一般國民の營養水準の低下と産業への原料品供給の不足とを生ぜしめることとなしには、これを行ふことができない。生活水準の向上と産業活動の發展とのためには食料品及び原料品の輸入増加が必要である。輸出の増加は輸入のための支拂手段として必要なばかりでなく、外債利拂のための剩餘をもたらすため、及び金及び外國爲替の準備を補充するためにも必要である。

獨逸の外國貿易のすさまじい崩潰と一九三六年に至る不振狀態の繼續とは、事業活動と就業

とにはこれと云つた影響を與へなかつた。それは、公共土木事業及び再軍備に對する政府の支出が經濟組織を全力運轉の狀態に保つたからである。再軍備と政府支出との程度が低下するに從ひ、民間產業は不振の阻止に努めなければならなくなるであらう。輸出はかゝる場合に擴張が行はれ得べき重要な分野を提供する。

最後に、獨逸の不安定な國際的地位は、低賃銀維持の絕對的必要と政府が採用した思ひ切つた經濟統制制度との大きな原因をなしてゐる。賃銀率の增加は獨逸產業の競爭上の地位が改善されない限り不可能である。經濟統制の緩和は、輸入の割當が必要とされる限り、また資本逃避防止のために外國爲替取引の思ひ切つた取締が必要とされる限り、またこれを望むことができないのである。

外國貿易の問題は獨逸の直面してゐる決定的な問題である。この問題は獨逸政府の一方的行爲のみでは解決することができない。計畫と政府の統制とは壓力を緩和し、打擊を經濟及び社會の體制全體に分散することはできても、外國原料品と外國市場との必要をなくすることはできず、またこの必要を充たすための種々な困難を克服することはできない。もし通貨の減價を行ふならば、それは輸出を容易にし、奬勵金を不必要とするであらうが、これと同時に外債を增加し、國外から買ふ原料品及び農業生產物の原價を騰貴させ獨逸の對外投資收益を減少させる

であらう。のみならず、それは大量的資本逃避の危險をなくするものではないから、正常な國際貿易の主たる障碍物である所の外國爲替取引に對する制限の撤廢には導かないであらう。

この外國貿易の問題は本質上政治的なものである。この問題は國民社會黨の全信條と全政策――再軍備、經濟的自給自足、全體主義、反ユダヤ主義、反ボルシェヴィズム、反自由主義、植民地要求――に結びついてをり、問題の最後の解決は結局國民社會主義革命の進路によつて決定されるであらう。たゞ近い將來に關する限り、國際的經濟力の壓迫のために獨逸の經濟制度の機能に何らかの容易ならぬ混亂が起るとか、あるひは獨逸の政治機構に何らかの重大な變化が起ると豫想する理由はないやうに思はれる。

第五章　外國貿易と生活水準

一國の經濟的發展は究極的には、食料品の生産と原料品の供給とに利用し得べき土地面積によつて決定される。此等二つの要因は、氣候及び人口と共に經濟的生活の物質的基礎を構成する。特に、それらは、國民の生活水準を上昇せしめる一手段としての外國貿易の必要を決定する。國民社會主義經濟計畫の眼目の一つは「農業生産鬪爭」である。今一つは、海外から輸入される基本的原料品の或物に代はるべき合成生産物の發達である。此等二政策の目的は戰時における國家の抵抗力を増加すると共に、外國爲替に對する必要を減少するにある。獨逸經濟の現狀並びにその將來の蓋然的發展を理解する・ためには、食料品及び原料品に對する獨逸の輸入必要が國民の生活水準を抑壓することなしにどの程度まで、既に引き下げられたか、また將來引き下げられるかに就いての明確なる理解を必要とするのである。

食料品の供給

獨逸は一億一千六百萬エーカーの面積をもつてゐる。この總面積のうち、二千八百萬は耕作地であり、二千百二十萬は牧草地及び牧場であり、百四十萬は庭園に用ひられ、四十萬は果樹園及び葡萄園であり、森林は三千二百萬に及び、八百五十萬は道路、鐵道、建物、公園、遊園地及び運動場、墓地、河海湖沼で占められてゐる。荒蕪地は僅か四百八十萬エーカーに過ぎない。

如何なる生産的用途にもあてられてゐない土地面積が狭少であるといふことは開墾の手段によつて農業生産を擴張する可能性が極度に限局されてゐるといふことを示してゐる。それ故に、生産の增加は主として土壤の耕作上及び利用上の改良及び播種並びに動物飼養の改善に、よつて齎らされねばならないが、その他にもなほ、必要が充分以上に充足されてゐる作物から缺乏が特に痛切な作物に利用し得べき土地を振り替へることによつてヨリ均衡のとれた收獲が得られるであらう。

獨逸が外國よりの食料品供給に依存してゐることは次表に示されてゐる。[1)]

商品	消費合計に對する國內生産の百分比
裸麥及び小麥、馬鈴薯、砂糖、粗菜、犢肉、羊肉、生乳	九五乃至一〇〇
肉類合計	九〇乃至九四
野菜類合計	九〇乃至九四

1) 景氣研究所，週報，一九三六年，十二月十六日，一〇二頁。

卵類	八〇乃至八九
果物類合計	八〇乃至八九
乳製品合計、家禽	八〇
バター及びチーズ	七五乃至八〇
魚類	七〇
ベーコン及びラード	六〇乃至六九
脂肪合計	五〇乃至五五
堅果	三〇乃至三九
莢豆合計	二〇乃至二九
人造バター	五乃至一〇

一九二九年より一九三六年に至る獨逸の食料品輸入の價額及び數量は第三〇表に示されてゐる。最近起つた最も顯著な變化は、一九二九年を最後にして、小麥及び大麥の輸入が殆んどなくなつたことである。同年に於ける此等二商品の輸入は七億五千百萬ライヒスマルクに上り食料品及び飲料品の獨逸輸入總額の三七・四％を占めてゐた。一九三六年には、獨逸は僅か七百萬ライヒスマルクを外國產小麥にまた僅か三百萬ライヒスマルクを同じく大麥に費したに過

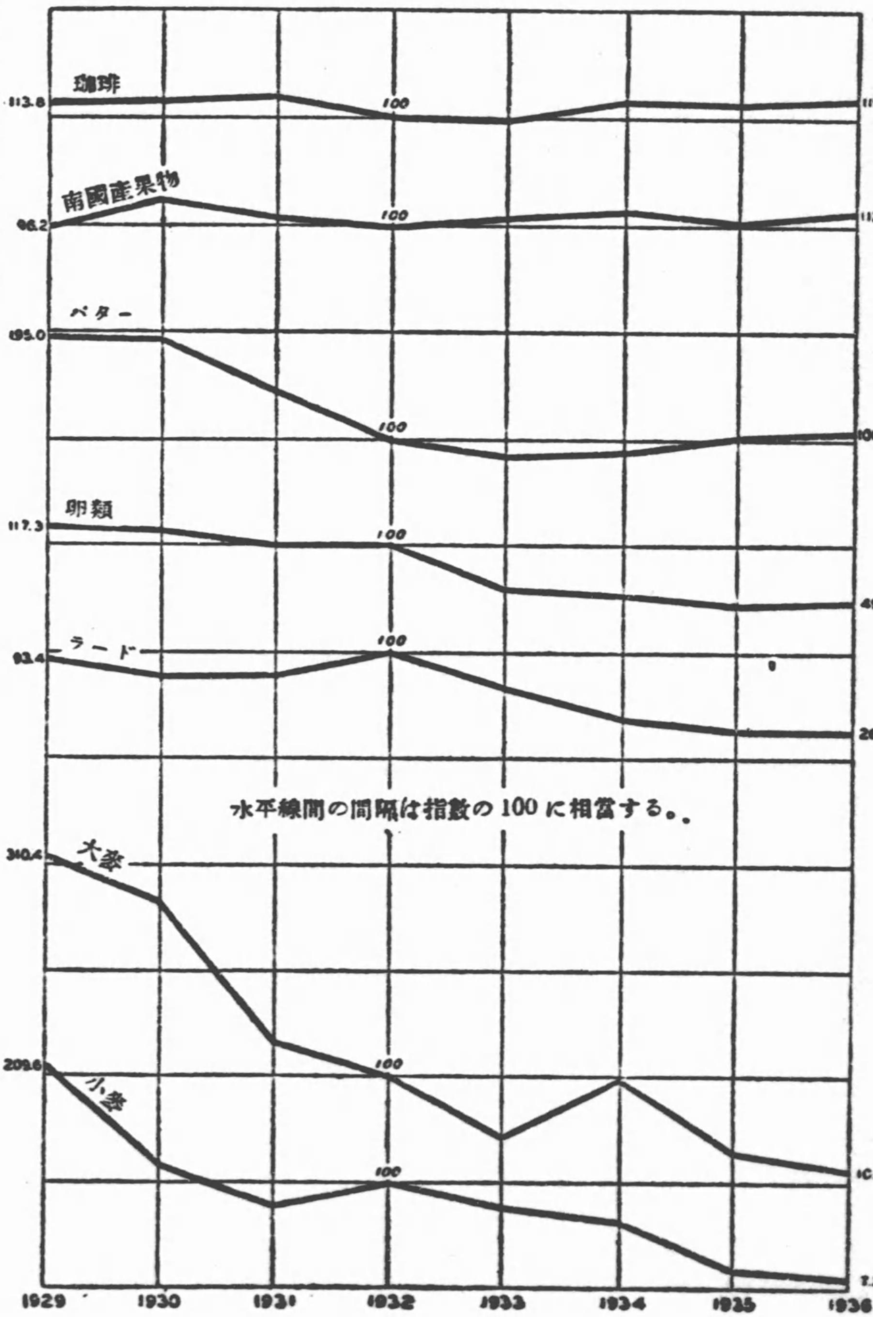
第三十表　食料品輸入數量及價額

出所——獨逸統計局

年次	小麥		大麥		珈琲		バター		卵類		南國產果物		ラード	
	數量 千噸	價額 百萬ライヒスマルク	數量 千噸	價額 百萬ライヒスマルク	數量 千噸	價額 百萬ライヒスマルク	數量 千噸	價額 百萬ライヒスマルク	數量 千噸	價額 百萬ライヒスマルク	數量 千噸	價額 百萬ライヒスマルク	數量 千噸	價額 百萬ライヒスマルク
1929	2,140.8	448	1,765.8	303	148.3	379	135.5	4 1	168.1	280	497.8	244	107.3	132
1930	1,197.2	232	1,522.9	205	154.4	297	133.2	377	160.2	228	639.9	255	88.5	100
1931	797.6	102	756.6	67	156.5	223	100.2	220	143.1	170	556.2	212	89.7	82
1932	1,021.5	109	569.9	52	130.3	145	69.5	107	143.3	128	517.7	160	114.9	72
1933	770.3	72	235.3	14	130.0	125	59.1	84	83.9	79	51.68	143	78.6	43
1934	647.0	61	552.0	37	150.8	119	51.8	74	76.0	74	586.2	141	42.1	19
1935	158.9	15	158.4	12	147.7	121	71.0	87	64.0	62	530.7	144	30.6	21
1936	74.1	7	58.1	3	155.4	126	75.4	98	70.7	67	583.1	145	30.5	23
1929	209.6	411.0	310.4	582.7	113.8	261.4	195.0	430.8	117.3	218.8	96.2	152.5	93.4	183.3
1930	117.2	212.8	267.7	394.2	118.5	204.8	191.7	352.3	111.8	178.1	123.6	159.4	77.0	138.9
1931	78.1	93,6	133.0	128.8	120.1	153.8	144.2	205.6	99.9	132.8	107.4	132.5	78.1	113.9
1932	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100 0
1933	75.4	66.1	41.4	26.9	99.8	86.2	85.0	78.5	58.5	11.7	108.5	89.4	68.4	59.7
1934	63.3	56.0	97.0	71.2	115.7	82.1	88.9	69.2	53.0	57.8	113.2	88.1	36.6	26.4
1935	15.6	13.8	27.8	23.1	113.4	83.4	102.2	81.3	45.1	48.4	102.5	90.0	26.6	29.2
1936	7.3	6.4	10.2	5.8	119.3	86.9	108.5	91.6	49.3	52.3	112.6	90.6	26.5	31.9

第五表圖　食料品輸入數量 (1929—1936)

出所——獨逸國數計局　(統指 1932=100)



ぎない。小麥輸入數量は二百十萬噸から七四〇、〇〇〇噸に、また大麥のそれは百八十萬噸から五八〇、〇〇〇噸に減少した。小麥播種面積は一九二六—一九三〇年の平均一、六九一、八一八ヘクターから一九三四年には二、一九七、六七〇ヘクターに增加した。同一期間內に於ける小麥收穫高は三、三七三、八〇〇噸から四、五三二、五〇〇噸に增大した。[2] 一九三三年には、收穫高は五、六〇四、三〇〇噸であり、その面積は二、三一七、五〇〇ヘクターであつた。一九三五年及び一九三六年の收穫高は、純輸入が年平均約一、八〇〇、〇〇〇噸であつた一九二六—一九三〇年の時期よりも約一、五〇〇、〇〇〇噸增大した。それ故に、國內生產の增加は輸入數量の減退と略々相等しかつたのである。

大麥にあつては、輸入の減退は國內生產の增加によつて償はれなかつたので、その結果ビールの生產及び消費は著しく減退するに至つたが、政府はビールをば均衡食に缺くべからざる物資とは認めてゐない。

バター、鷄卵及びラードの輸入減退はもつと痛切であつて、その結果は此等の物資の周期的缺乏として現はれてゐる。[3] バターにあつては、その缺乏は、農場での牛乳消費のより一層の低下、酪農場に於ける一層能率的なバターの生產によつて、また攪拌（ホイップド）クリームや脂肪含有率の高いチーズの生產制限によつて幾分償はれた。バター一人當りの消費量は不景氣前と同じ高さを保つ

2) 國際農業研究所、「國際農業統計年鑑」一九三四—五年、羅馬、一九三六年、一八二——八三頁。
3) 此等の缺乏と關聯して、記憶にとゞめておくべき重要なことは、獨逸では最高價格が確定されてゐるといふこと、またそれ故に、供給減は價格の騰貴及び需要の減退を招來しないといふことである。肉類及び豚肉の缺乏は可成り季節的現象である。不變の價格は低所得者層の需要の排除を妨げ、著しい缺乏の外觀をつくり出すのである。

てゐる。卵類やラードの消費は減退を示してゐるが、榮養水準が甚だしく惡化したことを示すほど著しいものではない。南國産果物及び珈琲の輸入數量は一九二九年に比して增加を示してゐるが、その價額は價格下落のため非常に低下してゐる。

第三十一表は食料品及び飲料品の一人當り消費量を示してゐる。此等の數字には、榮養水準が一九三六年に於いて不景氣以前の年に於けるよりも低下したといふことは示されてゐない。家畜飼料の輸入は、第三十二表に示されてゐるやうに、猛烈に低減された。國内生産の若干の增加にも拘はらず、この飼料狀態は酪農業に痛切な困難を生ぜしめたのであつて、一牝牛當り牛乳の生産が一九三三年の二、三七五リットルから一九三五年の二、三二五リットルに減退した原因の一半はこゝにあつたのである。獨逸には約一千萬頭の牝牛がゐるのだから、このことは牛乳の年供給が五千萬リットル減退したことを意味する。[4] 外國爲替の現在の逼迫狀態が持續する限り、獨逸は飼料及飼料室の不足により、牝牛頭數及牛乳生産高の增加を不可能とするであらう。油槽の現在の輸入必要を代置せんが爲めには、獨逸は飼料の栽培のために二百萬ヘクターの追加的土地と三千萬立方メートルの飼料室スペースとを必要とするであらうが、現在の所では僅か三百五十萬立方メートルのスペースがあるにすぎない。約百五十萬立方メートルの新たな飼料室スペースが一九三五年に建てられたが、それは一ケ年間に六五%の增加を示すものであ

4) 一九三六年末に於ける牝牛の數は一〇〇,九九,二〇〇であつた。『經濟と統計』一九三七年,二月,第一號,九七頁。

第三十一表 獨逸における食料品の消費 (1928, 1929, 及 1932—1936)

出所——景氣研究所　(一人當キログラム*)

製　品	1928	1929	1932	1933	1935	1936
裸麥粉	51.7	52 6	52.8	52.8	52.4	54.3
小麥粉	59.3	54.4	46.3	48.3	50.5	51.3
パン粉	111.0	107.0	99.1	101.1	102.9	105.6
其他の穀物及莢豆	12.7	11.5	11.8	12.8	11.5	10.7
馬鈴薯	173	174	190	190	190	190
砂糖	23.3	23.4	20.2	19.9	21.9	22.8
コヽア	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1
果物	32.7	41.8	32.1	33.7	27.8	30.2
熱帶果物	6.4	6.3	6.5	7.0	6.5	7.1
野菜	37.5	41.4	41.0	41.2	41.5	43.7
食用油	1.9	1.9	2.3	2.1	2.2	2.3
植物性脂肪	0.9	0.9	1.4	1.1	0.7	0.8
人造バター	7.3	7.5	8.1	6.7	6.3	6.5
ベーコン, ラード, 牛脂	6.6	6.3	6.7	6.4	6.1	6.1
バター	7.0	7.0	7.1	7.4	7.6	7.7
脂肪, 合計	23.7	23.6	25.6	23.7	22.9	23.4
牛乳	118	117	103	101	109	113
チーズ	5.2	5.2	6.0	6.1	9.2	6.3
肉類, 合計 (脂肪を除く)	48.7	48.0	44.9	45.1	48.6	47.0
魚類	9.9	10.6	9.9	10.1	11.3	12.1
卵類	7.9	8.0	7.8	6.9	6.5	6.6
蜂蜜	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4	0.4
ビール	86	90	51	52	60	62
火酒	1.3	1.4	0.6	0.8	1.0	1.0
葡萄酒	5.3	4.9	3.7	3.8	7.6	6.3
珈琲	2.1	2.3	2.0	2.0	2.2	2.3
茶	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
煙草	2.0	2.0	1.6	1.7	1.8	1.9

* 1キログラム=22ポンド

第三十二表　畜産物の生産及家畜飼料の輸入

(1927，及 1932—1936)

出所——景氣研究所

製品	單位	1927	1932	1933	1934	1935	1936
畜産物の國内生産							
牛乳	十億リットル	20.0	23.5	24.0	23.7	23.3	24.4
肉類	千メートル噸	2,893	3,124	3,165	3,525	3,418	3,221
豚肉	千メートル噸	1,932	1,975	2,030	2,272	2,179	2,146
牛肉	千メートル噸	696	876	864	964	952	749
卵類	十億	4.97	6.15	6.24	6.24	6.21	6.28
羊毛	千メートル噸	16.0	13.6	12.9	13.1	14.4	16.0
家畜飼料の輸入超過							
油糟*	千メートル噸	1,480	2,290	2,045	1,553	1,169	1,079
魚獸肉粉	千メートル噸	126	91	116	147	126	79
莢豆	千メートル噸	23	24	27	64	84	62
家畜飼料用穀類等	千メートル噸	4,079	1,727	444	1,070	676	246
糠	千メートル噸	1,173	226	79	138	181	40

＊ 採油用果實を含む。

つた。[5] 政府は一立方メートルにつき四ライヒスマルクの割合で一農場當り最高一、〇〇〇ライヒスマルクまでの補助を與へて飼料室の建造を奬勵してゐるが、この問題は近き將來に解決され得るものではない。獨逸の化學工業は現に木材パルプから肥胖目的のための一種の飼料を造り出すことに努めつゝあるが、商業生産の段階には未だ到達するに至つてゐない。

5） 景氣研究所，週報，一九三六年，四月二十一日，三五頁及び附錄，一九三七年，一月十三日，三頁。

農產原料品の供給

第三十三表及び第三十四表は主要輸入農產原料品の價額及數量を示してゐるが、こゝに農產原料品とは直接に、又は飼料を通じて間接に、國民の榮養に必要とせられるものではなくして、工業生產の維持のために絕對的に必要な農產原料品を指すのである。第三十五表は此等原料品の消費、輸入及び國內生產の數量を示す。獨逸で生產される羊毛、黃麻、堅纖維、棉花、生絲、ゴム、及び樹脂は必要額の一〇%にも足りない。獨逸で生產される皮革、煙草及び大麻は必要額の五〇%にも足りない。挽材の需要の約四分の一は海外からの輸入によつて充足されねばならない。外國爲替の必要といふ見地からすれば、最も重要な農產原料品は棉花、羊毛、木材、皮革、及び樹脂である。

天然棉花は獨逸では栽培不可能であるが、優秀代用品たるステープル・フアイバーが化學工業によつて木材パルプから生產さるゝに至つた。このステープル・フアイバーの生產は政府によつて獎勵されつゝある。カッセル(Cassel)附近のベッテンハイム(Bettenheim)、ダニューブ河畔のケルハイム(Kelheim)、及びシレジアに於て大工場が建てられた。この生產物は如何なる點に於ても天然棉花に劣るものではなく、それが商業生產として生產されるやうになるや否や、それは天

第三十三表　農產原料品の輸入超過價額 (1929—1935)

出所——景氣硏究所（單位，百萬ライヒスマルク）

原　料　品	1929	1932	1934	1935
採油用果物，油糟，植物油	809	397	240	197
動物脂肪及鯨油	67	57	24	43
紡績原料品	1,455	504	606	645
生絲及眞綿	124	17	24	29
羊毛及動物毛	543	201	297	237
棉花	619	233	217	294
亞麻，大麻，黃麻及同種の原料品	169	53	68	85
皮革等	456	163	187	170
仔羊及羊皮	26	6	12	13
犢皮及牛皮	150	56	93	86
毛皮	145	59	37	33
其他の皮革	78	23	16	15
羽毛及剛毛	57	19	29	23
包裝材料	75	29	35	31
木材	454	86	207	228
挽材	331	43	122	146
パルプ材	97	25	62	60
鞣皮用木材及樹皮等	26	18	23	22
樹脂	143	28	58	54
松脂，コーパル，シエラック等	46	10	19	10
ゴム，ガッタ・パーチア等	97	18	39	44
其他の農產品	165	73	76	70
原料品，合計	3,624	1,337	1,433	1,438
食料品，煙草，及家畜飼料*	3,646	1,418	1,114	1,089
農產物，總計	7,270	2,755	2,547	2,527

* 採油用果實，油粕，植物油，油，動物脂肉，及鯨油を除く。

第三十四表　重要原料品の輸入超過數量（1929—1935）

出所——景氣研究所（單位，千メートル噸）

原料品	1929	1932	1934	1935
採油用果實及採油用種子	2,582	2,387	2,213	1,334
油　槽	88	640	101	290
植物油及脂肪	—96	51	30	62
動物脂肪及鯨油	114	221	152	255
紡績原料品	753	661	733	750
生絲及眞綿	3	1	8	10
羊毛及其他の動物毛	161	161	165	149
棉　花	358	340	337	349
亞麻，大麻，黃麻及同種の原料品	231	159	223	242
皮革等	102	117	167	149
仔羊及羊皮	8	6	11	12
犢皮及牛皮	64	88	131	117
毛　皮	4	2	2	1
其他の皮革	14	14	12	11
羽毛及剛毛	12	7	11	8
包裝材料	38	36	34	26
木　材	6,124	1,581	5,140	5,575
挽　材	3,620	479	2,140	2,733
パルプ材	2,504	1,161	3,002	2,811
鞣皮用木材及樹皮等	113	123	170	188
樹　脂	131	103	153	147
松脂，コーパル，シエラック等	82	59	86	75
ゴム，ガッタ・パーチア等	49	44	67	72

第三十五表　農產原料品の供給及『正常』消費

出所――景氣研究所

原料品	消費計	供給源泉 輸入	供給源泉 國內生產	國內生產の割合
	十メートル噸			百分比
羊毛	160	145	15	9
亞麻	45	15	30	67
大麻	35	30	5	14
黄麻	110	110	..	..
天然堅纖維	80	80	..	..
其他の堅纖維	40	40	..	..
棉花	160	360	..	..
生絲	10	10	..	..
人造絹絲	52	2	50	96
ステープル・フアイバー	70	..	70	100
纖維原料品，合計	962	792	170	18
採油用種子及採油用果實，合計	1,450	1,330	120	8
(a)獨逸にて生產されるもの				
菜種種子	100	5	95	95
亞麻種子	275	250	25	9
(b)獨逸にて生產されざるもの				
大豆，コプラ，落花生等	1,075	1,075	..	..
油糟の供給	1,300	1,225	75	6
植物油の供給	600	555	45	8
木材(百萬立方メートル)	45	11	34	76
スヒカヅラ	20	..	20	100
酒精	300	0	300	100
飲料用	45	0	45	100
燃料用	170	..	170	100
ゴム	75	70	5	7
ガワタ・パーチア	4	4	..	..
樹脂，シエラツク等	80	77	3	4
テレビン油	65	65	0	0
羽毛	11	7	4	36
剛毛	5	1	4	80
包裝材料	150	25	125	83
牛皮	225	120	105	47
犢皮	46	24	22	48
其他の皮革	49	26	23	47
皮革，合計	320	170	150	47
ガゼイン	40	20	20	50
鞣皮原料品	200	180	20	10
ホップ	8	0	8	100
煙草	120	85	35	29
蠟	1	1	0	0
植物蠟	1	1	..	..
コルク	40	40	..	..
藥品	54	18	36	67

然生産物の容易ならぬ競争者となるであらう、と主張されてゐる。生産費の數字は手に入らない、また現在の實際の生産高に關しても信賴し得べき報告は全然得られない。

棉花の純輸入數量は一九二九年から一九三五年までは殆んど減退を示さなかつた。併し乍ら一九三六年には三九、〇〇〇噸の減少をみた。棉花の輸入代價は價格崩落のため一九二九年から一九三三年までは激減した。最近三ケ年間に於ける價格の急激な騰貴は充分な供給量を獲得する困難を非常に增大した。一九二九年には、獨逸は棉花四七七、〇〇〇噸に對して八億一千五百萬ライヒスマルクを支拂つた。一九三三年には四七三、〇〇〇噸に對して僅か三億七百萬ライヒスマルクを必要としたに過ぎなかつた。併し一九三五年には三九七、〇〇〇噸の代價は三億三千萬ライヒスマルクであつた[6]。棉花輸入の代價は、世界市場價格の上騰の外に、更に、雙務通商協定制度の作用のために增大せしめられた。アメリカ棉花の代價は一九三三年の一〇〇瓩當り七〇ライヒスマルクから一九三五年の一〇〇ライヒスマルクに上騰した。同じく、一九三五年に、獨逸はブラジルとの清算協定に基き、同國からの輸入棉花に對し一〇〇瓩當り一一一ライヒスマルクを支拂つた。

羊毛の純輸入の數量もまた一九三五年前まではかなりに維持せられたが、同年には約一六〇、〇〇〇噸から一四九、〇〇〇噸に減少した。一九三六年には、その數量は更に一二二、〇〇〇噸に

6) 總輸入と純輸入との數字の間の著しい相違は，第一には棉花及び綿製品の輸出激減によつて說明出來る。

減少した。所がその間に國內生産は僅かに一五、〇〇〇噸から、一八、〇〇〇噸に增加したに過ぎず、それは國內消費必要の僅か九%を占めるに止る。獨逸に於ける羊の頭數は現在約四百萬である。この數が六百萬にまで增加するとすれば、國內羊毛生産は需要の約一五%を充すことになるであらう。一千萬頭の羊を以つてしても需要の僅か二五%が充足されるにすぎないであらう。羊の頭數は最近三年間に三百四十萬から約四百萬に增加したやうな次第であるから、近き將來に於いてそれが約一千萬にまで增加しやうとは考へられず[7]、從つて、代用原料品が見つからない限り、獨逸は、その必要とする羊毛の大部分は之を輸入に仰がなければならないであらう。化學工業は合成羊毛の發達に努めてゐるが、植物性原料から動物性纖維を生産することは明らかに困難であるから、今日までのところは注目すべき成功をみるには至つてはゐない。世界羊毛價格の著しい騰貴は代用品の探求を甚だしく强化するに至つた。

木材――挽材及び木材パルプ――の輸入數量は、一九二九年より一九三二年までは激減したが、それ以降この減退は大部分回復された。木材パルプの輸入は一九三五年には一九二九年よりも多かつた。尤もその代價は價格低落のために著しく低くかつたのである。挽材輸入は一九二九年よりかなり低位にある。木材の國內生産は早急には增大し得ない。併し乍ら木材はその用途の多くに亙つて、之を鐵、硝子、人造建築材料、及び石材で代用することが可能である[8]。

7) 景氣研究所，週報附錄，一九三七年，一月一三日，三頁。
8) 同上。

皮革の輸入は一九三四年に頂點に達し、一六七、〇〇〇噸が一億八千七百萬ライヒスマルクで輸入されたのであつた。一九二九年には、輸入數量は一〇二、〇〇〇噸、その價額は四億五千六百萬ライヒスマルクであつた。一九三四年以降、輸入數量は低減するに至つたが、一九二九年の數字に比すれば依然としてかなり上位にある。最近に於ける世界市場價格の騰貴は獨逸をして同一輸入數量に對してより多くの金額を支拂ふことを必要ならしめた。皮革の輸入の必要が國内生産の增加によつて減少するやうになるだらうとは思はれない。何故なら動物の頭數を增加することは不可能であるし、また皮革の追加は何等需要のない肉類の追加を意味するであらうからである。

樹脂の輸入數量は近年不景氣前よりも高位にあつたが、その價額は價格低落のために激減した。しかし他の原料の場合に於けると同樣に、この價格低落の利益は現在は旣になくなつてゐる。樹脂の國内生産は問題にならないが、今後二十年間に松脂の國内生産高を約四〇、〇〇〇噸に增加することが計畫されてゐる。[9] 併し乍ら、この計畫が實行されたにしたところで、需要の三分の一をも充たすに足りないであらう。

この他の重要な農産原料品の中には亞麻、大麻及び黄麻がある。その輸入數量は一九二九年に比して僅かに增加を示してゐるが、その價額は價格低落の結果殆んど半減された。この傾向

9) 同上，二頁。

は現在は逆轉するに至つた。亞麻及び大麻に關する限り、栽培面積を擴張することによつて國內生産を增加することが可能である。亞麻纖維の國內生産は一九三二年の四、〇〇〇噸から一九三六年の三〇、〇〇〇噸に增加した。亞麻栽培面積を二〇、〇〇〇ヘクター增加したら、輸入の必要はなくなるだらうと見積られてゐる。一九三二年から一九三五年までに、その面積は五、〇〇〇ヘクターから二二、〇〇〇ヘクターに增大した。現在は、國內生産は需要の殆んど七〇％を供給してゐる。

大麻の栽培面積は一九三二年から一九三五年までに二〇〇ヘクターから四、〇〇〇ヘクターに增加したにかゝはらず、その必要額の約一五％が國産で賄はれてゐるにすぎない。獨逸が大麻を自給自足するには更に二〇、〇〇〇ヘクターの追加を必要とするであらう。亞麻及び大麻は、獨逸では成育し得ない綿花及び黃麻の輸入の一部を代置する可能性をもつてゐるので、政府はその栽培增加を奬勵しつゝある。

農産原料品の經濟的自給自足は獨逸には不可能である。現在輸入されてゐて獨逸で生産し得る原料品を自給するためには、一千六百萬ヘクターの追加的面積を必要とするであらう。全耕地面積は僅か二千九百萬ヘクターに過ぎないのである。[10]

10）同上，二頁

金屬及鑛物の供給

石炭及び加里を除けば、獨逸は如何なる鑛物及金屬についても充分な供給量をもつてゐない。ニッケル、クローム、及び錫は全然產出しない。ボーキサイト及び黃鐵鑛の供給は問題にならない。鐵鑛石の生產は需要の五分の一より僅か多くを供給するに過ぎない。銅、亞鉛、及び鉛の大部分は輸入されてゐる。貴金屬は全然存在しない。鑛油の國內生產は需要の約十分の一に應ずるに過ぎぬ。油の合成生產を除けば、此等原料品はいづれも合成的には生產され得ないが、高價にして且つ獨逸製品と交換して入手し難い原料品を、安價にして且つヨリ容易に入手し得る原料品で代用する可能性はあるのである。

獨逸には鑛物及び金屬が缺乏してゐるといふ海外での通念に反して、第三十六表は九種の基本的原料品の純輸入と國內生產との合計數量は一九三五年には一九二九年と同じであつたか或はより大であつたとを示してゐる。一九三六年の生產の數字は手に入らないが前年より低下してはゐないらしく、他方純輸入について見ると、殆んど凡ての原料品のそれが一九二九年に於けるよりも增加してゐる。第三十七表は金屬の總輸入の數量の減退を示してゐるが、これは獨逸製品に對する輸出需要の低下を反映してゐるのである。此等九種の金屬の輸入價額は一

第三十六表 獨逸の原料供給 (1929, 1935 及 1936)

出所—エコノミスト紙及び獨逸國統計局 (單位千噸)

商品	1929			1935			1936		
	純輸入	國內生產	供給合計	純輸入	國內生產	供給合計	純輸入	國內生產	供給合計
鐵鑛石	16,837	6,374	23,210	14,043	6,044	20,087	18,411	** 5,762	24,173
銅及銅鑛石	643	1,053	1 697	608	1,121	1,729	666	** 1,026	1,692
亞鉛及亞鉛鑛石	92	257	349	164	181	345	174	198	372
錫及錫鑛石	22	*	22	11	*	11	9	*	9
鉛及鉛鑛石	172	167	340	125	219	344	167	245	412
ニツケル	2	…	2	6	…	6	3	…	3
ニツケル鑛石及クローム鑛石	55	…	55	124	…	124	141	…	141
ボーキサイト	387	7	394	505	8	513	981	****	…
黃鐵鑛	1,124	*** 150	1,274	997	118	1,115	1,016	****	…

* 年數字を土臺とせる十一ケ月の見積額。 *** 硫黃含有量。
** 問題にならない額。 **** 不明。

第三十七表 鑛石及金屬の輸入價額及數量 (1929—1936)

出所—獨逸國統計局

年次	銅		鐵鑛石		亞鉛及亞鉛鑛石		錫	
	數量 千噸	價額 百萬ライヒスマルク	數量 千噸	價額 百萬ライヒスマルク	數量 千噸	價額 百萬ライヒスマルク	數量 千噸	價額 百萬ライヒスマルク
1929	262.1	404	16,952.8	316	316.1	94	17.5	65
1930	211.2	251	13,889,9	266	244.9	49	14.6	43
1931	192.1	157	7,070.8	128	203.4	35	13.5	29
1932	175.2	96	3,451.6	54	161.3	24	12.1	22
1933	207.1	102	4,571,6	59	179.7	27	14.9	35
1934	228.6	97	8,264.6	88	234.7	27	13.5	37
1935	216.0	81	14,061.1	123	193.3	19	11.8	31
1936	195.1	88	18,469.3	168	193.4	19	9.2	22

指數 1932=100

1929	149.6	420.9	491.2	585.2	196.0	391.7	144.6	295.5
1930	120.5	261.5	402.4	492.6	151.8	204.2	120.7	195.5
1931	109.6	163.5	204.9	237.0	126.1	145.8	111.6	131.8
1932	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1933	118.2	106.3	132.4	109.3	111.4	112.5	123.1	159.1
1934	130.5	101.0	239.4	163.0	145.5	112.5	111.6	168.2
1935	123.3	84.4	407.4	227.8	119.8	79.2	97.5	140.9
1936	111.4	91.7	535.1	311.1	119.9	79.2	76.0	100.0

九二九年の十億八千二百萬ライヒスマルクに比べて、一九三六年には四億二千五百萬ライヒスマルクであつた。價額のこの激減は一九二九年から一九三四年に至る間の價格の崩落によるものであつた。最近二ケ年間に於ける價格の騰貴は、再軍備と建築復興とのために當分繼續するものと期待されるが、それは外國爲替の貧弱な供給に對する一大負擔を意味するものである。

此等の數字は一九三五年及び一九三六年に於ける主要原料品の純輸入及び國內生產がその數量に於いて一九二九年に於けると同一であつたことを示してゐるが、此等の原料品があてられた用途は甚だしく異るものであつた。一九二九年には、軍需產業は存在せず、原料品の總供給量は國內消費又は輸出のための生產的企業に使用された。軍需產業の創設はその供給量の一大部分を軍事上の建物、施設及び武器の生產に振りむけることを必要ならしめ、そしてそれによつて一般民衆の必要の充足と輸出製品の生產とのために用ひられ得る數量を減少せしめたのであつた。軍需產業に充分の供給を保證せんがために、そして國家が不必要と認める諸目的に原料品を使用することを防止せんが爲めに、完全なる國家統制が各種の產業部門及び個々の事業會社への原料品供給の分配について樹立された。この統制によつて、民衆の缺くべからざる必要が充たされて來たのである。

食料品及び原料品の供給に關する限り、利用し得る諸々の統計は次の結論に導く。卽ち獨逸

は現に、既に生活水準の低下、産業活動の減退及び失業の增大を招くことなしには輸入數量のヨリ以上の減少を不可能とする點に立ち至つてゐるといふことがそれである。更に、獨逸は完製品の輸入を減少することによつて外國爲替の必要を多少とも低減することができるだらうかといふに、その可能性もありさうにはない、それは特に、此等商品の價格低落が停止するに至つたからである。此等の輸入は一九二九年の二十二億六千九百三十萬ライヒスマルクから一九三六年の五億二千六百八十萬ライヒスマルクに低減した。それは主として種々の紡織製品と鐵及鋼製品とから成つてゐる。一九三六年には、此等二項目で二億五千二百四十萬ライヒスマルク、即ち完製品の輸入合計の四七・九%を占めた。他の重要なる項目は鞣皮及び鞣皮製品の三千三十萬ライヒスマルク、毛皮及び毛皮製品の二千五百二十萬ライヒスマルク、染料及び其の他の化學製品の五千六百九十萬ライヒスマルクである。

それ故に、獨逸が商品取引の手段によつて、現在以上の外國爲替を獲得し得る唯一の途は輸出の增加による外にはないのである。

輸出の推移

一九三六年には、獨逸の輸出合計の八二%以上は完製品からなつてゐた。この數字は一九二

第三十八表　原料品及半製品の輸出(1929及1936)

出所―獨逸國統計局

項目	1929		1936	
	百萬ライヒスマルク	總額に對する百分比	百萬ライヒスマルク	總額に對する百分比
原料及半製品	2,926.3	100.0	746.3	100.0
羊毛	196.9	6.7	6.8	0.9
綿花	195.2	6.7	8.8	1.2
毛皮	114.6	3.9	4.7	0.8
石炭	530.9	18.1	267.7	35.9
骸炭	269.9	9.2	93.1	12.5
硫酸アンモニア	134.0	4.6	20.3	2.7
其他の化學原料品及半製品	182.7	6.2	37.2	5.0
其他の原料品及半製品	221.6	7.6	53.1	7.1
加里	67.0	2.3	24.7	3.3

九年には七二・九％、一九一三年には六六・八％であつた。食料品及び飲料品の割合は一九一三年の一〇・六％から一九二九年の五・二％及び一九三六年の一・五％に減少した。同一期間に、原料品及び半製品の輸出の割合は二二・五％から二一・七％及び一五・七％に減少した。

原料品の輸出は壓倒的に石炭及びその副產物からなつてゐる。これらは第三十八表に示されてゐるやうに、一九三六年には四億百五十萬ライヒスマルクに上り、原料品及び半製品輸出合計の五〇％以上を占めた。この分類に於ける他の重要なる項目は肥料の四千八百九十萬ライヒスマルク、粗加里鹽の二千四百七十萬ライヒスマルク、レーヨンの二千七百八十萬ライヒスマルク、及び種々雜多の化學製品で、これは一億ライヒスマルクをかなり超過して

ゐる。

一九二九年に七億百五十萬ライヒスマルクに上つた食料品及び飲料品の輸出は、殆んど委を消してしまつた。それは一九三六年には僅かに七千三百三十萬ライヒスマルクに上つたに過ぎない。

食料品及び原料品の輸出は一九二九年から一九三六年まで年毎に減退したが、完製品の輸出は一九三五年及び一九三六年には增加を示した。完製品の輸出價額は、それが低點に達した一九三四年には三十二億五千六百萬ライヒスマルク、即ち一九二九年よりも六六・九%低くかつた。この低落の殆んど四〇%は、一九三一年の獨逸信用制度の崩壞と、外國爲替統制、輸入割當、及び商品並に資本の自由移動に對する其の他の制限の確立との後をうけて、一九三一年から一九三二年に至る間に起つたものであつた。

完製品の輸出はその壓倒的部分が鐵及鋼製品、化學製品及び機械類からなつてゐる。これ等三種の商品は、一九二九年には完製品の輸出總額の四七・一%を占めたが、一九三六年には五四・一%を占むるに至つた。鐵及鋼製品と紡織機械類とを除けば、一九三六年に於けるこれ等商品の輸出價額は一九三二年のそれよりはなほかなりに低くかつたが、一九三四年の低點よりは高かつた。

第三十九表　紡織製品の輸出價額 (1929, 1934 及 1936)

出所——獨逸國統計局

項目	百萬ライヒスマルク			百分比で表した增加(＋)又は減少(－)	
	1929	1934	1936	1929—1934	1934—1936
絲類					
羊毛及其他の動物毛製	121.7	26.6	45.7	－ 78.1	＋ 71.8
綿製	45.9	13.4	23.2	－ 70.8	＋ 73.1
亞麻，大麻，黄麻等製	19.3	4.5	4.9	－ 76.7	＋ 8.9
織・編・組物類					
生絲及びレーヨン製	254.7	77.4	100.5	－ 69.6	＋ 29.8
羊毛及其他の動物毛製	352.5	69.2	80.5	－ 80.4	＋ 16.3
綿製	425.3	81.2	92.4	－ 80.9	＋ 13.8
亞麻，大麻，黄麻等製	51.1	9.4	10.4	－ 81.6	＋ 10.6
其他の紡織製品	315.1	100.6	95.0	－ 68.1	－ 5.6
合計	1,585.6	382.3	452.6	－ 75.9	＋ 18.4

鐵及鋼に次いで最も重要な輸出産業は紡織産業であつた。紡織製品の輸出價額[11]は第三十九表によつて知り得るやうに、一九二九年には十五億八千五百六十萬ライヒスマルクであつたのが一九三四年には三億八千二百三十萬ライヒスマルクになり、七五・九%の低落を示した。一九三四年から一九三六年までに、紡織製品の輸出は一八・四%增加したがなほ依然として一九二九年の總額の三分の一よりも少なかつた。特に顯著なのは綿製品及び羊毛製品の輸出の激減である。此等は原料品の輸入に依存するものであり、そして合成原料品を天然生産物に代へやうとする政府の計畫の下にあつては生産費が非常に高まるであらうから、此等の輸出の顯著な回復を期待し得る理由はないのである。獨逸の當局者等は彼等の

11) レーヨンを含まず，その輸出額は一九二九年には一億千三百七十萬ライヒスマルク，一九三四年には五千百九十萬ライヒスマルク，また一九三六年には三千二百四十萬ライヒスマルクに上る。

經濟政策のこの結果を知つてはゐるが、彼等の意見では、日本のやうに低い生產費をもつ生產者の競爭の故に、また輸入諸國に於ける紡織工業の急速な發展の故に、獨逸は早晚その紡織製品の輸出を失はざるを得ない運命に置かれてゐたのである。

鐵鋼、機械類及び化學製品の輸出の擴張は、再軍備計畫が此等產業をして引續きその全能力を擧げて活動せしむる限り、また原料品の獲得が最近數年間さうであつたやうに依然として困難を呈する限り、大規模で行はれさうには思はれない。殊に、淸算協定の作用のために、輸出の顯著な增加はそれに照應する輸入の增加なしには望まれない事情にある。

完製品の物價低落が止まつたことは新たに生じた好都合な出來事であつた。一九三五年中及び一九三六年の大部分を通じて、獨逸の輸入品の價格は增大しつゝあり、それと同時に完製品の價格は低落しつゝあつた、そしてこのことは獨逸をして、輸入原料品に對しヨリ多量の自國製品を與へることを必要ならしめたのであつた。

第六章　財　政

一九三三年以降の經濟活動及び就業の激增は、その大部分が、國民の經濟生活に對する政府の干渉によつて齎らされたのである。しかしそれに先立つて營業の囘復は獨逸の戰債を事實上廢棄したローザンヌ協定の締結のあとを受けて一九三二年の夏に生じ、工業生産、就業及び外國貿易の增加が見られた。そして經濟情勢のこの改善の結果として、國民社會黨は一九三二年十一月の選擧では、一九三二年七月に比し二百萬票を失つた。國民社會主義の思ひ切つた干渉がなかつたならば果して復興が繼續したであらうか、また如何なる線に沿つて復興が進展したであらうか、といふことは之を斷言することは不可能であり、またこの點について論議することは、興味はあるが無益なことであらう。

この章の目的は一九三二年以降の政府の歳出入と公債の推移とに就いて若干の説明をなすことにある。完全な官廳統計は租税徴收について利用され得るにすぎない。歳出及び公債の大さは斷片的な諸統計を基礎として推定されねばならない。以下に掲げられてゐる種々の見

積は、政府財政狀態の穩當な解釋のために信憑するに足るべき根據を提供するものであると信じられるものである。

租稅徵收及關稅

外國の觀察者は屢々、獨逸政府が一九三二年以降租稅收入のすさまじい增加によつて惠まれて來たといふ事實を見落してゐる。一九三七年三月三十一日に終る會計年度に於ける獨逸國政府の租稅及關稅收入は、百十八億ライヒスマルクと推定されてゐる。この金額は、第四十表に示されてゐるやうに、一九三三年三月三十一日に終る年度の收入に比して、五十一億ライヒスマルク、卽ち六・七%の增加を示すものである。

歲入の增加總額五十一億ライヒスマルクのうち、個人所得稅の增加は二十一億ライヒスマルク、法人所得稅の增加は十一億ライヒスマルクであつた。個人所得稅の徵收額は一五五・六%增大したが、他方勞働所得總額は三四・六%、配當金及び利子支拂は僅か二一・七%增加したに過ぎなかつた。すべての獨逸の行政單位―國、邦及び地方自治體―の徵稅額は一九三二―三三年の百三億ライヒスマルクから一九三六―三七年の百五十四億ライヒスマルクに、卽ち四九・五%增大した。同一期間に、國民所得總額は四百五十三億ライヒスマルクから六百二十億ライヒスマル

第四十表 獨逸國政府の租税及關税收入(1932-33——1936-37)

出所——獨逸國統計局(單位，十億ライヒスマルク)

項目	1932—33	1933—34	1934—35	1935—36	1936—37
所得税及び財産税	2.11	1.93	2.45	3.49	5.17
個人所得税	1.33	1.29	1.72	2.50	3.40
法人所得税	0.11	0.21	0.32	0.59	1.25
賣上税及び財産移轉税	1.56	1.74	2.16	2.33	2.61
交通税	0.35	0.40	0.35	0.35	0.39
消費税	1.51	1.72	2.11	2.23	2.31
ビール税	0.26	0.24	0.27	0.28	0.29
酒税	0.74	0.15	0.18	0.21	0.23
煙草税	0.76	0.74	0.80	0.81	0.84
砂糖税	0.29	0.28	0.30	0.31	0.32
關税	1.10	1.11	1.07	1.15	1.27
合計	6.65	6.85	8.21	9.65	11.75
邦及地方自治體への交附金	1.68	1.81	2.39	2.39	3.00
獨逸國政府取得分	4.97	5.04	5.82	7.26	8.75

* 三月三十一日に終る會計年度。
** 見積額。

クに、即ち三七・二%増加したと推定されてゐる。租税の國民所得に對する割合は、第四十一表に明らかなやうに、二二・八%から二四・八%に増加した。即ち租税收入の増加は營業狀態の改善による國民所得の増加のみではなく、また課税負擔の増加をも反映してゐるのである。

一九三二年以後における税率及び一般的課税機構の變化は、法人所得税を除けば、別に大したものではなかつた。法人所得税の税率は一九三六―三七年に二五%引き上げられたが、次年度には税率の引上は五〇%に達し、徴收額は約二十億ラ

第四十一表 歳入總額及國民所得 (1913-14, 1925——26-1936-37)

出所——獨逸國統計局

年次	單位, 十億ライヒスマルク			租税收入の國民所得に對する百分比
	歳入總額 借入金を含まず	租税收入	國民所得	
1913—14	6.2	4.1	45.7	9.0
1925—26	13.0	10.6	60.0	17.7
1926—27	15.7	11.7	62.7	18.7
1927—28	17.1	13.5	70.8	19.1
1928—29	19.1	14.3	75.4	19.0
1929—30	19.3	14.4	75.9	19.0
1930 —31	18.4	14.1	70.2	20.1
1931—32	16.0	12.2	57.5	21.2
1932—33	13.5	10.3	45.2	22.8
1933—34	14.3	10.7	46.5	23.0
1934—35	16.0	11.9	52.6	22.6
1935—36	17.2	13.3	57.3	23.2
1936—37	20.0*	15.4*	62.0	24.8

* 見積額。

イヒスマルクに上るであらう。一九三二年以降の消費税の徴收額の増加は主として脂肪類課税の復活によるものであつた。個人所得税の徴收額の増加は、ある程度までは、失業者救濟のための特別税を所得税中に包含したことによるものであつた。

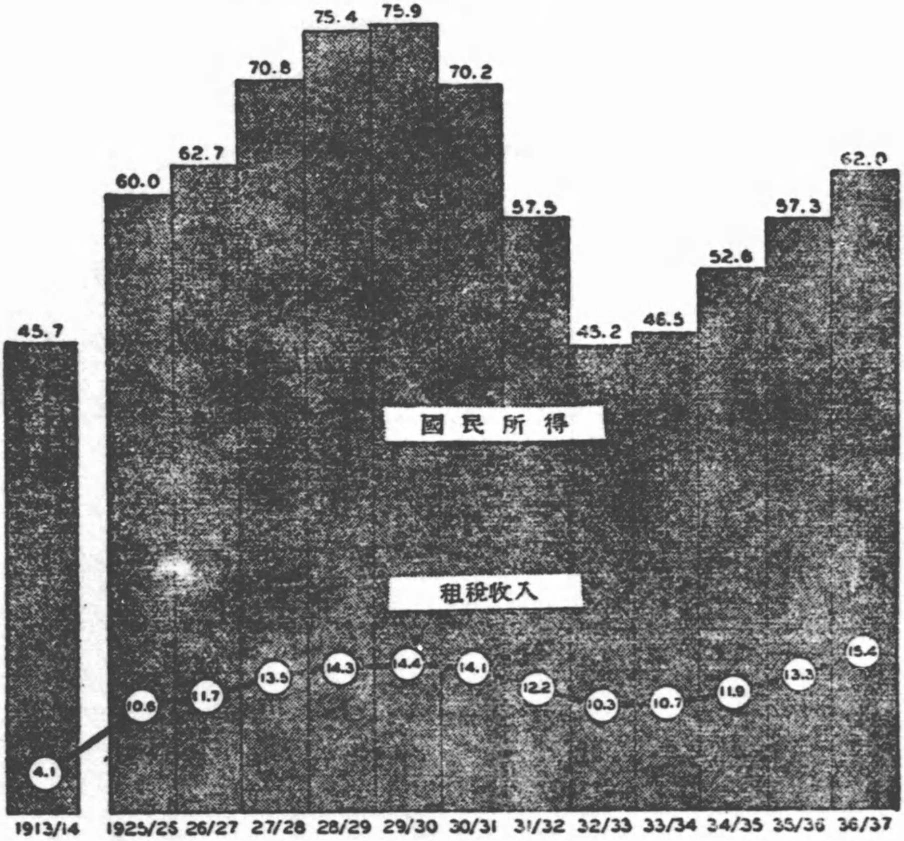
租税收入總額の増加は主として、不景氣の時期に採用された重い税率が景氣囘復の時期にも持續されて來たといふ事實及び法人所得税の激増によるものである。

歳出の増大

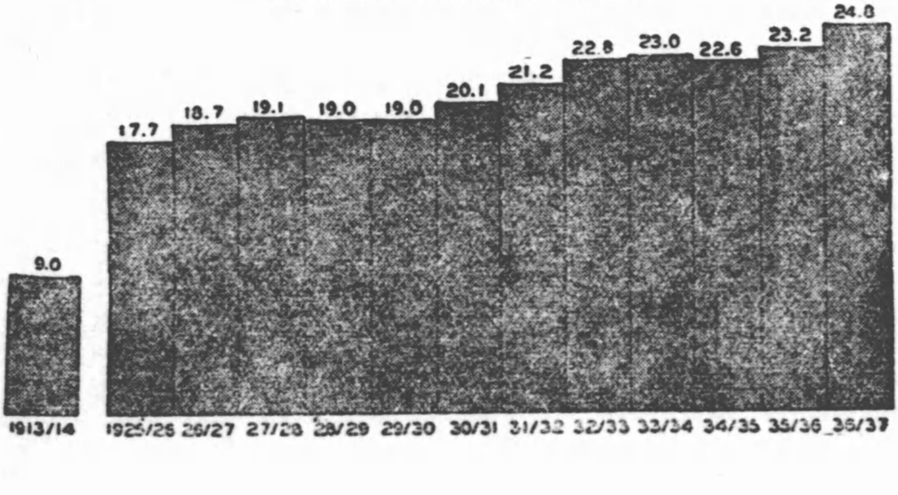
再軍備に費された金額が祕密にされてゐるので、歳出の完全な數字は、一九三三年三月三十一日に終る會計年度を最後とし

第六圖表　歲入總額及び國民所得 (1913-4, 1925-6——1936-7)

出所—獨逸國統計局（單位，十億ライヒスマルク）



租税收入の國民所得に對する百分比



第四十二表　獨逸國政府の歳出(1929—30, 1932—33及1936—37)

(單位, 百萬ライヒスマルク)

項　　目	1929—30	1932—33	1936—27
一般行政,司法及警察	898.3	846.3	1,050.0
軍　事　費	757.5	629.5	7,000.0*
福利及保健施設	1,307.4	1,501.2	750.0
産業及交通施設	343.2	388.5	390.0
公　債　費	630.6	526.0	680.0
大戰に基く負擔	4,043.3	1,735.0	1,600.0
其　　他	63.0	108.5	1,000.0**
合　　計	8,043.2	5,735.1	12,470.0

※　突擊隊を含む。
※※　農業補助を含む。

てそれ以後は發表されてゐない。第四十二表は獨逸國政府の一九二九—三〇年及び一九三二—三三年の歳出及び一九三六—三七年の推定歳出の機能別分類を示してゐる。一九三三年三月以降、一般行政、住宅、教育、産業及び運輸の經費は恐らく大して增加しなかつたであらう。大戰參加者への恩給、病院施設及び戰債のための經費は恐らくは僅かばかり低減したであらう。失業及び福利救濟の經費は著しく低減したが、これは突擊隊費及農業補助勞働制度(landhilfe)[1]のための經費の增加によつて相殺されてゐる。公債の利拂も亦增加した。一九三六—三七年の會計年度に於いて、歳出は約百二十五億ライヒスマルクと推定していゝだらう。同年度に於いて、租税收入は約八十八億ライヒスマルクであつた。この外に政府は約七億三千萬ライヒスマルクを行政收入、郵税、ライヒス・バンクの

1) 政府の農業保護の種々なる對策。

利益金、銀行及産業への貸附の回收、移民が資本引上げのために支拂ふ租稅、及び鐵道會社から受取つた。即ち收入總額は約九十五億ライヒスマルクであつて、借入金によつて賄はねばならなかつた不足額は約三十億といふことになる。所で、一九三六―三七年には獨逸國政府は十五億乃至十七億の長期公債を發行したのであるから、從つて短期債務即ち「祕密」債務の增加は十億ライヒスマルクを甚だしく超過するやうなことはあり得なかつた筈である。この數字は新聞や雜誌に現はれてゐる見積の大部分に較べるとかなりに低いのであるが、獨逸事情に關する愼重な外國人硏究者の見積のあるものよりは高いのである。即ち彼等の信ずるところによれば、一九三六―三七年に於いて租稅及び其他の政府收入に、長期起債によつて調達された資金を加へたものは、政府の經常及び臨時歲出の全額を賄ふに充分であつたのである。兎に角、租稅徵收の激增と救濟費の低減とが、獨逸をしてその一九三六年度軍備計畫を、主として經常收入と長期公債からの實收金とで金融することを可能ならしめたといふことだけは確かに云へるのである。

軍備費と公債

獨逸が再軍備に消費した金額を見積る場合には必ず次の重要な事實を考慮に入れねばならない。それは、獨逸國軍の建設は、獨逸政府がベルサイユ條約の軍備縮小條項による拘束を最早

や認めないといふ公式聲明を發表した遙か以前に着手されたのだといふこと、及び一九三三年及び一九三四年に於いてはその經費の大部分は一般歳入豫算から支辨されたのだといふことである。それ故に、最近二ヶ年間の軍備費は一般に想像されて來たやうに多額である必要はなかつたのである。

一九三三年から一九三六年三月三十一日に至る間の公共土木事業と再軍備計畫との經費は約百五十八億ライヒスマルクと見積られてゐる。その資金は大略次のやうにして調達された(單位十億ライヒスマルク)。

公債の募集及び失業救濟土木事業證券の發行、租税證券の未回收分	八・三
租税證券及び失業救濟土木事業證券の既回收分	一・五
豫算上の支出(從來の小常備軍の維持費は除外)獨逸國失業保險局よりの受入額を含む	六・〇
合　計	一五・八

これは云ふまでもなく概算である。これは斷片的の統計及び消息通との討論に基くものである。約百六十億ライヒスマルクに上るこの總額のうちで、約四十億ライヒスマルクは失業救濟土木事業[2)]に消費されたが、約百二十億ライヒスマルクは陸軍、海軍及び空軍の装備費を示すものである。一九三七年三月三十一日に終る會計年度に於いては軍備費は約七十億ライヒスマ

2) 七六―七七頁參照。

第四十三表　**獨逸國政府の債務**(1932—1936, 各三月末現在)

(單位, 百萬ライヒスマルク)

債務類別	1932	1933	1934	1935	1936
内國債, 合計	8,777	9,457	12,078	15,120	19,095
長期内國債	7,200	6,997	6,790	6,340	7,051
短期内國債*	1,577	2,460	5,288	8,780	12,044
外國債, 合計	3,215	3,037	1,870	1,758	1,738
長期外國債	2,690	2,608	1,613	1,570	1,550
短期外國債	525	429	257	188	188
債務總計	11,992	12,494	13,948	16,878	20,833

* 流通中の又はライヒス・バンクに擔保として供託中の租稅證券と流通中の失業救濟土木事業證券及軍備證券——此等證券の凡ては獨逸國政府によつて發行されたものであるが, その内若干は邦,地方自治體,郵政部及鐵道會社の債務である——の次の如き額とを含む。一九三四年三月十五億ライヒスマルク, 一九三五年三月四十五億ライヒスマルク, 一九三六年三月六十五億ライヒスマルク。保證債務額は一九三四年三月三十一日に九億ライヒスマルク, 一九三六年三月三十一日に二十五億ライヒスマルクであつた。

ルクと見積つていゝだらう。この金額のうち、十五億ライヒスマルク以上は長期公債から得られ、そして約十億ライヒスマルクは恐らく短期金融によつて得られたであらう。

それ故に、一九三三年三月以降の獨逸國政府の債務增加は、外國で普通に考へられて來たよりも遙かに少額である。第四十三表に示されてゐるやうに、政府の債務總額は一九三三年三月三十一日の百二十五億ライヒスマルクから、一九三六年三月三十一日の二百八億ライヒスマルクに增大した。この增加の殆んど凡ては短期公債の增加によるものであつた。併し乍ら、若干の短期公債は、邦、地方自治體、郵政部及び獨逸國鐵道會社のために發行されたものであるから之を控除しなければならない。此等の

戻受可能の證券は約二十五億ライヒスマルクに上つてゐる。一九三六―三七年の期間に、長期公債は約十七億ライヒスマルク增加し、短期公債は約十億を增加し、獨逸國保證證券を除いて總額約二百十億ライヒスマルクに上るに至つた。

一九三三年及び一九三六年の三月三十一日に於ける、邦、ハンザ同盟都市及び地方自治體の負債は左の如くであつた(單位十億ライヒスマルク)。

統治體	一九三三年三月三十一日	一九三六年三月三十一日
邦	二・五	二・五
ハンザ同盟都市	〇・七	〇・七
地方自治體	一一・九	一三・二
計	一五・一	一六・四

一九三六―三七年の間には、此等統治單位の債務は恐らく殆んど變らなかつたであらう。かくて一九三七年三月三十一日の獨逸の公共債務總額は、三百七十億ライヒスマルク以上に上ると[3]見積つて差支へないだらう。因みにそれは一九三三年三日三十一日には二百七十六億ライヒスマルク、更に遡つて一九一四年には三百三十億ライヒスマルクであつた。しかし獨逸國の現在の負債は過大に失するとは思はれないのであつて、現在の所ではそれは獨逸金融制度に何

3) 獨逸國政府が郵政部及び鐵道會社のために契約した十億ライヒスマルクを含まず。

等の脅威をも與へてはゐないのである。巨額の短期債務即ち流動債務は整理を必要とする。しかし、事業が引續き高度の活動を持續する限り、それら債務の滿期日の到來に際して何等かの困難が生じやうとは思はれない。何故なら國家が投資資金のあらゆる源泉に完全な政治的統制を行使してゐるからであり、また新規借入の必要が今後數年中に期待される軍備費の割合の低下と共に減少するに至るであらうからである。

要約及結言

獨逸の財政金融機構は一九三二—三三年から一九三六—三七年に至る間の租稅徵收の五十一億ライヒスマルクの增加、卽ち七六・七%の增加によつて救はれた。同一期間内に、失業救濟費は約十九億ライヒスマルクを減少したのであつて、その結果此等二つの原因から合計約七十億ライヒスマルクに及ぶ豫算狀態の改善をみたのであつた。一九三三年四月から一九三七年三月に至る間の租稅收入增加總額は約百五億ライヒスマルクであつた。正規の各省の支出には大した變化はなかつたのだから、この金額の大部分は公共土木事業費と再軍備計畫とに充用され得たしまた充用されたのであつた。

歳入の增加は政府をして公共土木事業と再軍備計畫とを、公債の危險なほどの增加なしに金

融することを可能ならしめた。この計畫の經費は約二百二十億ライヒスマルクと見積られてをり、それは經常收入と短期を主とする借入金とから殆んど同じ割合で賄はれたのであつた。

一九三七年三月三十一日に於ける獨逸の公債は三百七十億乃至三百八十億ライヒスマルクと見積られてゐるが、それは一九三三年三月三十一日以降に於いて約百億ライヒスマルクの增加を、また戰前の公債に比して四十億ライヒスマルクの增加を示してゐる。この增加の大部分は短期債務の形で生じた。債務總額のこの大さは獨逸の如き經濟力をもつ國にとつては過大に失するものではない。短期債務の整理は、政府自身が統制及び宣傳の政治的權力を握つてゐることだから、何等の困難をも惹起せしめるやうなことはないと思はれるのである。

昭和十五年九月一日印刷
昭和十五年九月十日發行

ナチス獨逸の經濟的發展
（定價貳圓參拾錢）

譯 代表者 大原社會問題研究所 高野岩三郎

發行者 東京市神田區神保町一ノ三九番地 栗田確也

印刷者 東京市牛込區改代町二四番地 田中末吉

（理想社印刷所印刷）

發行所 東京市神田區神保町一ノ三九
振替東京一一二三四番
電話神田(25)代表二一六一番(5)
栗田書店

大原社會問題研究所編

獨逸社會政策と勞働戰線

菊判クロース上製函入
定價三・五〇　送料二三

ナチス獨逸における國民協同體實現の主要手段として最も重要視されつゝある社會政策と、國民再組織の樞軸たる創造的國民の勞資一體的統一的組織としての獨逸勞働戰線とを、その積極的建設的側面においてその實績に卽しつゝ呈示せるところに本書の特徵がある。本書によつて我々は勞働戰線の統制的・拘束的機能とならんで、その社會政策遂行のための協力機關としての重要性を窺ひ得る。こゝにこそ特にわが勞働行政當局と産業報國運動者のついて學ぶ可き多くが横はつてゐる。

大原社會問題研究所
權田保之助著

勞働奉仕制の意義及業績

四六判クロース上製函入
定價一・七〇　送料一二

獨逸の勞働奉仕制の眞趣は「獨逸國は一切の獨逸人の郷土なり」と「公益は私益に先つ」といふ國民社會主義的世界觀の二個の根本命題に根柢してゐる。古き自由主義的世界主義的利益社會的世界觀を否定して新しき全體主義的民族的協同社會的世界觀を昂揚し、以て全體主義的民族國家機構に邁進しつゝある獨逸がその適正有效なる手段として採れる勞働奉仕制の眞姿を闡明せる好著である。

東京市神田區神保町一丁目
栗田書店
振替東京一一二三四番

栗田書店刊行書

(詳細目錄進呈)

著者	書名	定價	送料
木村孫八郎著	新聞經濟面の讀み方(金融篇)	二・五〇	一四
同	同(産業篇)	二・五〇	一四
同	同(相場篇)	二・五〇	一四
同	同(財政篇)	二・五〇	一四
同	同(貿易篇)	二・五〇	一四
千葉龜雄編	新訂版 新聞語辭典	二・五〇	一四
外村史郎編	改訂 ロシア語辭典	一・九〇	一四
アレトン・チシカ著 高山洋吉譯	棉―世界木棉戰―	一・九〇	一〇
コムアカデミア經濟學研究所著	貨幣と信用	三・五〇	二二
資源局編纂	米國總動員計畫	一・〇〇	一二
田中貢著	日本工業政策	三・〇〇	二二
田中貢著	商業政策	二・五〇	一八
文學アカデミヤ註釋 八住利雄譯	トルストイ最後の日記	二・八〇	二二
ハウゼンシュタイン著 坂本勝譯	裸體藝術社會史	四・五〇	二二

15年 9 月25日 176

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	閲 渚	閲 [illegible]	中 閲	閲 宇	閲 [illegible]
[illegible]	[illegible] 渚	閲 渚	閲 右	閲 松	閲 上	閲 [illegible]	中 閲	閲 新	閲 松
閲 宇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]					

レト97